

平成27年度

地域生活支援拠点等整備推進モデル事業 報告書

厚生労働省 障害保健福祉部 障害福祉課

# 地域生活支援拠点等の整備について

- 障害者及び障害児の入所施設や病院からの地域移行を進めるとともに、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害児者の生活を地域全体で支える体制の構築が急務となっています。
- 地域には、障害児者を支える様々な資源が存在し、これまでも地域の障害福祉計画に基づき整備が進められているところですが、それらの間の有機的な結びつきが必ずしも十分でなく、効率的・効果的な地域生活支援体制となっていない、重症心身障害、強度行動障害や遷延性意識障害等の支援が難しい障害児者への対応が十分でないとの指摘があります。また、地域で障害児者やその家族が安心して生活するためには、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制の整備が必要であるとの指摘があります。
- このため、障害児者の地域生活支援に必要な緊急対応等ができる機能について、障害者支援施設やグループホーム等への集約や必要な機能を持つ主体の連携等により、障害児者の地域生活を支援する体制の整備を行うため、地域生活支援拠点及び面的な体制の整備を推進していくことが必要です。
- 今般、平成27年度地域生活支援拠点等整備推進モデル事業の実施状況をとりまとめましたので、ご紹介いたします。



# 地域生活支援拠点等整備推進モデル事業一覧

番号	都道府県	自治体	事業概要
1	栃木県	栃木市	地域一体となった支援体制を構築するために、複数の法人を運営主体とした拠点モデルを整備。 特に、拠点における体験の機会・場の提供や緊急時の受入体制の整備にあたってニーズや地域の課題を検証。
2		佐野市	拠点を担う1つの社会福祉法人と、居住機能や地域支援機能等を持つ3つの社会福祉法人を中心に連携体制を構築。
3	千葉県	野田市	特別養護老人ホームとグループホーム(共同生活援助)を基幹施設とした地域生活支援拠点を整備。
4	東京都	大田区	基幹相談支援センターを中心に、通所施設や緊急一時保護施設等で機能を分担した面的な整備体制を構築。
5		八王子市	市内の障害者支援団体と連携し、地域で生活するために支援を必要とする障害者のニーズを把握し、支援を実施・検討しながら拠点の面的整備を進める。 地域の様々なニーズを調査・検証するとともに、地域生活支援の在り方を研究。
6	新潟県	上越市	緊急時における速やかな相談支援体制の整備と「重度かつ高齢」になった障害者に対する支援のあり方を検討。
7	京都府	京都市	地域における障害者(児)の生活支援を図るため、1箇所の障害者地域生活支援センターにおいて地域生活支援拠点を設置し、土日祝日・年末年始における相談対応を行うとともに、特に緊急時に障害福祉サービスの利用調整の必要の高い方に対して、あらかじめ関係機関の役割分担等を記載した「緊急対応プラン」を作成。
8	山口県	宇部市	ふれグループホーム、おたすけショートステイ、とりあえず相談窓口を活動の中心とする拠点を整備。 拠点も含め、既存の機関、地域支え合い包括それぞれの特徴を活かした面的なネットワークの充実。
9	大分県	大分市	複数法人により地域連携型で各事業所が有するサービスをコーディネートするため、安心コールセンターを設置し、緊急事態に直接的なケアを行うための人的体制を構築する。

## 地域生活支援拠点等の整備に際しての留意点等について

- 平成27年度地域生活支援拠点等整備推進モデル事業(9自治体において実施)の成果を踏まえ、地域生活支援拠点等を整備する上で必要不可欠な観点、留意すべき点等をまとめましたので、参考としていただき、地域の実情に応じた積極的な体制整備をお願いします。(※ 地域の実情により必ずしも全ての事項を網羅する必要はありません。)
- 各自治体における取組の具体例を別紙にお示しますので、併せて参照ください。

### 1 協議会等の活用

- 協議会等を十分に活用し、どのような支援の拠点等を整備するか、の整備方針を検討することが重要です。

#### 【ポイント】

- (1) 地域の実情に応じたニーズを把握し、課題を共有する。
- (2) 地域分析(アセスメント)にあたって、関係者からのヒアリング、調査等の方法を検討する。
- (3) 関係機関等の連携・緊密化を図るため、事業所間・職種間の信頼関係構築の手法を検討する。

#### 【必要な視点】

- 地域生活支援拠点等が担う必要な機能(①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受け入れ・対応、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり)の5つの必要な機能をどのように組み合わせ、どの機能を充実・強化するか、付加する機能の検討も踏まえ、地域においてどのような体制を構築するか、目指すべき拠点等の整備方針を掲げることが必要です。

## **2 関係者への研修・説明会の開催**

- 整備方針を踏まえ、拠点等を運営する上での課題を共有することが重要です。

### **【ポイント】**

- (1) 利用者・家族を取り巻く専門職や地域住民に対して拠点等の意義の説明を行い、課題の共有を行いながら、解決策の提案を受ける。
- (2) 研修会等を通じ、地域の社会資源等の情報共有を図るとともに、関係機関、専門職の役割を認識する。

### **【必要な視点】**

- 障害児者の生活を地域全体で支える核として機能させるためには、拠点等の理解促進・普及啓発を進めるとともに、拠点等に関与する全ての機関、人材の有機的な結びつきを強化することが必要です。

## **3 地域生活支援拠点等の整備類型、必要な機能の検討・検証**

- 拠点等の整備方針、機能が地域の実情に適しているか、課題に対応できるか、十分に検討・検証することが重要です。

### **【ポイント】**

- (1) 多機能拠点型・面的整備型等の整備類型について、地域定着支援等を十分に活用し、地域の実情に応じた機動的な運営が図れる体制かどうか検証する。
- (2) 相談機能の現状、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応を行う体制が十分か、また、専門的な人材の養成・確保のための対策を講じているか、地域の体制づくりのために必要な機能を満たしているか等、随時見直しを行い、拠点としての機能の充実・発展を図る。

### **【必要な視点】**

- 地域の社会資源等を十分に活用し、緊急時の対応を含めた安定的な連絡体制の確保を図るため、中長期的に相談機能をはじめとした必要な機能の見直し、強化を図っていくことが求められます。

## 1 協議会等の活用

### (1) 地域の実情に応じたニーズを把握し、課題を共有する。

- ・ 自立支援協議会内にケアマネ連絡会(相談支援専門員等で組織)を設置し、相談支援業務から得られるニーズや社会資源の整理等を行っている。[上越市]
- ・ モデル事業を実施するにあたり、準備委員会を設置し、自立支援協議会委員も参加いただきながら、障害者(家族)の実態とニーズに関するアンケート調査を通じ、課題の抽出と検討を行った。[宇部市]
- ・ 自立支援協議会で地域の課題を抽出し、拠点等に必要な機能を検討した。その結果、緊急時対応の機能がシステム化されていないことから、優先的に整備することとした。[栃木市]
- ・ 協議会に、現行の委託相談支援事業所や障害福祉サービス事業所の職員から構成される作業部会を設け、直接的に支援している職員間で、地域の障害者の地域生活に必要な支援の具体的な検討を行った。[大分市]

### (2) 地域分析(アセスメント)にあたって、関係者からのヒアリング、調査等の方法を検討する。

- ・ 親の会等の障害者団体(8団体)へのヒアリング、緊急短期入所委託先へ事業説明を行い、意見交換を行った。[京都市]
- ・ 5か所の市が委託する相談支援事業所に「地域生活準備サポート要員」を配置し、障害者が地域で日常生活を送るうえでどのような困難なことがあり、どのような支援がなされれば解決するのかを実際に相談などの活動(支援)をしつつ聞き取り調査を行った。ときには福祉関係者や施設やその他の機関などを訪問したり、家族から聴取したり、本人に同行するなどして調査した。また、1件ごとに「電話」「メール」「訪問」など、どのような手段で活動(支援)を行ったか、その活動(支援)にどれくらいの時間を要したのか調査し、記録し、集計してニーズの多寡や傾向などについて検証した。[八王子市]
- ・ 緊急時の現状を把握するため、関係する福祉サービス事業所(相談支援、短期入所、居宅介護)に対して実態調査を実施した。また、体験短期入所事業の中で意見交換を行うことでニーズを確認した。[栃木市]
- ・ 地域生活支援拠点等について求められる機能について、具体的な内容について検討するにあたって、関係団体にヒアリング、アンケートを行った。相談支援事業所から業務を通じて困難に感じていること等の聞き取りを行った。[佐野市]

### (3) 関係機関等の連携・緊密化を図るため、事業所間・職種間の信頼関係構築の手法を検討する。

- ・ 緊急時の受け入れ・対応を整備するにあたり、関係する福祉サービス事業所(相談支援、短期入所、居宅介護)で話し合う機会を設け、事業所間の意識の統一を図った。また、緊急時には連携が図れるように違う事業同士でも意見交換を行った。[栃木市]
- ・ 今後のスケジュールとして、平成28年7月から、関係の社会福祉法人や医療法人などの代表者会議を開催し、地域生活支援拠点整備について事業所間などで合意形成を図っていく。[上越市]
- ・ 複数法人による地域連携型で、法人の垣根を越えて、公立・中立性を保持したコールセンターを創設するため、市が管轄する施設を活用する。[大分市]
- ・ 自立支援協議会の地域移行・継続支援部会は、5か所の市委託相談支援事業所職員をはじめ、障害福祉サービス事業所等職員、入所支援施設職員、難病患者支援団体等関係者、精神障害者を支援する機関の職員、精神科病院ソーシャルワーカー、障害当事者、一般公募市民、市職員など様々な機関・関係者が集まり意見の交換を行う場でもあり、今回部会の下にPTとして位置づけた準備委員会にも兼務で出席する委員も多く、地域生活支援拠点整備(準備)のため集まる頻度も高く、現場で得た課題や問題点について検証・検討するなかで、5拠点事業所の職員だけでなく、他事業所、機関等、職種等を問わず信頼関係が構築できた。[八王子市]

## 2 関係者への研修・説明会の開催

### (1)利用者・家族を取り巻く専門職や地域住民に対して拠点等の意義の説明を行い、課題の共有を行いながら、解決策の提案を受ける。

- ・ 地域生活支援拠点等の面的体制整備の中核となる障がい者総合サポートセンターにおいて、「大田区障がい福祉従事者人材育成基本方針」を策定し、方針に基づいた研修等を実施することで、地域における課題を共有した。[大田区]
- ・ 障害者支援学習会を行い、本事業の周知をした。障害者支援学習会は、地域への説明を兼ね公開講座とした。学習会開催を広く周知するため、市広報に掲載したほか、障害福祉関係以外の方や障害当事者の方の参加を促すため、民生委員や高齢者支援機関等、市内の各事業所、特別支援学校などにポスター・チラシを配布し、広く周知することに努めた。学習会の中で、知的、精神障害者の当事者から、日常生活で困っていることやどのような支援があれば良いと感じているか等について直接、参加者に向けて話をしてもらったことも障害者が地域で生活するうえでの課題の共有に役立つものと考えた。[八王子市]
- ・ 障害者関係団体を通じ、障害当事者やご家族が日常的に抱える課題と、それらを解決・改善するための方策についてご意見をいただくとともに、障害福祉サービス事業所に対しても、事業所における課題についてご意見をいただきました。[宇部市]
- ・ 専門家を招聘することも検討したが、検討した内容を知ってもらいたい・伝えたいの思いから講演会・シンポジウムを企画、開催。自分たちで、企画することで、機能のありかたについて、より具体的に表現することができた。関係者が一緒になって作り上げることで連携を深めることができた。[佐野市]

### (2)研修会等を通じ、地域の社会資源等の情報共有を図るとともに、関係機関、専門職の役割を認識する。

- ・ 専門的人材の確保・養成のための対策として、発達障がいの早期発見・早期療育に併せて、各関係機関が連携して発達段階に応じたサポート体制を作り上げていくため、発達障がい者における専門家の育成を目指した研修を実施した。[野田市]
- ・ 地域生活支援拠点を整備する上で地域の社会資源である医療機関との連携は重要であると考え、どのように連携を図っていくかが今後の課題でもある。また、研修会については、強度行動障害や喀痰吸引など専門的な研修等を積極的に実施していく。[上越市]
- ・ 協議会等を通じて、委託相談支援事業所からの情報提供等により、夜間帯の精神障害者への支援の難しさを認識することとなった。[大分市]
- ・ 緊急時の受け入れ・対応には、緊急事態が起こらないために様々な想定しておくことや社会資源の利用の検討等の事前の備えが必要である。それには相談支援専門員が特に大きな役割をもつと考えらえるため、相談支援担当者会議にて繰り返し緊急時対応の支援について検討を行った。[栃木市]

### 3 地域生活支援拠点等の整備類型、必要な機能の検討・検証

(1)多機能拠点型・面的整備型等の整備類型について、地域定着支援等を十分に活用し、地域の実情に応じた機動的な運営が図れる体制かどうか検証する。

- ・ 区のすでにある資源を適切に把握し、有機的な連携が図れるよう、スーパーバイザー、協議会等を活用し検証した。[大田区]
- ・ 既存の障害者地域生活支援センターに機能付加したことから、「面的整備型」を採用した。[京都市]
- ・ 本市においては多くの事業所が開設されていることに加え、それらをつなぐネットワークづくりもすでに取り組んでいることから、既存の機関の機能を生かしつつ、そこから漏れるニーズに特化した拠点(地域生活支援拠点)を設置し、その拠点を含め分担して機能を担う体制(面的整備)を形成する折衷モデルとして、拠点整備を強化していきます。[宇部市]
- ・ 地域定着支援等を活用しながら、各地域の社会資源等を活用し、面的整備として関係障害福祉事業所間で連携を図っていく。また、地域定着支援の充実(即対応できる支援体制)や地域定着支援をグループホーム利用者にも活用できる仕組みづくりなどの検討も必要であるとする。[上越市]

(2)相談機能の現状、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応を行う体制が十分か、また、専門的な人材の養成・確保のための対策を講じているか、地域の体制づくりのために必要な機能を満たしているか等随時見直しを行い、拠点としての機能の充実・発展を図る。

- ・ 平成27年度は主に「相談」と「緊急時の受入」のコーディネートを担当するものとして事業を実施した。[京都市]
- ・ 年度ごとに進捗状況を把握し、平成29年度末において、必要な機能が充たされるよう取り組んでいく。[大田区]
- ・ 既存の地域資源を十分に活用して、中・長期的な視点に立って、無理なく持続可能な地域生活支援体制を構築するため、必要な機能については、運営開始後において、障害者のニーズを的確に把握しながら段階的に整備していくことも視野に入れながら人員体制等の具体的な検討を行っている。[大分市]
- ・ 地域生活支援拠点等の機能について、また、相談事例について、自立支援協議会等で検討を行い、関係機関の役割の理解と適切に連携できる体制をつくり連携を強化することを今後の取り組みの中に盛り込んだ。[佐野市]





## ○目次

1. 栃木県 栃木市
2. 栃木県 佐野市
3. 千葉県 野田市
4. 東京都 大田区
5. 東京都 八王子市
6. 新潟県 上越市
7. 京都府 京都市
8. 山口県 宇部市
9. 大分県 大分市

# 地域生活支援拠点等整備推進モデル事業



栃木市マスコットキャラクターとち介

平成28年3月  
栃木県 栃木市

# 目 次

1.	栃木市の紹介	2
2.	事業目的及び事業実施主体	3
3.	事業要旨	3
4.	地域生活支援拠点等の整備の類型について	4
5.	事業内容	5
(1)	準備委員会の開催	5
(2)	専門家の招聘、関係者への研修	6
(3)	緊急時対応に関する調査	6
(4)	体験短期入所事業	9
6.	必要な機能の具体的な実施内容	11
(1)	相談	11
(2)	体験の機会・場	11
(3)	緊急時の受け入れ・対応	11
(4)	専門的人材の確保・養成	11
(5)	地域の体制づくり	12
7.	事業実施の結果及び今後の課題・方針	12

# 1. 栃木市の紹介

## (1) 栃木市の位置と地勢

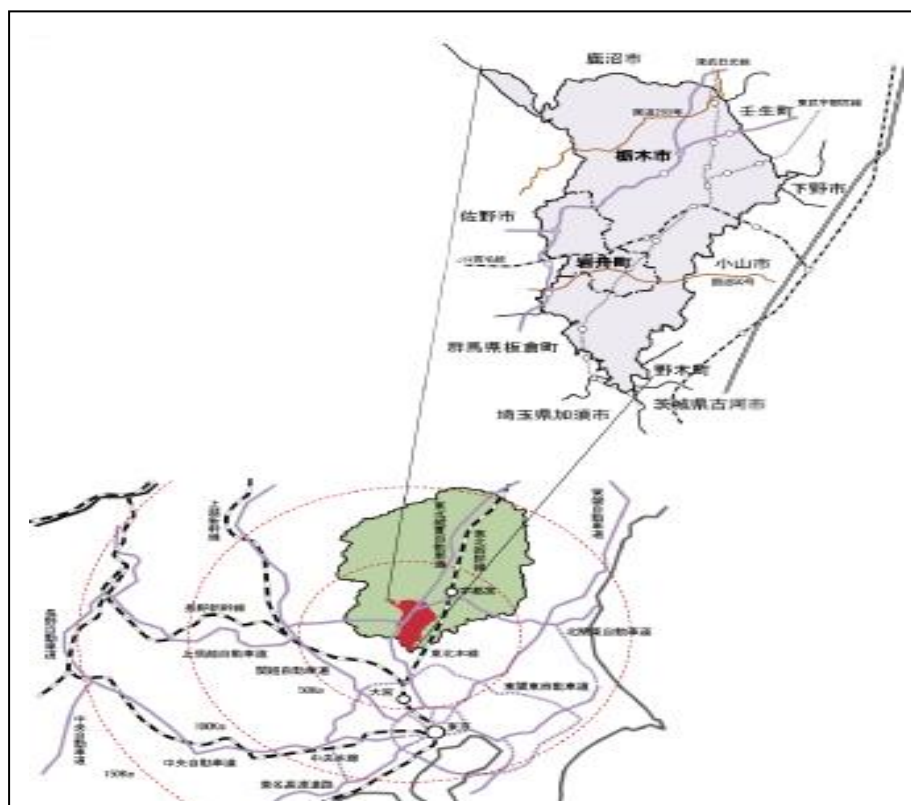
平成22年3月の1市3町（旧栃木市・旧大平町・旧藤岡町・旧都賀町）による合併、平成23年10月の旧西方町との合併、平成26年4月の旧岩舟町との合併を重ね、新しい栃木市としてスタートした。

本市は栃木県の南部に位置しており、東京から鉄道でも高速道路でも約1時間の距離にある。南北約33.1km、東西約22.3km、面積331.50km<sup>2</sup>の市域を有し、壬生町、小山市、野木町、佐野市、鹿沼市などに接しており、また、茨城、栃木、群馬、埼玉の4県の県境が接する稀有な地域でもある。

首都圏と東北地方を結ぶ南北交通軸と、太平洋と日本海の玄関口を結ぶ東西交通軸の結節点に位置するという地理的優位性を有しており、多様な交流が容易となる恵まれた立地条件は本市の強みとなっている。

また、北東部から南東部にかけては関東平野に連なる平坦地が広がり、県内有数の農業地帯でもある。

図1：栃木市の位置



## (2) 人口及び人口構成

本市の総人口は平成27年3月31日現在163,765人でここ5年間においては、やや減少傾向となっている。また、年齢3区分人口構成は、年少人口(0～14歳)割合が12.0%、生産年齢人口(15～64歳)の割合が60.2%、高齢者人口(65歳以上)割合は、27.8%であった。高齢者人口が年々増加しており、少子高齢化が進行している。

### (3) 障がい者手帳所持者

本市の障がい者手帳所持者は各障害種別ともに近年やや増加傾向にある。平成27年3月31日現在の障がい区分別所持数は、身体障害者手帳が5,802人と最も多く、次に、療育手帳が1,307人、精神障害者保健福祉手帳が770人と身体障害者手帳の割合が全体の7割強となっている。また、身体障害者のうち、1・2級の重度障害者が47.8%、65歳以上の障害者が69.6%であり高齢化が目立っている。

## 2. 事業目的及び事業実施主体

### (1) 事業目的

障がい者の高齢化・重症化や「親亡き後」も見据え、障害児・者が住み慣れた栃木市で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを作るために地域生活支援拠点の整備として相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つの機能の強化を図ることが求められている。本事業より開催する準備委員会において、多機能拠点整備型、面的整備型の整備手法の採用も含めた検討を行うことにより、市町村合併で広大になった市の地域生活支援拠点を整備する。また、複数の法人が運営主体として参画することにより、特に既存の福祉サービスでは対応が不十分な状況である緊急時の対応を中心とした支援体制を構築することを目的とする。

### (2) 事業実施主体

栃木市

## 3. 事業要旨

### (1) 準備委員会の開催

自立支援協議会に準備委員会を設置し、市内相談支援専門員の定例会議（相談支援担当者会議）と連携し、地域の特性に合った機能の整理、整備方針等について検討を行う。

### (2) 専門家の招聘、関係者への研修会の開催

障害者の地域生活支援に関して知見を有する専門家を招聘し、準備委員会の委員や相談支援事業者を含めた関係者、一般市民向けの研修会を開催する。

### (3) 緊急時対応に関する調査

緊急事態が起きた際に適切な支援や必要となる社会資源等を把握するために、福祉サービス事業所に対し、過去に緊急事態の内容や対応した人数、対応方法及び課題について実態調査を行った。

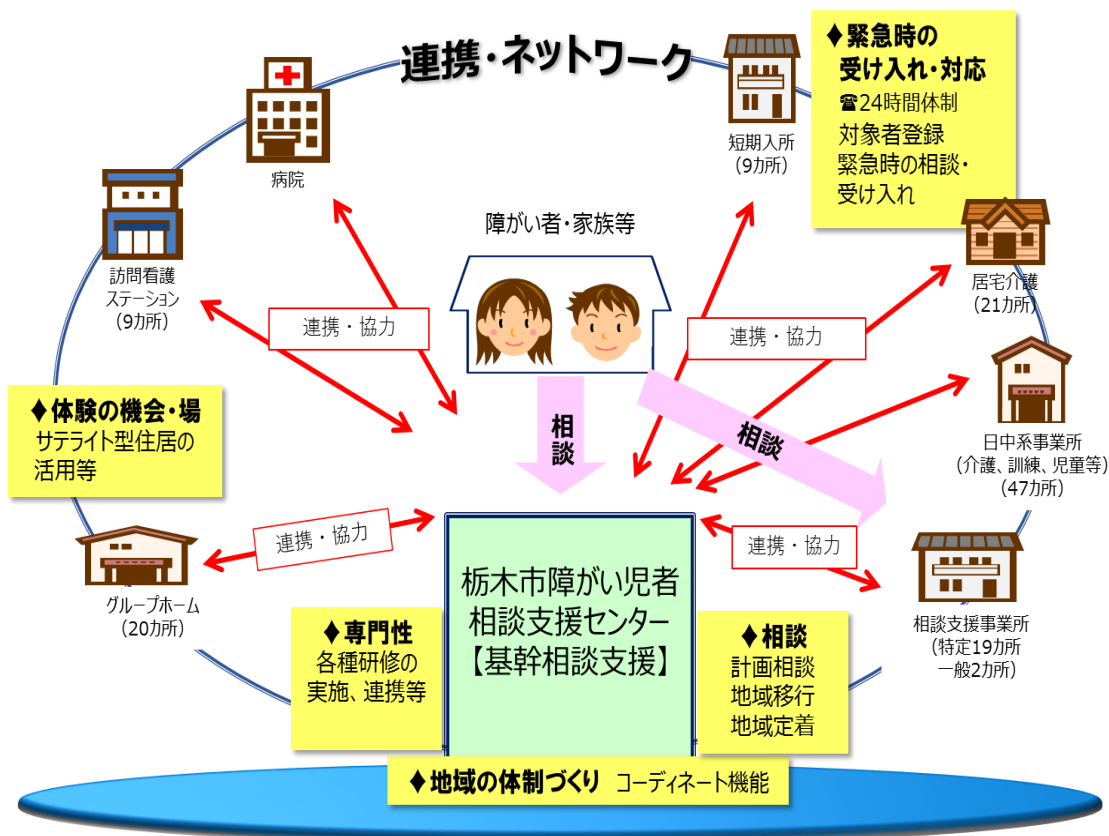
(4) 体験短期入所事業

親元で生活している障害者の中で「宿泊を伴うサービスの利用がなく短期入所等を利用するのは不安」「短期入所を利用したが、親と離れて不安定になり宿泊できなかった」等の声が聞かれることから、拠点における体験の機会・場の提供や緊急時の受け入れの体制の整備を行うにあたり、障害者のニーズや地域の課題を検証する必要があるため、短期入所の支給決定をしていない障害者に体験利用してもらうことにより、課題等を整理し、来年度以降の本格実施に向けた準備を行う。

## 4. 地域生活支援拠点等の整備の類型について

地域生活支援拠点の整備について、栃木市は多くのサービス事業所が存在する特性や今回のモデル事業において団体や事業所から得られた意見を踏まえ、地域が一体感を持った支援を行うため、栃木市障がい児者相談支援センターを中核とし、既存の事業所を活用・機能強化する「面的整備」として整備をしていく。

図2：地域生活支援拠点等整備のイメージ図



## 5. 事業内容

### (1) 準備委員会等の開催

平成 27 年 7 月に自立支援協議会に「地域生活支援拠点整備準備委員会（以下、準備委員会とする。）」を設置した。下部組織に障がい者等支援担当者会議（各種障がい福祉サービス事業所等のリーダー級職員で組織）があり、現場での支援を行う職員として地域生活支援拠点の整備についての協議及び必要な調査研究等を行った。また、平成 24 年度から相談支援担当者会議（相談支援専門員等で組織）の中で、相談支援業務から得られるニーズや社会資源の整理等を行い、栃木市の地域課題の検討等を行っていた流れから積極的に地域生活支援拠点の整備について議論し、障がい者等支援担当者会議へ報告・提案した。

表 1：準備委員会等の内容

<b>自立支援協議会</b> （社会福祉関係機関・団体・学識経験者で組織）	
<b>準備委員会</b> （障がい福祉関係団体・学識経験者で組織）	
7 月 31 日	①準備委員会を設置 ②整備について方針の提案
1 月 29 日	①検討や協議等結果報告 ②平成 28 年度整備計画の協議
<b>障がい者等支援担当者会議</b> （各種障がい福祉サービス事業所等のリーダー級職員で組織）	
11 月 24 日	①地域生活支援拠点等整備について説明、協議
2 月 29 日	①検討や協議等の結果報告 ②平成 28 年度整備計画の協議



報告・提案

<b>相談支援担当者会議</b> （相談支援専門員で組織）	
8 月 20 日	①地域生活支援拠点等整備について説明 ②整備方法について方針の提案
10 月 15 日	①緊急時アンケート調査の結果報告 ②グループワーク「拠点のこと、もっと知りたい!!聞いてみたい!!」 「どんな社会資源があったらいいか」
11 月 12 日	①グループワーク「自分たちでつくる緊急時のための資源」
1 月 21 日	①体験短期入所の報告 ②緊急時対応を取り入れたサービス等利用計画 ③グループワーク「担当ケースの緊急時対応をどう考えるか」
2 月 18 日	① あんなとき、こんなときはどうする?～モデルケースから考える～

## (2) 専門家の招聘、関係者への研修

障がい福祉に携わる関係機関や障がい者団体を対象に、地域生活支援拠点の整備について講演会を開催した。多機能拠点整備型で整備をすすめ24時間コールサービスの受付や、夜間・休日等の緊急時に短期入所や居宅介護の対応支援を既に実践している上越市の地域生活支援拠点の整備について学ぶ機会を設けた。12月には内閣府で障害者施策に携わっていた又村あおい氏を招いて、地域生活支援拠点の背景や整備に向けたポイントを講演していただいた。また、自立支援協議会の中で地域生活支援拠点整備を議論していくため、北信地域障がい福祉自立支援協議会での検討方法や行政と関係機関が協力して整備していく必要性等を学んだ。

表2：関係者への内容等

	講演会・シンポジウム等	参加者
9月18日	上越市における地域生活支援拠点の整備について 講師：社会福祉法人みんなでいきる 片桐公彦氏	関係機関 団体 95名
12月5日	ひとまかせにしない！みんなで考える地域生活支援拠点 ～どうつくる地域生活支援拠点～ 講師：全国手をつなぐ育成会連合会政策センター委員 又村あおい氏	一般市民 関係機関 団体 83名
12月16日	地域生活支援拠点等の整備について ～利用者中心の事業展開～ 講師：長野県地域支援力向上スーパーバイザー 福岡寿氏	関係機関 68名

## (3) 緊急時対応に関する調査

緊急を要する本人や家族からの相談や短期入所、居宅介護等の依頼には、それぞれの事業所や担当者が独自に判断して、調整し、解決しており、対応した後も行政が把握していないケースも多い。日頃から利用している福祉サービスで対応できる場合もあれば、緊急の事態に対応できる事業所や福祉サービスがないこともあると思われる。

今後、緊急時に円滑な対応ができるよう整備するため、相談支援専門員に対してこれまでに支援した緊急事態の内容やその時に必要となった福祉サービス、社会資源等を調査した。また、実際に受け入れを依頼される短期入所事業所、居宅介護事業所に対しては、対応した人数や対応できなかった人数を調査した。

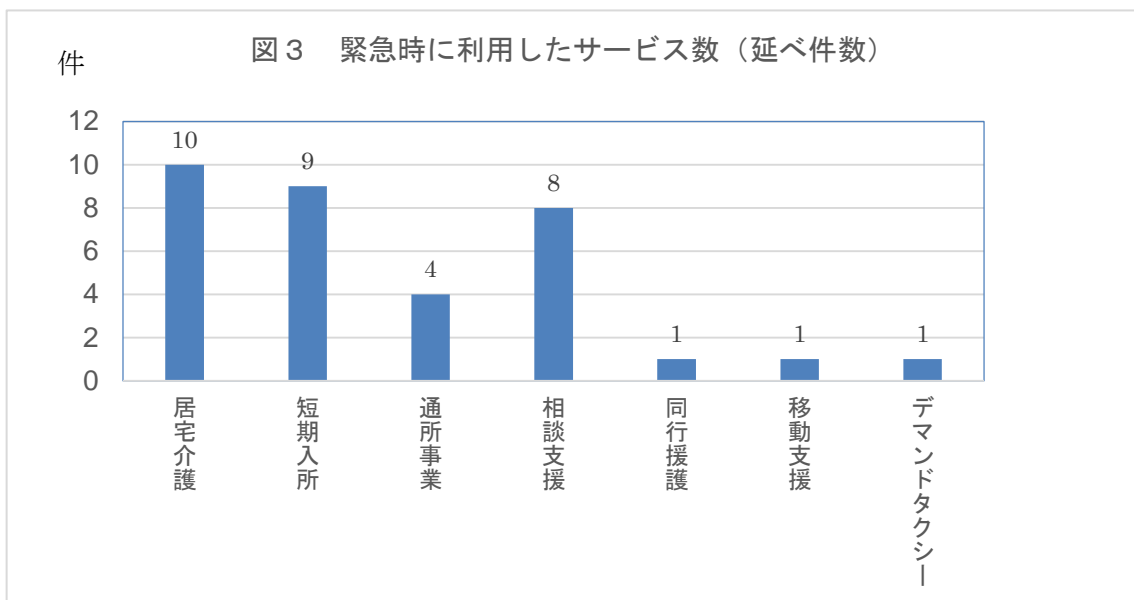
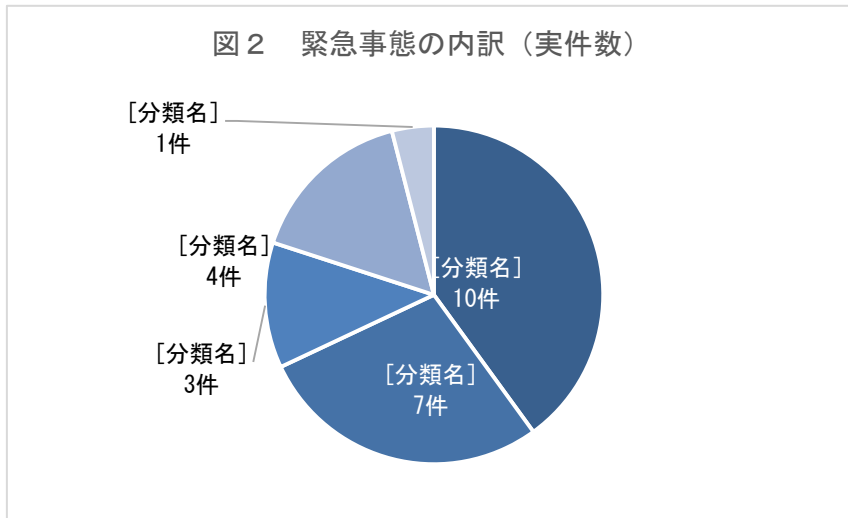
### ① 相談支援事業所

25件の緊急事態があり、大きく分けて「介護者の病気・入院」「本人の病気・病状の悪化」「本人の問題行動」「事件・事故」「虐待問題」であった。その際に利用したサービスは、居宅介護（家事援助、通院介助）、同行援護、短期入所、生活介護等であった。また、夜間でも緊急に対応してくれる短期入所、居宅介護等の福祉サービスが必要とされるサービスであった。



表3：相談支援事業所に対する緊急時アンケート結果

	概要(実件数)	利用したサービス等 (延べ件数)	必要な社会資源
介護者の病気・入院	介護者の病気・入院・施設入所により介護ができない(8件)	居宅介護(3件) 短期入所(5件) 通所事業(日中一時・生活介護等)(3件) 相談支援(1件)	起床・安否確認等短時間の支援にも対応するようなサービスや見守り。緊急対応をしてくれる短期入所の受け入れ先
	介護者の入院により事業所等への送迎ができない(2件)	同行援護(1件) 移動支援(1件) デマンドタクシー(1件)	自宅から事業所への送迎サービス。
本人の病状悪化	病状悪化時に受診ができない(5件)	居宅介護(通院)(3件) 相談支援(1件)	緊急時や入退院時の送迎・通院サービス。 休日の相談窓口。
	病状悪化時の家族のみの介護に対応できない(2件)	居宅介護(2件) 短期入所(2件) 通所事業(生活介護)(1件)	緊急短期入所など。
本人の問題行動	家出、迷子、問題行動による身元引受け、捜索(4件)	居宅介護(1件) 相談支援(4件)	夜間に対応してもらえる施設。
事件・事故	事件の際の警察の身元引受けや家族の不安対応(2件)	相談支援(2件)	相談支援専門員の周知。 単身生活者へ見守り支援や包括的訪問サービス。
	事故により単身での生活ができない(1件)	短期入所(1件) 居宅介護(1件)	夜間でもすぐに利用できる短期入所や居宅介護。
虐待	虐待による対応(1件)	短期入所(1件)	



### ②短期入所事業所

平成 27 年 1～12 月で 24 件、合計 176 日の緊急受け入れであった。平均すると月 2 件、一件当たり 7.3 日の支援であった。10 日以上長期化しているケースを除けば 1～5 日で利用終了となっている。

また、依頼があったが満床により 4 件、ケースの状況により 2 件受け入れることができなかった。受け入れた人数と比較すると少ないが、緊急時には対応できるように整備が必要である。

### ③居宅介護事業所

平成 27 年 1～12 月で 47 件、平均すると月 3.9 件の緊急対応であった。サービス別にみると家事援助が多いが、平均すると一件当たりの時間数はすべて 1 時間台とサービスごとで大きな違いはなかった。

依頼があったが支援できなかったのは 11 件あり、5 件はヘルパーの不足により手配できず、その他 6 件は緊急性が低いものや対応できない内容であった。

表4：緊急時に対応した調査結果（居宅介護事業所）

	件数(件)	時間数(時間)	一件当たり(時間)
身体介護	15	26.0	1.7
家事援助	21	20.25	1.0
通院介助	11	19.5	1.8
合計	47	65.75	-

(4) 体験短期入所事業

①目的

- ・緊急時に支援するために最低限必要となる情報や可能な支援内容を把握する。
- ・障がい者や家族の短期入所に対する不安を軽減する方策を明らかにする。

②対象者

過去に短期入所を利用したことがない65歳未満の障がい者とし、1人での宿泊に不安がある障がい者が多いため、家族同伴での利用や宿泊なしの利用も可能とした。

障がい福祉サービス事業所、障がい者関係団体の協力を得て周知、募集した。

③事業所

市内の短期入所事業所

④体験者と事業所の割り当て

障がい特性と体験者の希望を配慮した上で体験する事業所を調整し、緊急時を想定するために利用者の情報を制限するグループを作った。

「情報多いグループ」・・・通常通りの支援（障がい支援区分の認定調査、サービス等利用計画、家族からの情報収集）

「情報少ないグループ」・・・緊急時を想定した支援（家族からの情報収集）

表5 事業所および体験者の内訳

(人)

事業所	情報多いグループ	情報少ないグループ	計
A	2	1	3
B	1	2	3
C	1 (1)	1	2 (1)
D	1	1	2
E	1	1	2
F	1 (1)	1 (1)	2 (2)
G	1	2	3
計	8 (2)	9 (1)	17 (3)

( )は実施できなかった者

#### ⑤体験終了後のアンケート調査

対象者には短期入所を体験した満足度を無記名により記入してもらい、後日郵送にて回収した。また、事業所については、「情報多いグループ」及び「情報少ないグループ」での支援内容の違いや支援の際に必要なとなった情報について調査した。

#### ⑥意見交換会

障がい者関係団体、短期入所事業所を対象に、アンケート調査の結果報告及び体験を実施した上で地域生活支援拠点や緊急時の対応として期待することについて意見交換した。

#### ⑦結果と考察

体験者を募ったところ 20 名から希望があったが、体調不良や入院等の理由により 3 名が実施できず、体験者は 17 名で知的障害が 13 名と最も多かった。また、3 名が宿泊なし、1 名が家族同伴で体験を実施した。短期入所事業所は市内にある 8 つの事業所すべてから協力の申し出があったが、1 つの事業所は平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨の際に被災したため、7 つの事業所で実施となった。1 事業所に対して 2～3 人の体験者を割り当て、2 つのグループの体験者を支援してもらった。

体験終了後にアンケート調査を実施し、体験者は回収率が 88.2%であったが、事業所は回収率が 100%であった。意見交換会は、障がい者関係団体及び体験者 8 名、短期入所事業所 8 事業所 13 名に参加してもらった。

事業所は、受け入れの際には、体験者の疾病や服薬の種類、方法等の医療面に最も配慮しており、同様にアレルギーや食事形態等の食事についても最低限必要としている情報であった。また、言語的コミュニケーションがとれない場合には、どのようなサインやしぐさ等の意思疎通方法があるのか必要とされていた。

それらの情報が得られた場合には、グループごとで大きな支援の差はなかったとの意見があり、実際の緊急時でも利用する方の必要な情報が得られていれば、事業所としても余裕をもって支援が提供できると考えられる。また、緊急時でなくても、必要な情報が提供できれば慣れていない障がい種別の受け入れも可能となってくるのではないと思われる。

また、利用者に関しては、短期入所を体験して、支援に対して安心された体験者が多く、今回を機に定期的に利用すると考える方もおり、今後の利用に向けて十分に不安が軽減されたと思われる。体験者の中には、通常の短期入所の方法では不安が多く利用していなかった方も多かったが、体験者の希望に合わせた短期入所を実施したことによって利用に踏み切ることができたため、今後も体験的に利用できると短期入所への不安が軽減するのではないと思われる。

一方で、今までも短期入所を利用しなければならない機会がなかったという方が多く、今後も家族や親戚等の周囲の支援体制が十分なためか必要があれば利用するという方が多かった。障がい者本人の身近な支援者でサポートできることは強みであり、このような障がい者には、今後適切な時期にスムーズに利用できるように声かけや見守りを続けていくことが必要である。

## 6. 必要な機能の具体的な実施内容

### (1) 相談

特定相談支援事業所が19か所あるのに対して、一般相談支援事業所は2か所と少なく、制度が開始された平成24年度から増えていない。そのため、地域に地域移行支援・地域定着支援が根付かず、実績も低調な状況である。しかし、障がい者の住み慣れた地域での生活を支えるにあたり一般相談支援事業所は必要であるため、地域移行支援・地域定着支援について研修会を開催し、事業所数の増加を図る。

### (2) 体験の機会・場

グループホームは多くあるが利用者は固定し、高齢化してきている。また、設置基準が厳しいため新たなグループホームが増えず、設置されてもすぐに満室となり体験できる機会・場がない現状がある。そこで、基準が柔軟なサテライト型住居を活用し、グループホームを利用している方でも自立度が高くなった方をサテライト型住居で更に自立した生活をめざしたり、退院後にすぐに一人暮らしが不安な方はサテライト型住居で支援をする等、柔軟な体験の機会・場を提供していけるよう整備する。

### (3) 緊急時の受け入れ・対応

緊急を要する事態が発生した場合、本人や家族から日頃から利用している相談支援事業所や居宅介護事業所、通所事業所等に連絡をすることが多く、独自に対応しているケースが多い。状況に応じて、居宅介護や短期入所へ繋げているが、短期入所の場合、満床の短期入所事業所が多かったり、緊急では対応が不安という理由で利用できなかったりすることもある。また、居宅介護事業所では夜間に支援ヘルパーを手配できず、連絡を受けた相談支援や通所事業所が対応する場合もある。栃木市では以前から緊急時の支援に関するニーズがあり、優先的に取り組むこととした。

そこで、5(3)緊急時対応に関する調査により実態の把握を行うと、緊急時は居宅介護、短期入所を合わせて月平均5.9件あり、緊急時に円滑に支援に繋がるようにシステム化する必要があることがわかった。具体的には、緊急な事態が発生した際には基幹相談支援センターがコーディネート機能を持ち、相談や情報を集約し、支援を検討・判断する。また、対応する事業所を輪番制で決めておいたり、居宅介護、短期入所等で迅速に受け入れや手配ができるように、短期入所等の空き情報を共有できるようオンラインストレージ※1を活用する等、関係機関と連携して仕組みの構築を図る。

※1 インターネット上で情報が共有できるシステム

### (4) 専門的人材の確保・養成

相談支援事業所に対しては平成24年度から定期的な事例検討や社会資源に関する研修を実施しているが、その他のサービス事業所に対しては今まで行っていなかった。介護

保険の利用者が多い居宅介護事業所は障がい者の件数も少なく、知識や経験の不足から重度の知的障がい者や精神障がい者等に対する支援を苦手としている事業所が多い。そのため、こだわりが強く支援が困難であったり、精神的な浮き沈みにより障がいの理解が必要だったりするケースの支援は一部の事業所に限られている。

しかし、合併により面積が広がった栃木市でも安心して障がい者が暮らしていくためには、一部の居宅介護事業所だけでなく多くの事業所がそのような障がい者にも対応できる必要がある。そこで、居宅介護事業所に対して学びたい障がいや支援内容についてアンケート調査を行い、多くの事業所が障がいに対して理解を深められるように研修を実施する。

#### (5) 地域の体制づくり

平成 24 年度から相談支援担当者会議を開催し、研修と同時に事例を通じた地域の課題抽出を行っている。その後、平成 25 年 10 月に自立支援協議会を設置し、抽出された地域課題を取扱い、関係機関と様々な取り組みを実施してきた。また、平成 24 年度に委託相談支援センターを設置、平成 27 年 10 月には基幹相談支援業務を付加し、相談支援事業所のバックアップや訪問によるヒアリングにて地域のニーズを確認しながら、地域の相談支援体制の強化に努めてきた。

自立支援協議会と相談支援担当者会議の連携を強化し、相談支援によって見出された地域課題について自立支援協議会を用いて地域全体で取り組んだ。また、地域生活支援拠点を整備するにあたっては、それぞれの職種のみでの繋がりではなく、居住支援に関する機関が連携していくことが必要であり、基幹相談支援センターが地域のコーディネーターとなってネットワークの構築を図る。特に、重度心身障がい者や難病患者等の支援については、医療関係機関との連携が不可欠であり、医療的ケアの対応ができるように体制を構築していく。

## 7. 事業実施の結果及び今後の課題・方針

栃木市では、平成 24 年度から設置された相談支援担当者会議において地域課題の抽出と検討を行っていた。地域生活支援拠点等の整備にあたり、同会議と準備委員会である自立支援協議会との連携を強化したため、地域に点在する多くのニーズや課題が準備委員会に集約された。その中でも特にニーズが高かった「緊急時の受け入れ・対応」について、優先的に整備を行うこととした。

また、栃木市は、合併により広大になったことで、障害福祉サービス事業所が多数存在する。これらと連携・協力して拠点整備を進めることで、それぞれの強みを生かした支援体制を構築できるため、面的整備型での整備を選択した。

地域生活支援拠点等の整備をすすめるにあたり、準備委員会等、関連諸会議の繋がりを重視し、繰り返し意見交換を行ったことで、同職種での意見交換や他機関とのネットワークが生まれた。これらを通して、参加者が意欲的に取り組む姿勢が高まり、専門性を高める

動機づけにもなった。

今後の課題として、重度心身障がい者や難病患者等の支援をしていく上で、医療機関や訪問看護等のかかわりが不可欠であるが、現状では医療関係機関と連携した整備には至っていない。そのため、地域において医療・福祉のネットワークを構築するために、医師会や地域の中核となる医療機関に協力を得て、医療的ケアが必要な障がい者に対応できる施設や人材の確保をしていくことが必要である。

また、緊急時の受け入れ・対応から整備してきたことから、「相談」「体験の機会・場」の機能については今後力を入れる必要がある。そのため、一般相談支援事業所と地域移行支援・地域定着支援の拡大、サテライト型住居を活用して一人暮らしを気軽に体験できるようなグループホーム等、基盤を整備していくことが必要である。

# 地域生活支援拠点等整備推進事業に関する報告書

栃木県 佐野市



## <目次>

1. 佐野市の紹介	1
2. 事業目的及び実施主体	2
3. 事業の要旨	3
4. 地域生活支援等の整備の種類	4
5. 事業内容	4
6. 必要な機能の具体的な実施内容	6
7. 事業実施の結果及び今後の課題・方針	14

## 1. 佐野市の紹介

### ○佐野市について



佐野市は、関東平野の北端、栃木県の南西部に位置しています。

地形的には、北部から北東部、北西部にかけては、緑豊かな森林や美しい清流など自然環境に恵まれた中山間地域、南部と西部は、住宅や産業基盤が集積する都市的地域と農業が展開する地域となっています。

市内には、日本名水百選に選ばれた「出流原弁天池湧水」、万葉集にも詠まれ、かたくりの花が群生する「三轟山」、旗川の源流にあり利根川水系百選にも選ばれ、別名「幻の滝」とも呼ばれている「三滝」、秋山川上流沿いに咲く「ザゼンソウの群生地」、平将門の討伐やムカデ退治伝説で有名な藤原秀郷公が築いたといわれる「唐沢山城」などの自然・歴史・文化的財産が各所にあります。

現在の佐野市は、旧佐野市、旧田沼町、旧葛生町の1市2町が、平成17年2月28日の合併によって形成されました。

### ○人口と世帯

平成28年1月1日現在	
総人口	121,183人
男性	59,751人
女性	61,432人
世帯数(世帯)	50,101世帯

### ○現在の事業所の状況（平成27年12月末現在）

- ・相談支援事業所 指定一般2か所（※基幹としても位置付け）  
指定特定6か所、指定障害児4か所
- ・施設入所支援事業所 1か所
- ・共同生活援助事業所 15か所
- ・短期入所事業所 4か所
- ・生活介護事業所 5か所
- ・就労継続支援A型事業所 1か所
- ・就労継続支援B型事業所 5か所
- ・就労移行支援事業所 3か所
- ・自立訓練（生活訓練）事業所 1か所
- ・居宅介護事業所 12か所

## ○障害者数（平成27年4月1日現在）

- ・身体障害者：4,403人
- ・療育手帳：937人
- ・精神障害者保健福祉手帳：821人

## ○福祉サービス利用者の状況（平成27年9月末）

- ・福祉サービス利用者数：868人
- ・内訳：身体障害者：204人、知的障害者：419人、精神障害者：245人

## 2. 事業目的及び実施主体等

### ○目的

「障がいがあっても地域で生活できるように・・・本人に寄り添った支援、地域生活の推進」を検討する。

市内には4つの社会福祉法人があり、居住機能や地域支援機能等を持っているため、委託法人を中心に複数の事業者やその他関係機関が分担や協力・連携して機能を担う体制を創設する。

○事業主体：佐野市（社会福祉法人とちのみ会に委託）

### ○委託法人社会福祉法人とちのみ会の概要

- ・昭和34年知的障害児の入所施設として誕生。
- ・共生と地域支援を理念に、相談支援事業、入所支援、短期入所、生活介護、就労継続B型、就労移行支援、居宅介護、共同生活援助、自立訓練、児童発達支援、放課後等デイサービス、移動支援、日中一時支援、地域活動支援センターなど佐野市の障がい福祉を中心に担っているだけでなく、老人施設も手掛けています。
- ・今回、当事業に取り組みたいと意思表示するとともに、当事業において検討を進める中で、平成29年度中に、市内に、地域生活支援拠点等の機能を組み入れた多機能拠点型の施設「フロム浅沼」の整備を計画しています。

### ○多機能拠点型施設の機能(予定)

- 相談支援事業所
- グループホーム
- 短期入所
- 居宅介護事業所
- 生活介護事業所
- 就労継続支援 B 事業所
- 児童通所支援（児童発達支援事業所、放課後等デイサービス、・保育所等訪問事業）
- 日中一時支援事業
- セーフティネット拠点事業

### 3. 事業の要旨

地域生活支援拠点の整備手法としては、市内に、4つの社会福祉法人があり、居住機能や地域支援機能等を持っているため、当初、委託法人を中心に複数の事業者が分担や協力・連携して機能を担う体制を創設する面的体制整備型をイメージしました。

自立支援協議会内に、地域生活支援拠点等の整備専門部会、委託法人に準備委員会を設置し、具体的な内容について検討する中で、委託法人より、多機能拠点型の整備を計画しているとのことから、多機能拠点型と面的整備型の複合型の拠点と変更しました。

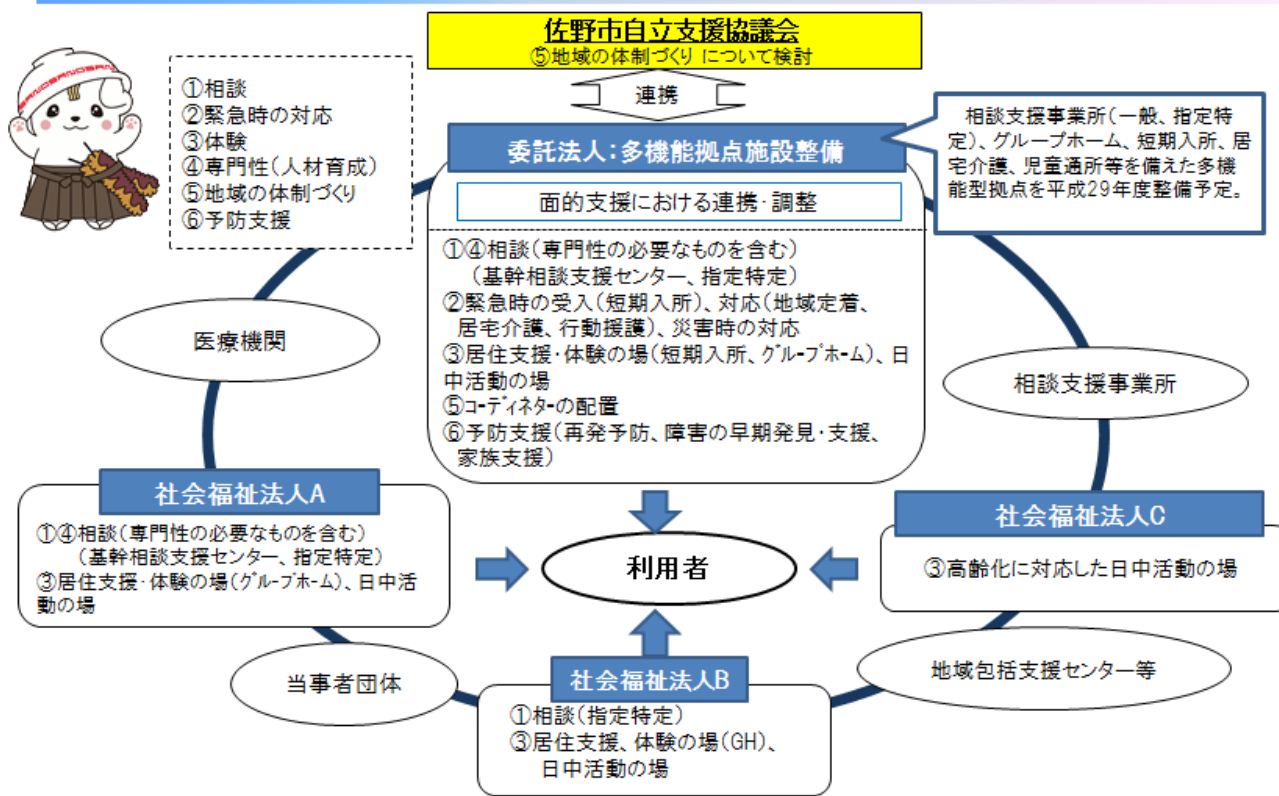
また、必要な機能として5つの機能に加えて予防支援を加えた6つの機能とし、関係団体に行ったヒヤリングやアンケートをもとに、具体的な内容を検討。それをもとに、平成28年度から地域生活支援拠点の整備を目指していくこととしました。

### ○モデル事業の計画

年度	月	内容
平成27年	10月～	①準備委員会の開催 自立支援協議会専門部会において、地域の課題、必要とされる機能等について検討する。併せて、委託法人（とちのみ会）内にも準備委員会を設置し、事業者間等の役割分担を調整する。
	2月	②関係者への研修・説明会の開催 サービス事業者、相談支援事業者等関係者向けの研修会を開催する。
	3月	当事者、住民向けの説明会を開催する。 自立支援協議会への報告
平成28年	4月～	地域生活支援拠点等として機能できるものから事業を実施。

#### 4. 地域生活支援等の整備の類型：多機能拠点整備型と面的整備型の複合型

○佐野市における地域生活支援拠点の整備の類型：多機能拠点整備型と面的整備型の複合型



#### 5. 事業内容

○準備委員会等の開催

	佐野市自立支援協議会専門部会	委託法人準備委員会
委員の構成	<p>&lt;委員 9名&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者関係団体 4名</li> <li>・障害福祉サービス事業所 4名</li> <li>・行政機関（市障がい福祉課課長）</li> </ul> <p>&lt;事務局 4名&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託相談事業所 2名</li> <li>・行政機関（市障がい福祉課 2名）</li> </ul>	<p>&lt;委員 9名&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関 3名</li> <li>・教育機関(市教育委員会) 1名</li> <li>・地域委員 5名</li> </ul> <p>&lt;事業所委員 11名&gt;</p>
開催実績	<p>開催回数：4回</p> <p>平成27年9月29日</p> <p>平成27年10月14日</p> <p>平成27年11月10日</p> <p>平成28年1月14日</p>	<p>開催回数：4回</p> <p>平成27年8月19日</p> <p>平成27年10月7日</p> <p>平成27年11月13日</p> <p>平成27年12月21日</p> <p>この他、事業所内委員会 4回、作業部会 13回開催</p>

○経過と今後のすすめ方

年月	地域生活支援拠点等整備専門部会	とちのみ会
H27 8.	<p>○8月10日打ち合わせ（とちのみ会にて）今後の進め方、内容について確認                      ○8月20日打ち合わせ（とちのみ会にて）とちのみ会の準備委員会について確認</p>	
	<p>関係機関との調整、専門部会委員の選定。 協議会委員、幹事会委員、その他関係機関から9名選任。</p>	<p>準備委員会：医療、教育、町会連合会等地域委員9名と事業所委員11人の20名で構成。</p>
9.29	<p>第1回専門部会開催（勤労者会館にて） 地域生活支援拠点について事務局より説明。意見交換。</p>	
10.7		<p>準備委員会開催 地域生活支援拠点について説明。意見交換。</p>
10.14	<p>第2回専門部会開催（東仮庁舎議場にて） 地域生活支援拠点にもとめられる機能について整理</p>	
11.10	<p>第3回専門部会開催（文化会館にて） とちのみ会の整備計画について説明（とちのみ会より）、地域生活支援拠点に求められる機能についてまとめる</p>	
11.13		<p>準備委員会開催 とちのみ会の整備計画について説明 もとめられる機能について意見交換</p>
12.8	とちのみ会、障がい福祉課打ち合わせ（佐野市役所にて）	
12.10	関係団体より聞き取り・アンケート実施	
12.21		準備委員会開催
12.24	とちのみ会、障がい福祉課打ち合わせ（とちのみ会にて）	
H28 1.7	自立支援協議会幹事会（佐野市役所にて）	
1.14	第4回専門部会開催（佐野市役所にて）	
1.22	厚生労働省打ち合わせ（とちのみ会、障がい福祉課、県障がい福祉課）	
2.	整備の方向性、具体的な内容について示す	
2.22		準備委員会最終報告会
2.28	<p>関係者、地域住民への研修会・説明会の開催</p>	
3.18	自立支援協議会幹事会	
3.24	自立支援協議会	
4～	地域生活支援拠点のうち、機能できるものから事業の実施。	
H29 4～		地域生活拠点等を含む地域密着・多機能型施設開所（仮称）フロム浅沼

## 6. 必要な機能の具体的な実施内容

### ○検討した内容

障がいがあっても地域で生活できるために・・本人に寄り添った支援、地域生活の推進を検討

- ・地域生活支援拠点等について求められる機能について：国が示した5つの機能に加えて予防支援を加えた6つの機能とし、具体的な内容について検討（関係団体にヒヤリングやアンケートを行ったものなどをもとに）しました。

- ・整備計画：（福）とちのみ会が整備する多機能拠点と地域の事業者等が連携した面的支援の複合型。

### ①自立支援協議会専門部会

	機能	多機能拠点	面的整備	課題・今後の方針
1	相談	<p>○24時間365日電話相談</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害のある方やその家族等からの緊急的な相談を電話で受付、相談内容に対し、適切な助言等を行い、必要に応じて他機関の紹介等を行う。</li> </ul> <p>○24時間365日相談に依りて緊急派遣機能。</p> <p>○単身等で生活する障がいのある方に、地域定着支援を実施</p> <p>○地域の社会資源マップの作成（見える化）</p> <p>○事業所の空き情報の共有、HPの管理更新</p> <p>○指定特定相談支援事業所の支援。</p> <p>○福祉なんでも相談会の実施。</p>	<p>○身近な相談者が、日頃の関わりから悩み事や困りごとを受け止め、支援機関につなげる。</p> <p>相談支援事業所、福祉サービス事業所、ケアセンター、包括支援センター、医療機関、保育園、幼稚園、学校、民生委員・児童委員、近隣住民等</p> <p>○福祉サービスを利用している方</p> <p>⇒各指定特定相談支援事業所に相談⇒指定特定で困難なケースについては、基幹相談支援センター、市に相談。</p>	<p>○支援機関に相談がつながるように理解啓発を積極的に行う⇒地域生活支援拠点、基幹相談支援センター、自立支援協議会</p> <p>○緊急時だけでなく、節目節目で相談できる体制を整える。</p> <p>○相談事例を通して、各関係機関（医療、保健、福祉、教育等）の役割の理解と適切に連携できる体制をつくり、連携を強化する⇒自立支援協議会（協議会・幹事会・専門部会・事務局会議）、地域ケア会議</p>
2	緊急時の対応	<p>○短期入所、日中一時において、病気や冠婚葬祭などで家族が介護できない状況になった場合受入を行う。</p> <p>○緊急時24時間365日電話相談。</p>	<p>○緊急時に利用できる施設等を把握、情報提供する体制がある。</p>	<p>○緊急介入として、利用できるサービスを定期的に確認し、関係機関に情報提供する⇒県、市、地域生活支援拠点、関係機関。</p>

	機 能	多機能拠点	面的整備	課題・今後の方針
2		<p>○24 時間 365 日相談内容に応じて、訪問するなど緊急派遣機能がある。</p> <p>○セーフティネット拠点事業で、日中や夜間における緊急一時保護を行う。○災害時には、拠点施設だけでなく、同法人施設を避難所とし、障がい特性への対応、相談を行う。</p> <p>○緊急時、居宅介護、行動援護の利用ができる。</p> <p>○緊急対応したケースはケース会議を行い、再発予防に努める。</p>		
3	体 験	<p>○グループホーム、短期入所施設を利用して、福祉サービスの利用を体験する機会や場がある。</p>	<p>○グループホーム、短期入所施設を利用して福祉サービスの利用を体験する機会や場がある。</p>	<p>○体験として、利用できるサービスを定期的に確認し、関係機関に情報提供する⇒県、市、地域生活支援拠点、関係機関。</p>
4	専門性 (人材育成)	<p>○国・県が行っている研修に積極的に参加し、地域の支援者に還元できる機会がある。</p> <p>○相談事例の検討を行う中で、必要な研修を企画、実施する。</p> <p>○強度行動障害への支援ができる体制が整っている。</p> <p>○医療ケアが必要な方への支援ができる体制が整っている。</p> <p>○高齢障がい者の対応</p>		<p>○緊急時対応した際には、ケース会議を行い再発予防に努める・・・相談事例を通して、各関係機関（医療、保健、福祉、教育等）の役割の理解と適切に連携できる体制づくりにつながる。</p> <p>○地域包括ケアシステムとの連携⇒市、基幹、地域生活支援拠点。</p>



	機能	多機能拠点	面的整備	課題・今後の方針
5	地域の体制づくり	<p>○拠点にコーディネーターが配置</p> <p>○佐野市自立支援協議会への参加</p> <p>○地域ケア会議への参加</p> <p>○緊急対応したケースは、ケース会議を行い、再発予防に努める。</p> <p>○地域生活支援拠点での相談事例をまとめ、活動報告を毎年行う。</p> <p>○強度行動障害への支援ができる体制が整っている。</p> <p>○医療ケアが必要な方への支援ができる体制が整っている。</p>		<p>○相談事例を通して、各関係機関（医療、保健、福祉、教育等）の役割の理解と適切に連携できる体制をつくり、連携を強化する⇒自立支援協議会（協議会・幹事会・専門部会・事務局会議）、地域ケア会議。</p> <p>○地域生活支援拠点の認知度向上への取り組み。</p> <p>○地域生活支援拠点等についてのアンケートやヒヤリング等を実施する。</p>
6	予防支援	<p>○緊急対応したケースは、ケース会議を行い、再発予防に努める。</p> <p>○二次障害予防の支援体制が整っている。</p>		<p>○相談事例を通して、各関係機関（医療、保健、福祉、教育等）の役割の理解と適切に連携できる体制をつくり、連携を強化する⇒自立支援協議会（協議会・幹事会・専門部会・事務局会議）、地域ケア会議</p>

### <今後の取り組み>

<b>自立支援協議会</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者や障がい児への支援体制の整備を図るため関係機関等で構成。佐野市における障がい者や障がい児への支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関の連携を推進し、佐野市の実情に応じた体制の整備について協議する。</li> <li>・体制整備：関係機関が自分の役割を認識するとともに、連携体制の強化を図る。</li> <li>・普及啓発：地域生活支援拠点や相談支援、福祉サービスについて、啓発活動を行い、一般市民にも理解が広がる。さらに、理解者や支援者を増やし、地域で安心して暮らすための支援につなげる。</li> <li>・平成28年度も専門部会において、地域生活支援拠点等について、検討をおこなっていく。</li> </ul>
----------------	---

## ②社会福祉法人とちのみ会準備委員会

6つの機能の具体的な取り組み内容や法人内の事業所名、整備の年度、面的整備の課題について検討し、まとめました。

具体的な協議については、とちのみ会の準備室で行い、佐野市自立支援協議会との課題の共有、連携をし、事業の運用、充実を図ることとしています。

### ①相談

●障がい児者とその家族からの相談・親元からの自立等にあたっての相談・地域での暮らしの相談を行う。  
 フロム浅沼開設に合わせ、障がい者相談支援センターみどり、相談支援室わかばを移転し、相談機能を集約し、相談から支援までを一貫しておこなう体制づくりをおこなう。

機能	具体的な取り組み	H28	H29～	拠点整備	面的整備・課題
・24時間 365日相談できる	24時間365日電話相談機能がある。 ※H28～段階的に電話相談を開始し、明らかになった問題を共有する仕組みをつくる	○ とちのみ学園	○ フロム浅沼	・日・祝祭日の日中→日勤者 ・夜間→夜勤者(短期入所)	・受け皿となる地域の協力事業所の整備 ・ワンストップ機能の整備
・地域移行、 地域定着支援	24時間365日相談内容に応じて自宅を訪問してくれるなど緊急時の相談機能がある。	○ とちのみ学園	○ フロム浅沼	・フロム浅沼の短期入所夜勤者が電話対応する ・夜間はみどりの職員が交代で携帯を所持する。	・協力事業所、機関の整備
	単身等で生活する障がい者に地域定着支援を実施する。	○ みどり	○ フロム浅沼 内みどり		
	支援機関に相談がつながるように、理解啓発を積極的に行う。	○ 開設準備室	○ フロム浅沼	定期的な勉強会の企画運営	
	指定特定相談支援事業所の支援を「佐野市」、「相談支援事業所さの」と行う。 ※相談支援事業所さの(福)ブローニュの森 みどりとともに佐野市から委託を受ける一般相談事業所	○ みどり	○ フロム浅沼 内みどり		
	事業所の空き情報の共有化、HPの管理、更新 ※スタートは緊急時に空き情報を共有できる協力機関・事業所づくり	△ 資料整備	○ フロム浅沼	・自立支援協議会専門部会で作成したものを使用する。 ・HP、空き情報の定期更新	・協力機関、事業所を奪り、社会資源マップを作成し、「見える化」する。 ・事業所の空き情報提供 ・特徴を一覧にした「情報シート」作成 ・拠点受付用の共通フェイスシートの作成 ・病院のベット空き情報
	福祉「なんでも相談会」	○ カフェ どんぐり	○ フロム浅沼 カフェ	どんぐりに加えてフロム浅沼内に開設するカフェでもおこなう。	

## ②緊急時の対応

- 緊急時にかける24時間対応の電話を設置し対応できる
- 災害時にも対応できる

機能	具体的な取り組み	H28	H29～	拠点整備	面的整備・課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時にかける24時間対応の電話を設置し対応できる。</li> <li>・災害時にも対応ができる。</li> </ul>	短期入所、日中一時支援において、病気や冠婚葬祭などで家族が介護できない状況になった場合の受け入れをおこなう。	○ ・とちのみ学園 ・和泉・こなかの森は日中一時のみ	○ 左に加えて フロム浅沼 どんぐり	H28～わかば H29～みどりがリスクのあるご家族をリスト化する。	・家族のキーパーソンを決める(医療行為等への同意ができる立場の方) ・緊急の連絡先として、2名ほどの電話番号を確認しておく。
	緊急時24時間365日相談できる。	○ とちのみ学園	○ フロム浅沼	日中：みどり 休日夜間：夜勤者	
	24時間365日相談内容に応じて、訪問してくれるなど緊急派遣機能がある。	○ とちのみ学園	○ フロム浅沼内 みどり	夜間はみどりの職員が交代で携帯を所持する。	ワンストップ機能の整備
	セーフティネット拠点事業で、日中や夜間における緊急一時保護をおこなう。	○	○ 左にフロム浅沼を加える	H29～フロム浅沼でおこなう。	
	緊急対応したケースは、ケース会議をおこない、再発予防に努める。	○ みどり 法人施設	○ 左に加えて フロム浅沼		
	緊急時や必要時、居宅介護、行動支援の利用ができる。	○ ホームヘルプ	○ ホームヘルプ	・H29～フロム浅沼にもホームヘルプ常駐 ・必要時は「わかば」が計画に基づいて把握する	
災害時は、拠点施設だけでなく、法人施設を避難所として、障害特性への対応をおこなう。	○ 法人施設	○ 左に加えて フロム浅沼	・屋内で食料、毛布の提供をし、駐車場、事業所の車を集団や音に過敏のある児者に開放する。 ・法人内の相談員、心理士の巡回相談の提供	・緊急時に備え名簿作成 ・服薬内容、処方、備蓄(連携医院) ・市が指定する避難所の障がい児者の情報の共有 ※市の災害計画と連携する。	

## ③体験

- 地域移行や親元からの自立に当たって、グループホーム等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会や場を提供する機能

機能	具体的な取り組み	H28	H29～	拠点整備	面的整備
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅での生活継続、ひとり暮らしや、グループホーム入居に向けて、短期入所やグループホームで体験できる。</li> </ul>	グループホームの体験入居を利用して福祉サービスの利用を体験する機会や場がある。	11ヶ所 (80室) ○ とちのみ会	12ヶ所 (90室) ○ とちのみ会	・空室を確認し、利用につなげる。 ・定期的な空室情報の提供、更新 ・サテライト型住居 契約アパート3室 (H28現在) ・グループホーム H29～フロム浅沼10室増	・定期的な空室情報の提供、更新 ・地域のグループホーム数、定員把握 ※愛光園 9ヶ所(114室) ※ブローニュの森 3ヶ所(29室) ・日中活動の場の連携
	短期入所を利用して、福祉サービスの利用を体験する機会や場がある。	6室 ○ とちのみ学園	12室 ○ 左を加えて フロム浅沼	・H29～フロム浅沼 6室増	
	段階的、継続的な体験機会の保障と体験利用がうまくいかない場合でも継続した相談機会があり、体験利用の機会をよめる。	○ みどり わかば	○ フロム浅沼内 みどり・わかば	・将来に備え、体験利用を検討している家族を支える ・日中一時支援を利用する児童期との連携 ・慣れ親しんだ職員が体験に付き添う	・対象児者の把握

#### ④専門性(人材育成)

●医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢になった障がい者への対応について専門的な対応をおこなうことができる体制の確保やそのような支援をおこなうことができる専門的な人材の養成を行う機能

機能	具体的な取り組み	H28	H29～	拠点整備	面的整備・課題
・人材の確保、養成、連携ができています。	国、県が行う研修会に積極的に参加し、地域の支援者に還元できる機会がある。	○ とちのみ会	○ 左に加えて フロム浅沼	・H28～法人の自主勉強会や事業所OJTと連携して伝達する。 ・H29～勉強会への連携事業所の参加 ・他機関、事業所勉強会情報の集約 ・連携事業所の勉強会への参加(OFF-JT制度と連携)	・勉強会、研修会情報の提供
	相談事例の検討を行う中で、必要な研修会を計画、実施する。	○ みどり	○ フロム浅沼内 みどり		
	強度行動障害への支援ができる体制が整っている。	○ とちのみ会	○ とちのみ会	・強度行動障害の支援に関する臨床家(入所施設職員) ・県研修修了者の助言、実地指導	・地域の人材の発掘、登録 ・心理士の家庭訪問、相談、コンサルテーション、派遣
	医療的ケアが必要な方への支援ができる体制が整っている。	○ こなかの森 和泉 とちのみ学園	○ 左に加えて フロム浅沼	・営業日の看護師勤務時のみ対応	・医療的ケアは、土日祝祭日の日中、夜間の対応が課題
	一事業所が単独で人材確保をおこなうことは限界があるため、市や地域が一体化した人材確保の体制づくり	○ とちのみ学園 こなかの森 和泉	○ 左に加えて フロム浅沼	・ボランティア受け入れ ・小中学校の授業、福祉体験、研修など福祉交流の推進 ・保育所等訪問支援による連携	・市や地域で、大学等と連携して、人材確保のための啓発(ガイダンス、授業)や募集をおこなう
	人材の疲弊やバーンアウトを予防するための健康増進の機会		○ フロム浅沼	・定期的な人事異動の仕組みづくり ・福利厚生充実(レクリエーションのスーパービジョンの企画) ・職員のメンタルフォロー(レクリエーション・スーパービジョンの企画)	・ストレスマネジメント研修を年1回おこなう
	高齢障がい者の対応	○ とちのみ学園 山形・吉水 ゆずりは	○ とちのみ学園 山形・吉水 ゆずりは	・とちのみ会のサポート	・高齢者施設と障がい者支援施設の連携 ・勉強会共有 ・精神、医療との連携

#### ⑤地域の体制づくり

●コーディネーターの配置等により地域の障がい児者の様々なニーズに対応できるサービス提供やそれらを提供できる地域の体制整備等を行う機能

機能	具体的な取り組み	H28	H29～	拠点整備	面的整備
・サービスの拠点のコーディネーターの配置ができています。 ※協力事業所を募る	拠点にコーディネーターが配置されている。 ※H29～フロム浅沼コーディネーターとみどりでおこなう。	○ みどり	○ フロム浅沼	・コーディネーターの配置 ・H29～フロム浅沼内のショップ、法人施設のある町内で体験的に買い物練習ができる商店の協力を募る。	
	・佐野市自立支援協議会への参加 ・地域ケア会議への参加 ・緊急対応したケースは、ケース会議をおこない、再発予防に努める。	○ みどり	○ フロム浅沼 内みどり		
	地域生活支援拠点での相談事例をまとめ、活動報告を毎年行う	○ みどり	○ フロム浅沼	・コーディネーターの配置	・報告用シートは佐野市自立支援協議会専門部会で整備
	強度行動障害への支援ができる体制が整っている。	○ とちのみ学園	○ とちのみ学園	※専門的な人材の育成・確保の欄と同じ	※専門的な人材の育成・確保の欄と同じ
	医療的ケアが必要な方への支援ができる体制が整っている。	○ こなかの森 和泉	○ こなかの森 和泉	※専門的な人材の育成・確保の欄と同じ	※専門的な人材の育成・確保の欄と同じ
	地域の見守り機能の強化 ※不安や心配など地域住民アンケート(H28.2.28 研修会で実施)	○ アンケート まとめ	○ とちのみ会	・パン工房による在宅障がい者宅定期パン配達 ・計画作成者の家庭訪問時は、本人の承諾を得て近所のキーマンに、サービスの内容、見守り方、連絡先を伝える。	・町会、公民館・小学校単位の研修会 ・障がい児者が利用しやすいお店が増える ・商店、企業、団体と連携
	社会生活力を醸成する。	○ どんぐり	○ 左に加えて フロム浅沼 内カフェ・ ペーカリー	・法人施設のある町内で体験的に買い物練習ができる商店の協力を募る。 ・障がい児者への接し方、関わり方、見守り方を伝える。 ・フロム浅沼内のペーカリー、カフェで、買い物体験、練習ができる。	・障がい児者が利用しやすいお店が増える ・商店、企業、団体と連携
	共生社会づくり	○ とちのみ会	○ 左に加えて フロム浅沼	・学校の授業、福祉体験、研修など福祉交流の推進	・社会的障壁の除去、合理的配慮、障がいを理由とした差別の禁止の啓発

## ⑥ 予防支援

●地域生活支援拠点の体制整備にあたり、国が示す5つの機能のほか、早期から地域が連携し継続した支援を行い、成人期につなげる機能

機能	具体的な取り組み	H28	H29～	拠点整備	面的整備・課題
・早期から地域が連携し継続した支援を行い、成人期につなげる	<p>●予防:二次障がい予防の支援体制が整っている。</p> <p>障がいのある子どもと大人、ご家族の「行動障がい」や「精神疾患」等の二次的な障がいの発現を予防し、必要ときに日中一時支援事業やグループホームの体験利用、短期入所等のサービスにつなげることができる。</p> <p>また、身近な支援者による相談を受けながら、家族が健康で地域の中で見通しをもった生活を送ることができる。</p>	○ とものみ会 (障害児通所 事業所を 中心として)	○ 左に加えて フロム復帰	<p>・早期発見、早期療育 未就園児は障害児通所の専門職員を市に派遣する。早期発見教材の開発や提供をおこなう。</p> <p>・家族支援 障害児通所において保護者相談をおこなう子育ての成功体験を支援する。 ご家族の子育て不安への対応、ストレスマネジメント、具体的ななかかわり方の支援提供を充実</p> <p>・地域の支援 保育所等訪問支援により幼保小に訪問して子どもの支援を共有する。 地域生活を支え、次のライフステージにつなげる(幼児期から就園先と支援を共有し、学齢期につなげ、見守る支援)</p> <p>・SSTの継続的な提供 フロム浅沼での仕事体験、店舗の買い物体験、交通機関利用、地域商店との連携</p> <p>・移行期の支援(幼保→小・高→就職) 計画的な日中一時支援、短期入所を利用した入所、通所施設の適応・児童職員、家族が付き添いつなく</p>	<p>・関係行政、医療機関との情報共有、連携(かかりつけ医をもつ、リスクのある家族の共有化等)</p> <p>・支援者の育成、支援(強度行動障がいの具体的な支援知識、予防、技術の習得)</p>
	<p>●日常の対応 緊急対応したケースは、ケース会議を行い、再発予防に努める。</p>	○ みどり	○ フロム復帰 みどり	<p>・緊急は日中一時支援、短期入所 セーフティネット事業、ホームヘルプ(居宅介護、行動支援)で対応</p> <p>・ケース会議をおこない再発予防</p> <p>・予防支援のできる人材育成</p>	<p>・二次障がい予防と連携</p> <p>・地域との連携</p>

○関係者等への研修・説明会の実施

- ・障がい福祉課と委託先で、内容等について検討。

⇒専門部会、準備委員会で検討した内容を知ってもらいたい・伝えたいとの思いから、関係者ととも、一般市民向けに講演会、関係者向けに、講演会とシンポジウムを実施しました。

<実施> 平成28年2月28日(日)

<内容・実績>

時間	対象	内 容	参加者 人 数
午前	一般市民向け	「障がいのある子どもと大人が住み慣れた地域でく らしていくための6つの機能と支援」 委託法人準備委員会委員による講演	143人
午後	関係者向け	○「フロム浅沼を拠点とした体制整備と関係機関、事 業所が連携してつくる面的整備」 委託法人統括施設長による講演 ○シンポジウム 「相談機能と地域の体制強化と充実」 ・シンポジスト 市内精神科病院医師、市内小児科医師、市内社会福 祉法人施設長、委託法人統括施設長、佐野市障がい福 祉課長	258人

## 7. 事業実施の結果及び今後の課題・方針

モデル事業を通じて、短期間でしたが、地域生活支援拠点等の整備手法、機能のあり方について福祉サービスを中心に、方向性を示すことができました。必要な時に地域が必要とするサービスを横断的に提供できるようにするためには、今回の内容では、充分ではないため、福祉の枠組みだけでない支援体制を目指して、今後も検討していく必要があると考えます。

\*自立支援協議会専門部会で継続した検討を実施

- ①市の実情に応じた体制の整備についての協議
- ②関係機関の役割認識・連携体制強化
- ③課題に対する情報共有化
- ④地域生活支援拠点等についての理解啓発

\*スムーズに進めるために

- ・地域資源の連携・理解と協力体制
- ・現場間の有機的な連携体制の構築

地域生活支援拠点等整備推進モデル事業  
事業実績報告書

千葉県野田市



# 目次

野田市の紹介.....	1
事業目的及び事業実施主体.....	2
事業要旨.....	7
地域生活支援拠点等の整備の種類.....	8
事業内容.....	9
5つの機能の現状と課題.....	15
事業実施の結果及び今後の取組.....	16

## 野田市の紹介

平成 15 年 6 月に旧野田市と旧関宿町が合併し、新しい野田市が誕生しました。

野田市は千葉県の北西部、関東平野のほぼ中央にあたり、利根川・江戸川・利根運河と周囲を河川に囲まれた、東京都心から約 30 k m の平坦な台地に位置しています。

旧野田市は、水と緑豊かな自然環境の中で、江戸時代から醤油醸造の地として発展し、産業、文化の面においても周辺地域の中心地として繁栄してきました。しかし、近代以降の鉄道・自動車の発達とともに交通体系は大きく変貌し、東京に比較的近距离に位置しながら、周囲を河川に囲まれた地理的条件にはばまれ、都心部に直結した鉄道や道路に恵まれず、首都近郊都市でありながら都市化の進展がゆるやかで、落ち着いた街並みを形成してきました。

旧関宿町は、江戸時代に整備された利根川・江戸川の水上交通により栄え、関宿藩には幕府の水関所がおかれるなど賑わいを見せたが、時代の推移により水運の要所としての役割を終えました。同町は、近代将棋の父と称される十三世名人関根金次郎や、戦後の日本将棋連盟を再興した渡辺東一など、将棋界を担った棋士を輩出しました。また、内閣総理大臣を務め、終戦を決断した鈴木貫太郎が居を移すと、同氏が奨励した酪農が全盛となり、豊かな自然とともに農業・畜産業を中心とした第一次産業を基に発展してきました。

合併に関しては、明治 22 年の市制町村制によって、1 町 5 村で形成されていた旧野田市が、いわゆる「昭和の大合併」により、昭和 25 年に市制を施行、32 年には 2 村が合併し、旧野田市が誕生しました。一方、旧関宿町は明治 22 年の合併により 1 町 2 村で形成されていたが、昭和 30 年に合併し、旧関宿町が誕生しました。そして、平成 13 年 11 月、首都圏で第 1 号となる合併重点支援地域の指定を受け、平成 14 年 4 月に野田市・関宿町合併協議会が設置され、平成 15 年 6 月 6 日に実施された両市町の合併により、千葉県では 31 年ぶりとなる平成の合併の第 1 号として新しい野田市が誕生しました。



# 事業目的及び事業実施主体

## 1 事業目的

障がい者の高齢化、重度化や親亡き後を見据えた場合、最終的な終の棲家が必要との考え方から、新たに、第二の福祉ゾーン※に障がい者にも対応した特別養護老人ホームと特養への中間施設としての障がい者のためのグループホームの整備を進めていました。

また、平成 27 年 3 月に策定した「第 4 期野田市障がい福祉計画」において、地域の体制づくり等の機能を集約した、地域生活支援拠点等を平成 29 年度末までに市内に 1 か所整備することを位置づけました。

地域生活支援拠点は、文字通り、障がい児者の地域での生活を支援することを目的としますが、「親亡き後」を見据えた場合、最終的な終の棲家が必要との考え方から、野田市の障がい者にも対応した特別養護老人ホーム整備の考え方と同じ観点であることから、この特別養護老人ホームとグループホームを地域生活支援拠点の基幹施設として位置づけ、必要な機能及び課題等を整理、検討するため、国のモデル事業を実施しました。

さらに、中間施設としてのグループホームの開設を当初の予定であった平成 29 年 4 月から 1 年間遅らせ、モデル事業の中で、グループホームに求められる機能等を検討しました。

### ※第二の福祉ゾーン

⇒現在、障害福祉サービス事業所が整備されている。今後も、障がい者の様々な要望を踏まえ、建設や運営能力が確実な法人等に土地を貸与し、民設・民営による施設整備を図る。

## 2 事業主体

野田市

## 3 事業目的を果たすための検討

### (1) 障がい者にも対応した特別養護老人ホーム整備のあり方検討会

国・県の障がい者施策に係る方針により、障がい者の入所施設の新設が困難であることから、その代替機能も併せ持った障がい者対応の特別養護老人ホームができないかということで、これまで障がい者団体の方々からの要望や高齢化が進む障がい者の実態からその整備が望まれており、医療機関との連携、設備や人員配置の上での留意点など、専門家や障がい者とその家族ならではの視点からの検証が必要と考え、船形地先にある第二の福祉ゾーンへ障がい者対応に特化した特別養護老人ホームの整備のあり方についての検討の場としての外部有識者会議を設置しました。

そこで、検討委員会をそれぞれ4回開催し、平成26年2月に意見がまとまり、障がい者にも対応した特養整備については90床とし、障がい者が優先して入所できる独自の入所基準を策定すること、グループホームを併設することなどの整備方針について意見を頂き、市では、それらの意見を踏まえ、今後、特別養護老人ホームの整備を順次進めることとしました。

#### <検討会の経過>

	開催年月	内容
第1回	H25. 3	障がい者にも対応した特別養護老人ホームの人員、設備及び運営に係る現状と課題について
第2回	H25. 5	第1回の宿題の回答 第1回の検討会の意見等の取りまとめ結果
第3回	H25. 12	障がい者にも対応した特別養護老人ホームの整備
第4回	H26. 2	障がい者にも対応した特別養護老人ホームの整備に係る意見書の提出

#### <検討会の概要>

##### ■第1回の概要

##### 【期待や要望】

- ・障がいのグループホーム、自宅で一生すごせたらいいが、年をとってきた時の不安。グループホームなど、行き場がなくなる不安。入所施設を取り合いして入る不安。などから、行くところがある安心できる施設が欲しい。
- ・自立支援法の負担金と介護保険の負担金の差。障害年金で暮らしていけるのか。
- ・介護保険の判定区分が障がい者（知的と精神）については正しく出てこない。
- ・現状、特養は区分2から3はなかなか入所できない。4及び5が順番に入る現実。
- ・障害区分と介護の区分がリンクしていない現実がある。（障がい者がどのような区分に認定されるかがわからない。）
- ・障がい者枠をつくる。入所枠を障がい者に配慮した特養整備とする。
- ・障害者手帳を持っている方の入所優先順位の仕組みづくり。
- ・重度の知的障がいの方や重心障がいの方のホームヘルプサービスへの期待。
- ・特養の事例として年をとってから精神疾患の方の対応について、特養の介護福祉士では対応ができない。
- ・精神障がいは非常に疲れやすいため、精神の方は、3障がいの中で他の障がいの方とは、別の区分にしていきたい。
- ・運営についても特養しかやることがないところよりは、特養をしているけど障がい関係の施設も経営しているようなところに整備を望む。

##### 【まとめ】

障害区分と介護認定区分についてリンクされていないことから、障害区分が重くても介護認定区分に反映されない部分があげられた。また、障害年金で入れるものなのか利用負担額についてもあげられ、次回回答となる。

具体的な施設部分の要望等はなかったが、特養入所枠を設ける。障がい者へのホームヘルプサービスへの期待。精神障がい者対応。整備事業者のノウハウなどが上げられた。

## ■第2回の概要

### 【期待や要望】

- ・精神障がい者の方への対応として精神保健福祉士等の配置の提案。
- ・介護ボランティア制度の導入。(傾聴ボランティアの拡充)
- ・資料により、既存の特養で身体障がいの方に関しては、受入については十分まかなえてしまう現実から、精神障がいと知的障がいの方に、何か優先的なものをとるのを打ち出して欲しい。
- ・社会福祉法人等による介護保険利用者負担軽減額事業について、法人としてはやらないところが多い現実。
- ・精神障がいの方の特性を考えると、小さな小規模の20人程度の特養が良い。しかし20人だと経営が成り立たないことから70人規模にしてその内20人を障がい者に対応したところにするを考えると、優先ルールなどもかなり明確化(他の待機者への対応もクリア)されるのではないか。
- ・知的障がい者の高齢化について、ダウン症の方は老化が早いので、40代後半から高齢者とみなしましょうとの意見に賛意を示すところが多くなっていることから、入居の優先順位を考えていただく方法があるのではないか。
- ・第1回目の質問の利用者負担額と障害年金額の回答の説明。

### 【まとめ】

精神障がい者の方への対応として精神保健福祉士等の配置の提案がなされた。第2回においても、具体的な施設部分の要望等はなかったが、引き続き特養入所に関する意見が出され、精神障がいは小規模ケアが良いことから20人を障がい者枠としてとの具体的な意見も出された。また、知的障がいの老化が早いことから40歳代からの入所優先なども上げられた。

## ■第3回の概要

障がい者対応の特養に期待される機能、設備を次のとおり提示し理解を得る。

### ①機能

- ・特別養護老人ホームの床数は、事業者の経営を考慮し90床とし、入所評価基準により、障がい者を優先して入所させたいと考えている。
- ・障がいショートステイ(10床)、グループホーム(5人)を併設の検討をする。

### ②サービス

- ・介護職員として、精神保健福祉士、社会福祉士等の資格を持つ者を各1人以上配置させたいと考えている。
- ・利用者の日中支援のため、支援員を配置する。(財源は、敷地の無償貸借)
- ・障がい者に対するホームヘルプサービスのスキルアップのため、事業者がホームヘルプサービス事業を実施するよう働きかける。

### ③設備等

特別な設備が必要か検討を進める。

#### 【期待や要望】

- ・精神保健福祉士を配置することは、精神疾患の高齢者のサポートをしていくには専門科でないと難しいと考えられるためその配置は歓迎。
- ・障がい、特養の両方福祉施設の経験があるところ、両施設の感覚がわかるところに運営をお願いしたい。
- ・介護認定にあたっての介護度が特記事項によって示されるため、調査員等が特記事項をしっかりと把握していただくことが一番必要になってくると思われる。

#### 【まとめ】

上記のとおり事務局が提示した内容について理解をいただき、次回意見書を整理して市長へ提出する運びとなった。

第3回においても、具体的な施設部分の要望等はなかったが、介護認定にあたっての特記事項の重要性について発言があり、野田市独自の特記事項マニュアルを作成して対応し、調査員、ケアマネ、認定審査会等の説明会も実施して周知していきたい旨の回答をした。

## ■第4回の概要

### 【事務局より意見書（案）について説明に対しての質疑事項】

完璧な要旨の中での設立、この難しい条件が付されているので、経験した事業者が現れるのかの不安である。

#### 【まとめ】

第4回の会議では、上記の質問に対し、事業者負担の軽減から船形の第二の福祉ゾーンの市の土地の借地料を無料とし、更に現況の雑木林地の伐採について市で負担することとし、事業者公募の形で市内に限らず、広く法人を募集することで説明をした。以上、意見書の内容が整い市長へ意見書を提出し、全4回にわたる会議が終了となる。

## ■意見書

### （要旨）

- 1 特別養護老人ホームを整備し、障がい者が優先して入所できる独自の入所基準を策定する
- 2 年齢等により特別養護老人ホームに入所できない者を支援するために、グループホーム及び障がいショートステイを併設する
- 3 事業者の選定は、福祉施設を運営した実績がある社会福祉法人とすることにより、運営のソフト面を考慮する
- 4 障がい者に対応できる介護職員を配置する
- 5 精神保健福祉士、社会福祉士及び介護福祉士等の資格を有する者を配置する
- 6 グループホーム利用者の日中支援のための支援員を配置する
- 7 障がい者に対するホームヘルプサービスを実施する

## (説明)

障がい者にも対応した特別養護老人ホームの整備について、当検討会において、障がい者の実情などを踏まえ、検討した結果、障がい者が優先して入所できる独自の入所基準を策定し、整備することは適当であると考えます。

また、事業者の選定については、福祉施設を運営した実績がある社会福祉法人とすることにより、運営のソフト面を考慮して進めることが必要であり、障がい者に対応できる介護職員の配置、精神保健福祉士、社会福祉士及び介護福祉士等の資格を有する者の配置やグループホーム利用者の日中支援のための支援員の配置を行い、障がい者が安心して、生活できる施設の設置を望みます。

さらに、特別養護老人ホームに併設する施設やサービスとして、年齢等により特別養護老人ホームに入所できない者を支援するために、グループホーム及び障がいショートステイを併設するとともに、障がい者に対するホームヘルプサービス事業を実施していただき、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせる施設を整備し、障がい者施策について積極的かつ着実に推進されることを期待します。

## (2) 障がい者にも対応した特別養護老人ホームの整備

船形地先の第二の福祉ゾーンを整備予定地とする、障がい者にも対応できる特別養護老人ホームの整備については、市が公募する条件に、すぐに特養に入所できない障がい者のための障がい者施設を併設することを計画していることなどから、整備費用は他の特養と比較し事業者負担が大きくなるため、第二の福祉ゾーンの市有地を条件付きで無償貸与することとし、さらに貸付地の樹木の伐採等を市が行って事業者の負担を軽減させることとしました。

介護老人福祉施設整備に係る事業者選定委員会において募集要領を決定し、平成26年9月に募集したところ、4者から応募がありました。提案された事業内容等の確認を行い、応募者の全てが第1次審査に合格したことから、プレゼンテーションによる第2次審査を行い、審査の結果、兵庫県神崎郡福崎町に法人本部を置く「社会福祉法人円融会」を整備事業者として決定しました。現在、関係機関との調整を経て、施設整備を進めているところです。

また、3障がいの関係団体との打合せを実施することによって、団体からの意見や要望を反映して、いろいろな配慮をしながら施設整備を進めています。

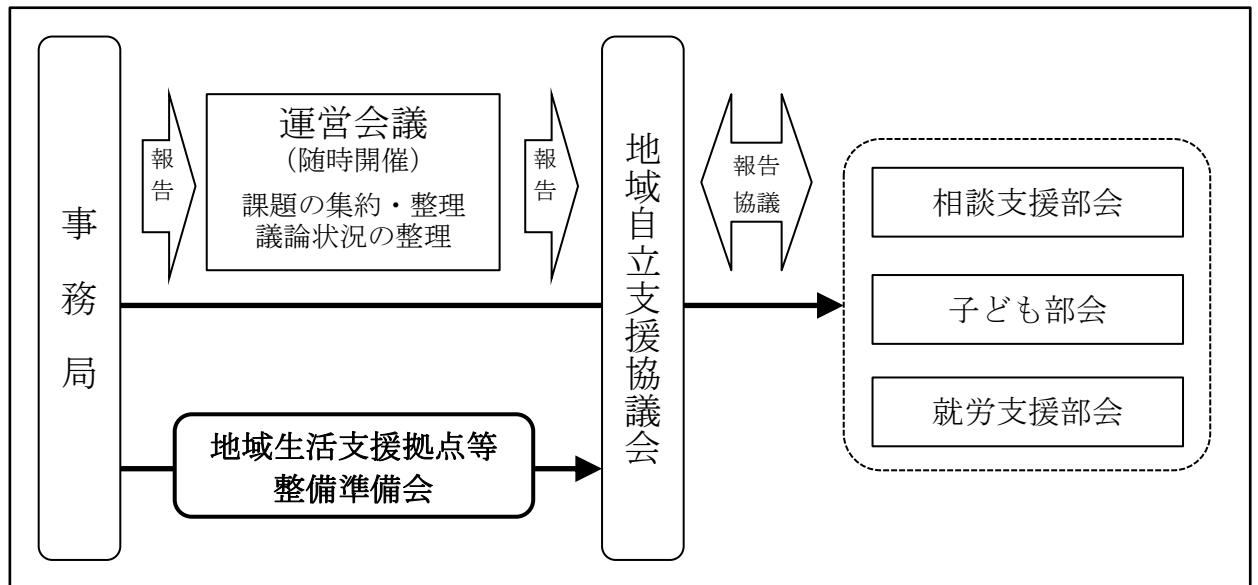
## 事業要旨

国から示された「地域生活支援拠点等整備推進モデル事業実施要綱」において、準備委員会の開催が必須とされ、既存の自立支援協議会を活用するとのことから、野田市自立支援協議会に諮り、野田市自立支援協議会要綱第7条に規定する組織として位置付け、「地域生活支援拠点等整備準備会」を設置しました。

準備会は、地域の現状分析や必要な機能の整理、整備の方針等について行うとされていることから、次の事業を行いました。

- ① 先進的施設の視察見学
- ② 地域の現状分析と地域課題の整理
- ③ 整備の方針等の検討

### <地域自立支援協議会及び準備会の位置づけ>



### <地域生活支援拠点等整備準備会の委員構成>

準備会	自立支援協議会	所属
会長	会長	野田市障がい者団体連絡会 代表
副会長	副会長	障害者支援施設 施設長
委員	相談支援部会長	相談支援事業所 センター長
	子ども部会長	野田市立こだま学園 園長
	就労支援部会長	障害者就業・生活支援センター センター長
	委員	野田市社会福祉協議会
オブザーバー	—	社会福祉法人円融会



# 地域生活支援拠点等の整備の類型

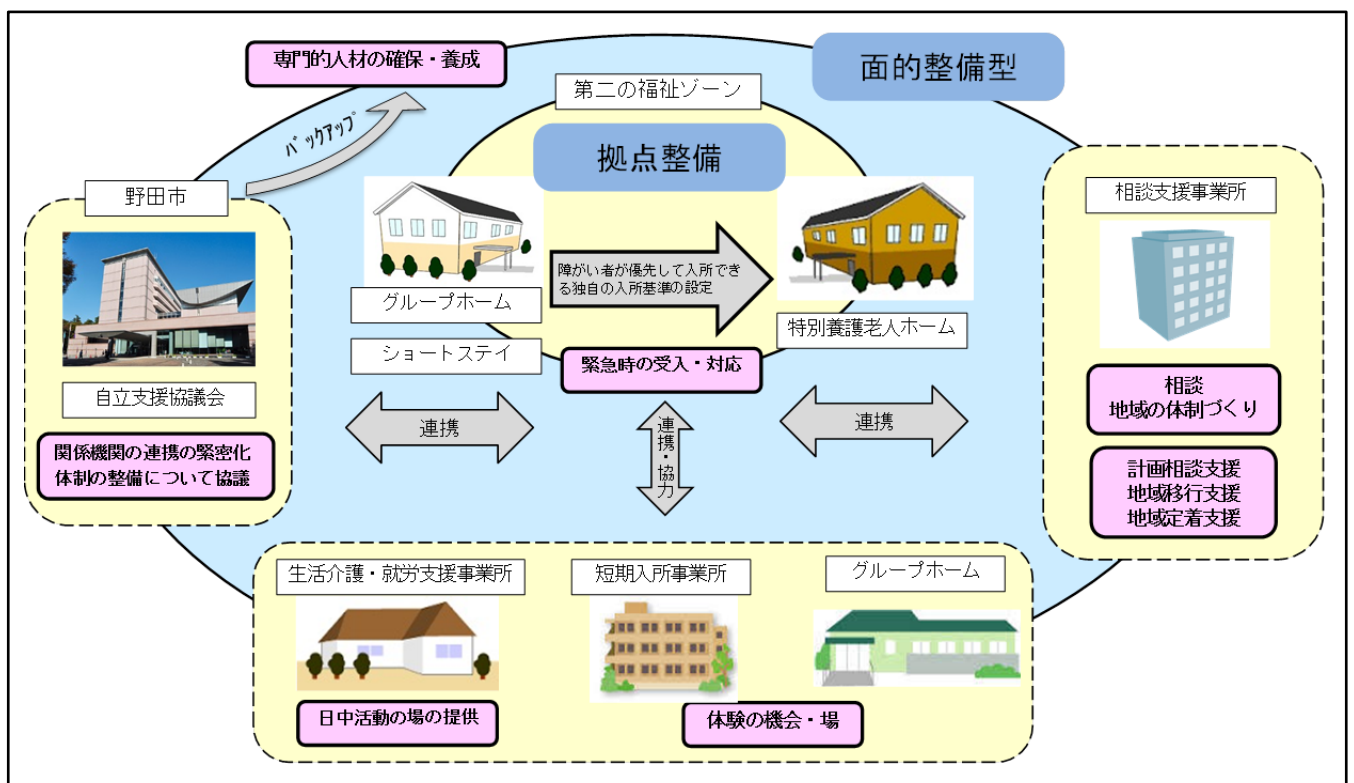
## 1 整備手法について

- ・野田市の独自の機能として、障がい者に対応した特別養護老人ホーム及び特養への中間施設となるショートステイ併設型のグループホームを整備し、これらの施設を拠点とする。
- ・グループホーム等に緊急時の受け入れ機能を付加する。
- ・5つの機能については、面的整備を基本にし、既存の社会資源や人的資源を有機的に結び付ける方向で整備する。

## 2 野田市における地域生活支援拠点整備の考え方

- ・「親亡き後」を見据えた場合、最終的な終の棲家が必要との考え方から、野田市では、障がい者に対応した特別養護老人ホームを整備することとし、同時に、中間施設としてのグループホームを整備することとしている。
- ・障がい児者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを勘案すると、障がい者に対応した特別養護老人ホームも加えた仕組みの構築が重要である。
- ・このため、野田市における地域生活支援拠点は、独自の機能として障がい者に対応した特別養護老人ホームを整備し、さらに特養への中間施設としてのグループホームを整備することを特色とした整備を目指す。

<地域生活支援拠点等の整備イメージ図>



# 事業内容

## 1 第1回準備会

日時 平成27年11月11日(水) 午前10時から

場所 保健センター4階404会議室

- 議題 ①会長・副会長の選出  
②地域生活支援拠点等整備の概要について  
③先進地視察について

- 内容 ・モデル事業のスケジュール  
・地域生活支援拠点等整備の概要  
・市障がい福祉計画での位置づけ  
・県内11市の進捗状況

## 2 先進地視察

### (1) 新潟県長岡市

日時 平成27年11月30日(月) 午前10時から

- 内容 ①長岡市福祉課  
・障がい者福祉について  
・地域生活支援拠点の整備について  
②社会福祉法人中越福社会  
・みのわの里「安心・安全コールセンター」の概要について  
・障害者虐待防止センターの概要について

#### 概要

##### 【長岡市】

- ・長岡市は、新規事業として、相談支援事業所と連携を取りながら、基幹相談支援センターを28年4月から直営で実施する。
- ・自立支援協議会について、地域の課題ごとにワーキングチームを設置し、協議の場を設けることにより、新たなサービスの施策が実現できるように、協議会の構成を変更し、機能の充実を図る。
- ・地域生活支援拠点については、市域も合併により広大になり、拠点が1か所で良いのかという課題もある。圏域と連携しながら拠点のあり方について検討している。

##### 【社会福祉法人中越福社会】

- ・グループホームについては、越路地区は農村地帯で、一件当たりの農家の自宅は大きく部屋数も多い。こういった物件を借り上げてスタートした。
- ・昨日開催された「にいがたフォーラム」で厚生労働省の専門官が話していたが、地域生活支援拠点事業について、どういうことを重点的にやっていくのかポイントが2つある。一つは地域移行。入所施設から在宅へということよりも、在宅の人を支援するという意味が強い。もう一つは、ショートステイで行き場所のない、困っている人を受けていく。そして、必ずコーディネー

- ターを1名配置する。
- ・安心安全コールセンターは、当時、24時間連絡する場所がないことが問題だったので、厚生労働省と調整をして、国のモデル事業として実施した。
  - ・その際、発信することが上手くなかったが、最近は、秋田県や九州からも見学が来るようになった。もう少し早く発信していれば、国の事業になったかもしれない。なかなか伸びなかったから、地域生活支援事業になって、市町村が金を出すことになってしまった。
  - ・その当時から安心安全コールセンターでやってきた基本の考え方である地域移行をやることとショートステイをやることは、そっくり国の考え方になっている。
  - ・事業内容は、部屋が3つしかなく、困っている方がいれば緊急でそのまま受け入れる。また、発達障害の方は、大きな入所施設では対応できないので、こちらで職員が一对一で24時間365日対応している。
  - ・日中は職員が携帯電話を常に携帯して、受付対応している。兼務の職員が対応している。
  - ・職員10名で、今年から看護師を1名配置した。入所施設の場合、看護師は准看で良いが、グループホームは正看でなければならない。なかなか正看が見つからないのが現状である。
  - ・地域生活支援拠点整備の一番の目標は、今グループホームに入っている120人の中から、高齢になった人に利用してもらいたい。今いるグループホームから、拠点へ動いてもらう。
  - ・拠点の計画として、2階建てで、2階部分が定員8名で、ショートステイが4名、1名分いつでも24時間空けといて何かあった時にすぐ対応できるようにする。1階部分に定員8名の看取りが必要な人に入ってもらおう。
  - ・2階は軽度な人で、地域に出て、勤めたり、地域の施設に通ったりする。1階の重い人は、24時間日中活動に行かなくても良い。最後に人生を全うする場所である。
  - ・拠点を病院の近くに建てる予定。土地も購入済みである。
  - ・コールセンターは、細やかに対応する。母親がDVにあって、子どもと一緒に車の中で泊まっていて、寝る場所がないので、行く場所が決まるまで面倒を見る。
  - ・社会福祉法人の制度改革で地域貢献をなさいと言われている。
  - ・老人と知的の障がい者が一緒にいるようなグループホームをつくりたい。老人が地域にいることが望ましい。弱い人たちが地域にいることが、地域を強くすることにつながる。
  - ・民生委員や学校、交番やいろいろな会のメンバー35人で構成した地域生活推進協議会をつくった。法人として地域に何かできることがあるかを協議会に聞いている。社会福祉法人が障がい者のためにある施設ではダメ。
  - ・虐待防止センターは、長岡市から受託した事業で、夜間の電話窓口のみの対応であるが、今のところ一件もない。あれば安心なければ心配である。地域

の安心感につながる。

- 地域の中にどれだけ社会的弱者が活動している場所をつくれるかが重要である。
- 平成7年当時は、グループホームを建てるのにあれだけ反対していた旧越路町の住民が、今では空き家が出たら、グループホームとして使ってくれないかと言ってきたり、世話人として働きたいと電話がかかってきたりするようになった。住民が障がい者に対して優しく温かくなった。障がい者が地域を変えたと言える。
- 地域コミュニティの重要性、地域がみんなで力を合わせて、困ったら助け合おうという社会を目指す。自助、共助、公助について、公助の限界がある。隣近所が助け合う。その姿を子どもたちが見て学ぶ。そして、子どもたちが命の大切さを学ぶ。



## (2) 埼玉県東松山市

日時 平成 28 年 1 月 12 日 (火) 午後 1 時から

内容 ①東松山市障害者福祉課

- ・障がい者福祉について
- ・地域生活支援拠点の整備について
- ・基幹相談支援センターの設置について

②社会福祉法人東松山市社会福祉協議会

- ・東松山市総合福祉エリアの概要について
- ・地域サービスセンターの概要について
- ・総合相談センターの概要について

③東松山市障害者生活支援センターいわはな

### 概要

#### 【東松山市】

- ・平成 12 年 10 月に保健、医療、福祉が一体となった総合的な拠点として、東松山市総合福祉エリアが開所した。
- ・特徴として、介護保険制度の地域包括機能と障がい者の相談支援機能を併せ持つことにより、24 時間 365 日、相談を受け付ける体制をとっている。
- ・障害者生活支援センター、通称「ケアサポートいわはな」について、平成 11 年 4 月に開所した。生活支援サービスとして、一番需要のある車両による送迎や外出援助、貸館や自立体験などを行っている。条例で 30 分 250 円の手数料を定めている。登録制を採用しており、年間 150 時間を上限とし、現在 700 人強が登録している。
- ・相談支援事業を比企地域内の 7 町村と共同実施している。委託先は 3 法人。
- ・基幹相談支援センターは、平成 27 年度から社協へ委託。比企地域内の 7 町村と共同実施している。
- ・センターは、スーパーバイズを目的として、各相談支援事業所に対して、相談対応の指導助言、権利擁護関連の研修会の実施、啓発研修を実施している。
- ・研修の一つとして、計画相談の作り方についての事例検討会を行っている。
- ・委託相談支援事業を比企地域内の 7 町村と共同実施していることから、地域内で自立支援協議会を設置している。全体会年 2 回、幹事会年 6 回開催。さらに、障害福祉サービス、委託相談支援、地域移行、就労支援の 4 つの連絡会がある。
- ・市単独でも自立支援協議会を設置し、全体会 (40 人程度) 年 2 回、幹事会 (20 人程度) 毎月 1 回開催。さらに、課題ごとに 6 つのプロジェクトチームによる会議を毎月 1 回開催し、機能の充実を図る。
- ・自立支援協議会のその他の取組として、昨年度限定で「地域課題調査チーム」を結成し、特別支援学校を卒業する生徒の進路を受け入れる事業所が不足しているという問題について、ヒアリングを実施し、市と協議会で課題を整理しながら、相談支援体制の仕組みの強化を検討した。

- ・市の単独事業として、各種サービスを提供している「ケアサポートいわはな」が、自立体験を提供する機能及び一時的な宿泊機能を有していることから、当該施設を中心に面的整備の体制づくりを目指す。
- ・ケアサポートいわはなが市の単独事業としてやっており、条例に基づいて手数料をもらっているため、それ以上のものをもらうことができない。面的な整備で事業を行った時、連携する他の障害福祉サービス事業所は障害者総合支援法に基づく報酬を受けるが、ケアサポートいわはなは条例に基づく手数料を受け取るため、事業所の収入及び利用者の自己負担について整理する必要がある。

【東松山市社会福祉協議会】

- ・高齢者や障がい者の種別に関係なく、相談業務を一元化して、24時間365日受け付ける。センター内に相談窓口を設け、午前8時30分から午後8時まで開設、夜間は電話相談のみ対応。
- ・土日の相談は、1日平均が約9件でほとんどが電話相談である。夜間の相談は、月の平均が約40件で、だんだん件数は減っている。
- ・相談支援事業所9名、介護関係も含めて総合相談センター職員30名で、宿直のローテーションを組みながら対応している。
- ・相談支援事業として、①基幹相談支援センター事業、②委託相談支援事業、③指定特定・一般相談支援事業を行っている。
- ・共生型多機能センターあすみーるでは、介護保険制度である小規模多機能型居宅介護の事業と併せて、基準該当障害福祉サービスを利用して、高齢者と障がい者が一緒に利用できるサービスを今年度から実施している。対象は重心の障がい者で医療的ケアが必要な方を中心に受け入れている。



### 3 第2回地域生活支援拠点等整備準備会

- 日時 平成28年3月3日（木）午後1時30分から  
場所 保健センター4階404会議室  
議題 ①地域生活支援拠点等整備推進モデル事業の他市の事例について  
②野田市の整備手法及び具体的な拠点の機能について  
内容 ・モデル事業実施の他市の事例説明  
・専門的人材の確保・養成のための研修の実施

### 4 発達障がい児・者の専門家育成に関する研修の開催

発達障がいの早期発見・早期療育に併せて、各関係機関が連携して発達段階に応じたサポート体制を作り上げていくため、発達障がい者における専門家の育成を目指した研修を実施することとしました。

したがって、モデル事業の実施要綱の中で、モデル事業の取組として、関係者への研修・勉強会の開催を行うことが挙げられていることから、発達障がいにおいて先進的に取り組んでいる講師を招いて、専門家育成の足掛かりとなる最初の研修を実施しました。

日 時	平成28年3月29日（火）午後4時から5時30分まで		
場 所	市役所8階大会議室		
講演内容	発達障がいに関する早期発見、早期療育の重要性とライフスパンにおける継続支援の必要性		
講 師	服巻（はらまき）智子氏		
出席者	関係機関・団体 ⇒ 計104人参加		
	市職員（保健センター、保育課、教育委員会）	23人	
	幼稚園・小中学校・特別支援学校	35人	
	健康福祉センター・医師会・障がい支援事業所	40人	
	地域生活支援拠点等整備準備会	6人	



## 5つの機能の現状と課題

国の基本指針の内容により、求められる機能として、次の5つの機能が挙げられています。

国の基本指針	具体的な拠点機能
相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画相談、地域移行、地域定着、自立訓練の利用の推進</li> <li>・相談支援事業所による24時間相談受付</li> </ul>
体験の機会・場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループホーム入居等を体験する機会の提供</li> <li>・体験型ショートステイの整備</li> </ul>
緊急時の受け入れ・対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あんしんコールセンター事業の実施</li> <li>・障がい特性に応じた緊急時の短期入所の受入態勢の確保</li> </ul>
専門的人材の確保・養成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材の養成、連携等による専門性の確保</li> <li>・医療的ケアを実現するための看護師配置の検討</li> </ul>
地域の体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コーディネーターの配置による地域の体制づくり</li> <li>・余暇を楽しむ等の地域の障がい者が集える居場所づくり</li> </ul>

したがって、国の基本指針の内容を全て実施するとともに、野田市の必要な機能について次のとおり考えています。

### 必要な機能に関する市の現状と課題

国の基本指針	市の考え方
相談	市の窓口や委託相談支援事業所、相談支援専門員や障がい者相談員による相談支援機能はあるが、事業所間の連携など、有機的な結びつきを強化することが課題である。
体験の機会・場	現在、野田市では十分でない機能。体験は、グループホームの体験と1人暮らし体験があるが、1人暮らし体験は、事業所間の支援体制が確立しておらず、非常に困難な課題である。
緊急時の受け入れ・対応	現在、野田市では十分でない機能。市では、整備するグループホームに緊急受入の機能を持たせる。医療ケアへの対応が課題である。
専門的人材の確保・養成	現在、野田市では十分でない機能。拠点整備で最も重要なのは、マンパワーの確保であることから、先行して取り組むことが重要である。
地域の体制づくり	障がい者のニーズに的確に対応できる体制の構築のため、コーディネーター設置の可否も含め、今後、検討を要する。



## 事業実施の結果及び今後の取組

### 【事業実施の結果】

- ・障がい者にも対応した特別養護老人ホームと中間施設としてのグループホームを中心とした地域生活拠点と考えたことから、2市の先進地事例を視察し、野田市の社会資源をどのように活用すべきかを検討した。
- ・その結果、多機能拠点型で整備することは、中核的な役割を担う機関の設置や緊急受入の対応等、難しい課題が多くあることから、既存の資源を活用するのが有効である。
- ・障がい者にも対応した特別養護老人ホームと特養への中間施設としてのグループホームを拠点としながら、既存の社会資源や人的資源を有機的に結び付ける面的整備を構築することを目指す。

### 【今後の取組】

- ・面的整備の中で、5つの機能全てを最初から充足することは難しいことから、できるものから取り組む。
- ・すぐにできないものについては、将来的な整備方針を定め、必要に応じて、順次取り組む。
- ・拠点整備で最も重要なのは、マンパワーであることから、専門的人材の確保、養成については、先行的に取り組む。
- ・整備の課題については、地域自立支援協議会を中心に関係機関と連携しながら検討を進めていく。

大田区  
地域生活支援拠点等整備推進  
モデル事業実績報告書



大田福祉部障害福祉課

大田区立障がい者総合サポートセンター

## 目 次

1	大田区について	2
2	事業の目的	4
3	事業の内容	4
	(1) 概要	4
	(2) 大田区「面的整備型」地域生活支援拠点のイメージ	5
	(3) 障がい者総合サポートセンターについて	5
	(4) 地域課題の検討	9
	(5) 障がい福祉従事者人材育成事業について	20
	(6) スーパーバイザー	27
4	必要な機能の具体的な内容	28
5	今後の課題と方針（予定）	30

# 1 大田区について

## (1) 概要

- 区役所所在地 東京都大田区蒲田五丁目 13 番 14 号
- 区の位置 東経 139 度 42 分 59 秒 北緯 35 度 33 分 41 秒
- 面積 60.66 km<sup>2</sup>
- 人口 707,455 人 (平成 27 年 1 月 1 日現在)  
内訳 日本人 688,102 人 (男 344,687 人 女 343,415 人)  
外国人 19,353 人
- 世帯数 369,863 世帯 (平成 27 年 1 月 1 日現在)
- 財政規模 2,501 億 2,184 万円 (平成 27 年度一般会計予算)
- 職員数 4,222 人 (平成 27 年 4 月 1 日現在)
- 議員定数 50 人

【東京都】



【大田区】



## (2) 手帳所持者数

《身体障害者手帳所持者数》

(各年度3月31日現在)

	総数	視覚障害	聴覚平衡障害	音声言語障害	肢体不自由	内部障害
25年度	20,643	1,315	1,821	245	10,936	6,326
26年度	20,767	1,317	1,837	255	10,820	6,538
1級	7,126	426	122	15	2,019	4,544
2級	3,118	373	529	13	2,089	114
3級	3,391	92	179	134	2,383	603
4級	5,080	135	479	92	3,097	1,277
5級	993	187	10	1	795	0
6級	1,059	104	518	0	437	0

《愛の手帳所持者数》

(各年度3月31日現在)

	総数	1度	2度	3度	4度	18歳未満	18歳以上
25年度	3,951	145	1,005	1,051	1,750	895	3,056
26年度	4,101	148	1,034	1,055	1,864	936	3,165
大森	1,176	38	292	297	549	259	917
調布	896	36	246	238	376	227	669
蒲田	1,293	50	317	342	584	283	1,010
糀谷・羽田	736	24	179	178	355	167	569

《精神保健福祉手帳所持者数》

(各年度3月31日現在)

	総数	大森	調布	蒲田	糀谷・羽田
25年度	3,404	1,074	788	1,107	435
26年度	3,608	1,140	823	1,168	477
1級	206	70	52	61	23
2級	1,741	512	395	580	254
3級	1,661	558	376	527	200

## 2 事業の目的

- 第4期障害福祉計画（平成27年度～29年度）で新たに必須事項となり、おおた障がい施策推進プラン（大田区障害者計画・第4期大田区障害福祉計画）の重点事項とした「地域生活支援拠点等の整備」を推進していく。
- 高齢化、親なき後を見据えて地域での暮らしの安心感を確保し、親元からの自立を希望する人に対する支援を充実させるため、相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ対応、専門性、地域の体制づくりの機能を持つ、地域生活支援拠点等の整備を図っていく。

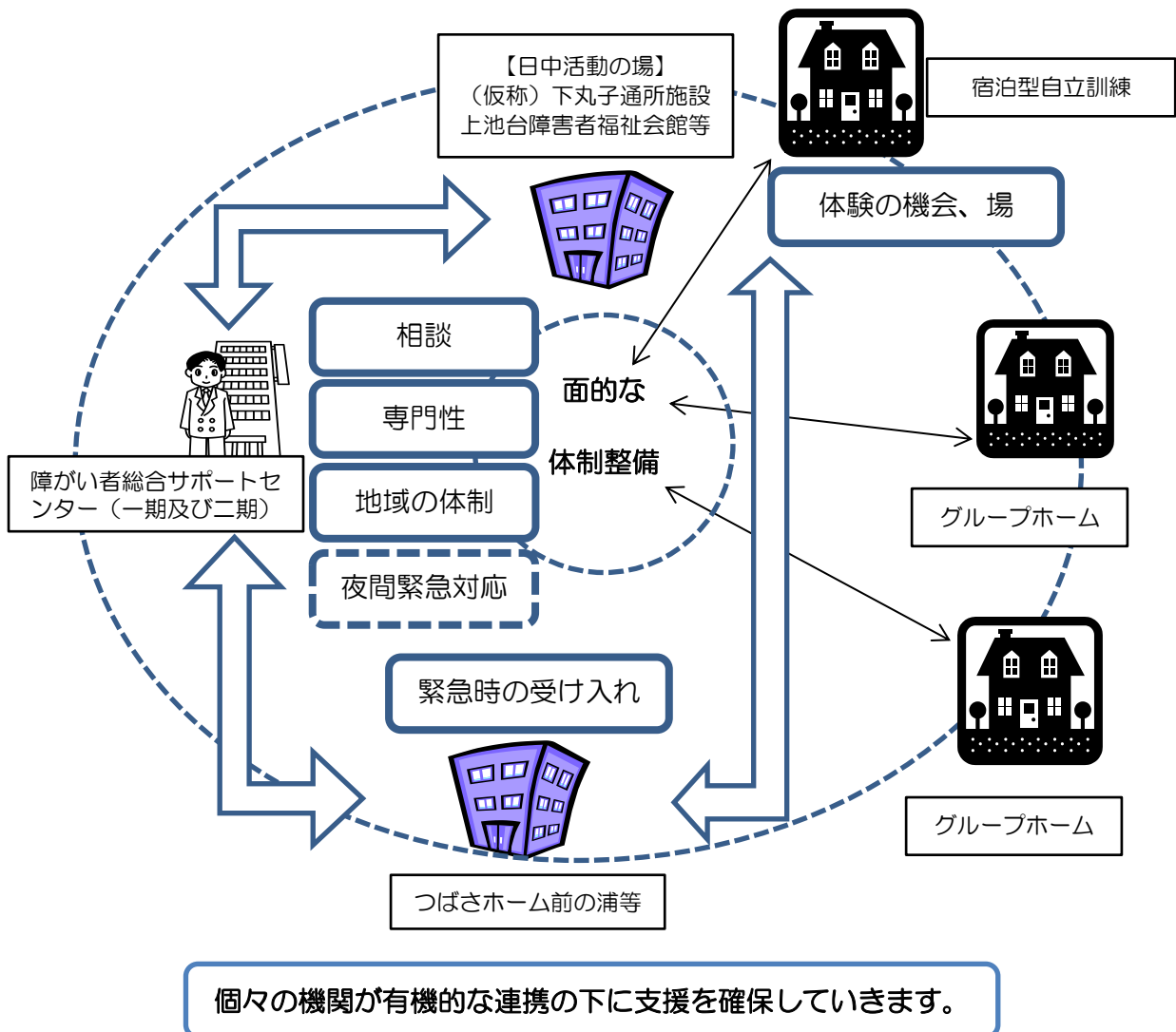
【実施主体：大田区】

## 3 事業の内容

### （1）概要

- 高度な専門性を有し、地域における相談支援の中核となる基幹相談支援センターであり、さらに居住支援、地域交流支援、就労支援の機能を兼ね備えた「障がい者総合サポートセンター」を中心として、既存施設の機能拡充により地域生活支援拠点等の面的な体制整備を目指す。
- 既存施設の機能拡充や新規施設の開設を行うとともに、個々の機関の有機的な連携の確保による総合的な支援体制を構築していく。
- 平成30年度以降、障がい者総合サポートセンターの二期工事により機能拡充を図り、「多機能拠点型」の地域生活支援拠点の整備を目指していく。

## (2) 大田区「面的整備型」地域生活支援拠点のイメージ



## (3) 障がい者総合サポートセンターについて

「障がい者総合サポートセンター」とは、障がいのある人の生活を総合的にサポートする「拠点」として相談支援や就労支援、地域交流支援等の機能を兼ね備え、障がいのある人の地域における自立した生活を支援する施設で、平成27年3月に開所しました。

「相談支援部門」、「居住支援部門」、「地域交流支援部門」、「就労支援部門」、「管理運営部門」に分かれており、各部門の総合調整や関係

機関との連携調整を図る「管理運営部門」は、区直営で、その他4部門は、業務を委託して事業を行っています。

### 【施設概要】

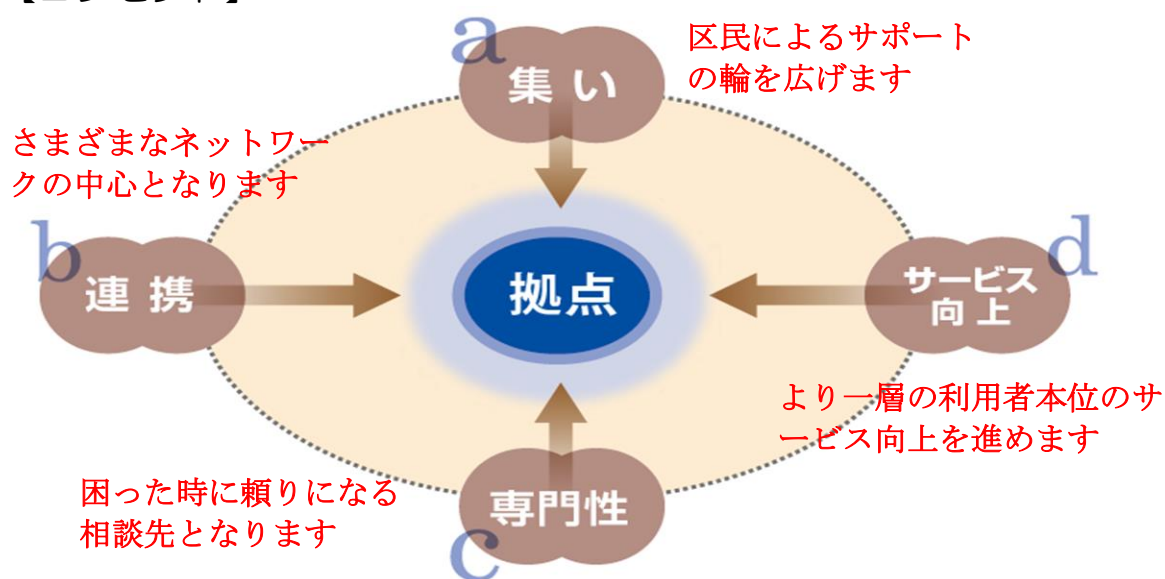
大田区中央四丁目 30 番 鉄筋コンクリート造 地下 1 階地上 5 階

### 【フロア概要】

- 1 階：相談室、喫茶コーナー等
- 2 階：訓練室、障がい関連情報コーナー等
- 3 階：声の図書室、集会室等
- 4 階：障がい者就労支援センター
- 5 階：多目的室
- 地下：機械室、倉庫等



### 【コンセプト】





## 【各部門の概要】

### ① 1階 相談支援部門

**種別** 障害者相談支援事業、特定相談支援事業、一般相談支援事業、基幹相談支援センター、障害者虐待防止センター、意思疎通支援事業

**利用対象** 大田区にお住まいで障がいに関する相談のある方と支援機関

**利用時間** 月曜日から金曜日までは、8時30分から19時まで  
土曜日・日曜日・祝日は、8時30分から17時まで  
※年末年始は除きます

**事業内容** 【相談支援事業】  
大田区の相談支援の中核として高度な専門性を発揮し、相談支援事業を行います。サポートセンター内の各部門と連携しながら、都区内の様々な社会資源を紹介し、障がいのある方が自分らしい生活を送るための支援を行います。また、専門家による相談や、福祉サービス従事者等を対象とした体系的な人材育成も行います。

【大田区障害者虐待防止センター】  
障害者虐待通報の受理、相談・助言、広報・啓発を行います。

【意思疎通支援事業】  
窓口開設時間中、手話通訳者が常駐しています。手話通訳派遣申込み窓口を設置します。

**専門スタッフ** [常勤] 相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、手話通訳者  
[非常勤など] 医師、臨床心理士、ピアカウンセラー等



### ② 2階 居住支援部門

**種別** 自立訓練(機能訓練)・自立訓練(生活訓練)

**利用対象** 【機能訓練】区内在住で18歳以上の、身体障がい・難病等対象の方  
【生活訓練】区内在住で18歳以上の、知的障がい・精神障がい・発達障がいの方。身体障害者手帳をお持ちではない高次脳機能障がい者の方はご相談ください。

**定員** 【機能訓練】15名(1日あたり) 【生活訓練】10名(1日あたり)

**利用時間** 月曜日から金曜日までの9時30分から15時30分まで

**利用期間** 【機能訓練】1年6ヶ月(以内)・【生活訓練】2年(以内)  
(必要が認められた場合、最長1年の更新)

**事業内容** 【機能訓練】  
①理学療法(PT) 立つ・座る・歩くなどの基本動作、バランス訓練等を通し、運動機能の維持・向上につなげます。  
②作業療法(OT) 上肢の運動機能の訓練、調理や外出、手工芸、パソコン等の訓練を通し、家庭復帰・職場復帰をめざします。  
③言語聴覚療法(ST) 言葉やコミュニケーションの訓練を行い、言語機能の維持・回復を図り、社会生活の質の向上をめざします。  
【生活訓練】  
①家事訓練 洗濯・掃除・調理の方法などの訓練を通し、生活力を高めめます。  
②健康管理プログラム 体操などの体力づくり、食事や栄養について考える機会を持ち、ご自身の健康管理につなげます。  
③社会生活技能訓練(SST) コミュニケーションの取り方や社会資源の活用などを学び、生活技術の向上をめざします。

**専門スタッフ** [常勤] 理学療法士、作業療法士、看護師  
[非常勤など] 医師、言語聴覚士





### ③ 3階 地域交流支援部門



**目的** 障がいに関する情報を集約し、「サポーター」の輪を広げ、障がいのある方もない方も地域で豊かな生活が送れるよう、ともに歩んでいきます。

**利用対象** どなたでも

**利用時間** 事業によって異なります。詳細はお問い合わせください。

**事業内容** 【余暇活動支援】  
障がいのある方々が楽しく参加できるイベントを定期的に開催します。

【理解啓発活動】  
福祉機器体験会や障がいに関する講演会などを実施します。

【声の図書室】  
点字図書、録音図書の製作、閲覧、貸出を行います。

【生産活動支援】  
区内福祉施設への業務のアウトソーシングをお考えの方、自主生産品の購入希望の方はご連絡ください。

【ボランティア活動室】  
グループの会合・作業等にお使いください。印刷機・コピー機(有料)、貸ロッカー(無料)が使用できます。

【障がい関連情報コーナー 2階】  
福祉関係の図書や資料を閲覧することができます。また、情報検索ができるインターネット端末が使用できます。

【CAFE ぴあ 1階】  
軽食や自主生産品の販売を行っています。  
休憩スペースとしてもご自由にご利用いただけます。

### ④ 4階 就労支援部門(障がい者就労支援センター)



**種別** 就労移行支援事業\*、区市町村障害者就労支援事業

**利用対象** 区内在住で満18歳以上65歳未満の障がいのある方\*

**定員** 20名(1日あたり)\*  
就労定着支援・たまりばの利用は、登録制

**利用時間** 月曜日から金曜日までの9時から16時まで\*

**利用期間** 2年以内(必要が認められた場合、最長1年の更新)\*

**事業内容** 【就労移行支援事業】  
障がい特性に応じた個別の支援計画を作成し、関係機関と連携しながら就職に向けた支援、就労後の支援を行います。

【就労定着支援】  
安心して長く働けるよう、利用期間終了後も会社訪問などを行い、職場や生活面の悩みを一緒に解決していきます。既に就職されている方の支援も行います。

【たまりば】  
毎週金曜日夜間に実施します。  
就労者を対象に仕事の後に仲間と会い、リフレッシュする場を設けます。

【就労支援ネットワーク】  
大田区内外の就労支援関係機関、福祉関連施設と連携をとりながら支援を行います。

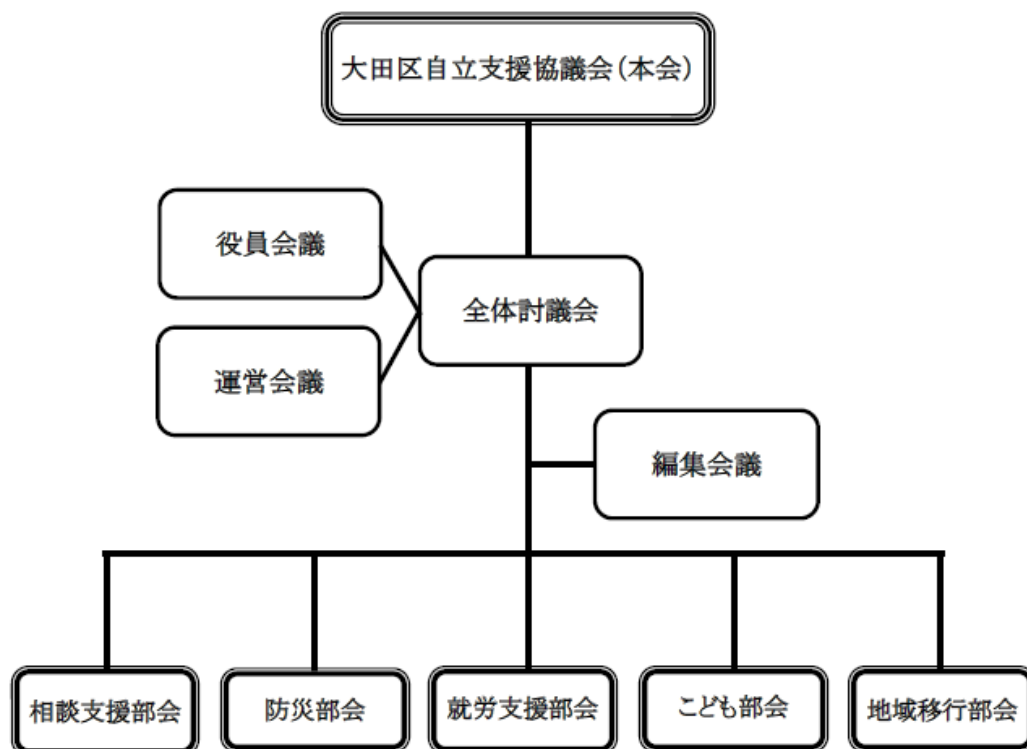
#### (4) 地域課題の検討

大田区においては、相談支援事業をはじめ、地域の障がい福祉の課題について具体的な検討を行うことを目的として、平成20年度から「大田区自立支援協議会」を設置しています。

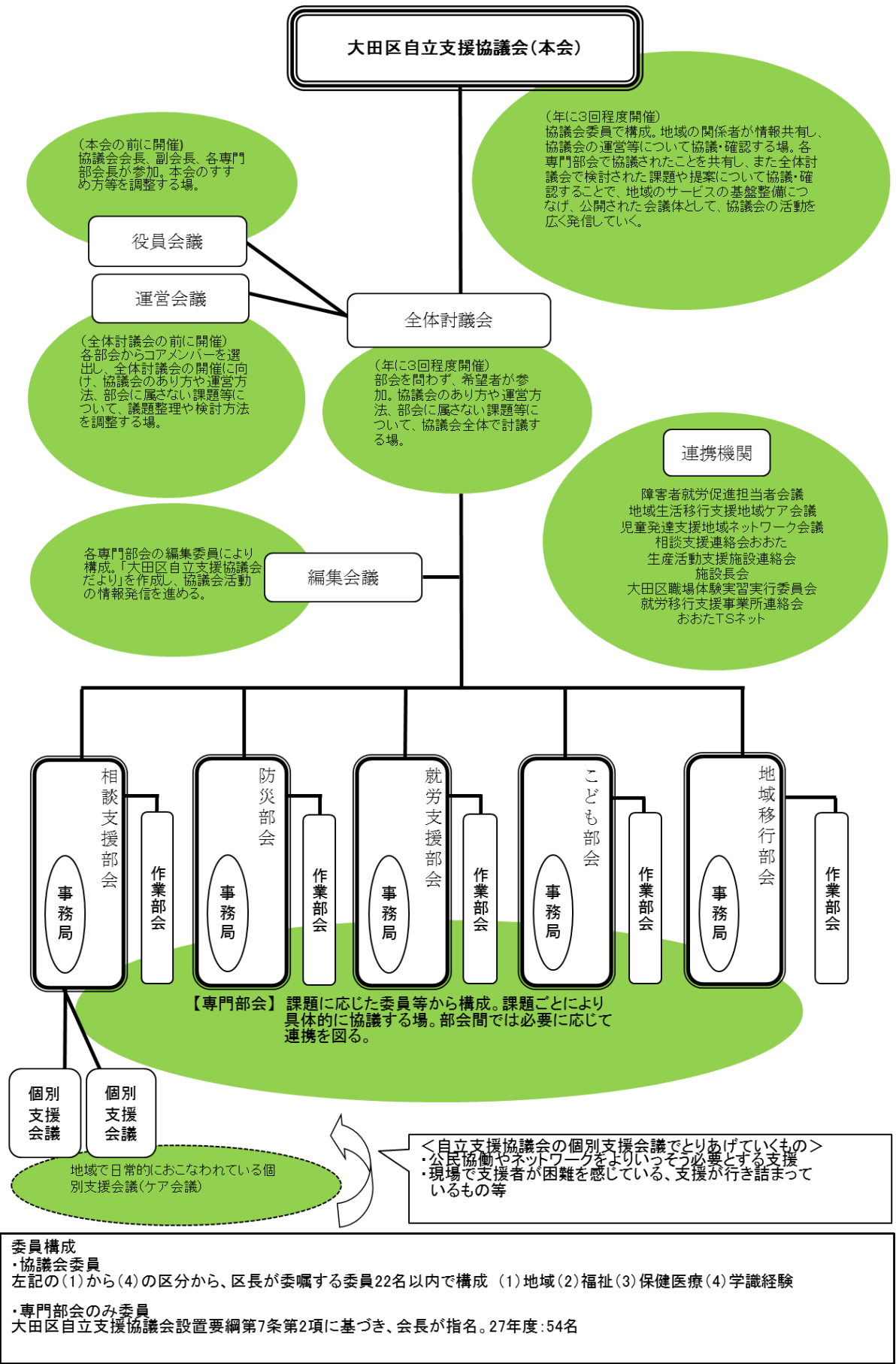
大田区自立支援協議会は、「本会」のほか、課題ごとに検討を行う5つの「専門部会」、各専門部会では取り扱うことが難しい横断的な課題や協議会全体の課題を討議する「全体討議会」等、様々な会議体で構成されています。

平成27年度は、学識経験、福祉、地域、保健医療の分野から選出される22名の委員のほか、専門部会のみ委員54名の計76名の委員で、地域課題の抽出・解決、地域ネットワークの構築等に関する検討を行ってきました。

#### 【組織図】



# 【構成イメージ】



## 【開催実績】

### 《本会》

第1回 4月23日(木)	委員の委嘱、自己紹介、会長・副会長選出、あいさつ 昨年度の協議会活動報告と今年度のすすめ方について
第2回 10月22日(木)	各専門部会等からの報告 役員会議・運営会議・全体討議会・編集会議からの報告・提案 協議会活動全体についての意見交換 協議会活動報告のまとめ 「おおた障がい施策推進プラン」の点検・評価について 障害者差別解消法施行に向けて 大田区発達障がい児・者支援計画の点検・評価について 大田区障がい福祉従事者人材育成事業について
第3回 3月2日(水)	各専門部会等からの報告 役員会議・運営会議・全体討議会・編集会議からの報告・提案 協議会活動全体についての意見交換 協議会活動報告のまとめ 今年度の協議会活動のまとめと来年度の協議会活動について 「おおた障がい施策推進プラン」の点検・評価について 障害者差別解消法施行に向けて 大田区発達障がい児・者支援計画の点検・評価について 大田区障がい福祉従事者人材育成事業について

### 《相談支援部会》

開催日	主な内容
第1回 5月13日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本会議の進め方・参加の仕方についての確認</li> <li>○ 今年度の検討課題               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別支援会議⇒課題抽出及び個別支援会議を通じた区内支援者の『顔の見える関係・ネットワーク化・支援力の向上』を図る</li> <li>また、事例提出をお願いした支援ネットワークとの連携を図る</li> <li>・ 基幹型さぼーとぴあを含めた相談支援体制整備にむけた検討</li> <li>・ 障害福祉計画に沿った、計画的な人材育成・研修計画検討への協力</li> <li>・ 計画相談の適正な実施に向けた評価・体制整備の検討</li> <li>・ 地域移行部会との連携</li> <li>・ 抽出された地域課題への取り組み方の検討</li> </ul> </li> <li>● 今年度の方向性についての質疑応答</li> </ul>
第2回 6月3日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 人材育成事業について               <ul style="list-style-type: none"> <li>○ サポートセンターで行う体系的な人材育成研修についての検討</li> </ul> </li> <li>● 個別支援会議（昨年度個別支援会議検討事例の現況）</li> </ul>

	『知的及び身体障害を持つ方の自立支援』 ● 個別支援会議結果表の作成
第3回 7月1日(水)	● 個別支援会議 『他者との関係が築きにくい障害者に対する支援の在り方』 ● 個別支援会議結果表の作成
第4回 8月5日(水)	● 今年度の検討課題 ○ おおた障がい施策推進プランの評価について ○ 基幹型・さぽーとぴあを含めた相談支援体制整備に向けた検討
第5回 9月9日(水)	● 個別支援会議 『重い心臓病により、生活の希望と現実がマッチしない利用者の支援』 ● 個別支援会議結果表の作成
第6回 10月7日(水)	● 今年度の検討課題 ○ 中間報告について ○ 個別支援会議で抽出された地域課題の整理について
第7回 11月4日(水)	● 個別支援会議 『ご本人の望む暮らしを実現するためには』 ● 個別支援会議結果表の作成
第8回 12月2日(水)	● 今年度の検討課題 ○ おおた障がい施策推進プランの点検・評価について ○ 発達障がい児・者支援計画の進捗評価について
第9回 1月6日(水)	● 個別支援会議 『今後の地域での生活を支えていくためにはどのような支援が考えられるか』 ● 個別支援会議結果表の作成
第10回 2月3日(水)	● 第3回本会にむけて ○ 今年度のまとめ ○ 来年度にむけて

#### 《防災部会》

開催日	主な内容
第1回 5月18日(月)	● これまでの取り組みについて確認 ● 今年度の検討課題 ○ 福祉避難所開設・運営訓練および地域との連携方法の提案 ○ 各地域に着目した防災訓練の実施に係る協力と参加の検討 ○ ヘルプマークを活用した防災用品の検討(福祉的要素)
第2回 6月15日(月)	● 年間スケジュール(案)について ● ヘルプマークを活用した防災用品の検討(福祉的要素) ● 福祉避難所開設・運営訓練および地域との連携方法の提案 ● 各地域に着目した防災訓練の実施に係る協力と参加の検討 ● 委員および各関係機関からの情報提供など
第3回 7月21日(火)	● ヘルプマークを活用した防災用品の検討(福祉的要素) ● 福祉避難所開設・運営訓練および地域との連携方法の提案

第4回 8月17日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各地域に着目した防災訓練の実施に係る協力と参加の検討</li> <li>● 委員および各関係機関からの情報提供など</li> </ul>
第5回 9月17日(木)	
第6回 10月19日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 上半期報告にむけて</li> <li>● 福祉避難所開設・運営訓練および地域との連携方法の提案 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ さぼーとびあ地下施設の見学、パーテーションや仮設トイレの組み立て</li> </ul> </li> <li>● 各地域に着目した防災訓練の実施に係る協力と参加の検討</li> </ul>
第7回 11月17日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● おおた障がい施策推進プランについて</li> <li>● 福祉避難所開設・運営訓練および地域との連携方法の提案</li> </ul>
第8回 12月21日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 委員および各関係機関からの情報提供など</li> </ul>
第9回 1月18日(月)	※雪のため、中止
第10回 2月15日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 福祉避難所開設・運営訓練および地域との連携方法の提案</li> <li>● 下半期報告にむけて</li> <li>● 委員および各関係機関からの情報提供・ご感想など</li> </ul>

《就労支援部会》

開催日	主な内容
第1回 5月25日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 協議会体制の確認と各委員の選出</li> <li>● 今年度の検討課題の確認 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ おおた障がい施策推進プラン進捗状況の点検</li> <li>○ さぼーとびあへの提言についての実施状況点検</li> <li>○ 就労定着支援の質と量の調査に関すること</li> <li>○ 本人中心の連続性のある就労アセスメントの検討</li> <li>○ 企業就労以外の多様な働き方について</li> <li>○ 大田区からの検討課題</li> </ul> </li> </ul>
第2回 6月15日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各委員・事務局からの報告</li> <li>● 本部会の年間計画案の検討</li> <li>● 合理的配慮の視点から事例報告①(高次脳機能)</li> <li>● おおた障がい施策推進プランの確認①</li> <li>● さぼーとびあからの事業実績報告①</li> <li>● 就労定着支援の課題(グループワーク)</li> </ul>
第3回 7月27日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各委員・事務局からの報告</li> <li>● 合理的配慮の視点から事例報告②(知的・発達)</li> <li>● さぼーとびあからの事業実績報告②</li> <li>● おおた障がい施策推進プランの確認②</li> <li>● 就労定着支援の課題の確認と方向性</li> </ul>
第4回 8月17日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各委員・事務局からの報告</li> <li>● 合理的配慮の視点から事例報告③(身体・高次脳)</li> <li>● さぼーとびあからの事業実績報告③</li> <li>● おおた障がい施策推進プランの確認③</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 就労継続B型利用のためのアセスメント</li> <li>● 大田区役所の障がい者雇用（報告：人事課）</li> </ul>
第5回 9月28日（月）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各委員・事務局からの報告</li> <li>● 合理的配慮の視点から事例報告④（精神）</li> <li>● さぽーとぴあからの事業実績報告④</li> <li>● おおた障がい施策推進プランへの意見整理</li> <li>● 第2回本会での報告内容の検討</li> </ul>
第6回 10月19日（月）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各委員・事務局からの報告</li> <li>● さぽーとぴあからの事業報告⑤</li> <li>● おおた障がい施策推進プランの点検①</li> <li>● 東京都の定着支援状況と広域の支援機関からみた大田区（報告：東京ジョブコーチ支援室）</li> </ul>
第7回 11月16日（月）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各委員・事務局からの報告</li> <li>● 合理的配慮の視点から事例報告⑤（精神）</li> <li>● さぽーとぴあからの事業報告⑥</li> <li>● おおた障がい施策推進プランの点検②</li> <li>● 「公開セミナー」の内容及び講師選定①</li> </ul>
第8回 12月21日（月）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各委員・事務局からの報告</li> <li>● さぽーとぴあの事業報告⑦</li> <li>● おおた障がい施策推進プランの点検③</li> <li>● 「公開セミナー」の内容及び講師選定・区報掲載②</li> <li>● 就労継続支援B型アセスメントに参加して（報告：特別支援学校3年生保護者）</li> </ul>
第9回 1月18日（月）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各委員・事務局からの報告</li> <li>● 合理的配慮の視点から事例報告⑤（身体・高次脳）</li> <li>● さぽーとぴあの事業報告⑧</li> <li>● 「公開セミナー」の案内方法の確認③</li> <li>● 「B型アセスメントについて」を聞いての振り返り</li> <li>● 企業就労以外の新たな働き方について①</li> <li>● おおた障がい施策推進プランの点検④</li> </ul>
第10回 2月15日（月）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各委員・事務局からの報告</li> <li>● 合理的配慮の視点から事例報告⑥</li> <li>● さぽーとぴあの事業報告⑨</li> <li>● 定着支援調査のプレ調査内容の検討</li> <li>● 企業就労以外の新たな働き方について②</li> </ul>

《こども部会》

開催日	主な内容
第1回 5月7日（木）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● これまでの取組について確認</li> <li>● 今年度の検討課題 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事例検討を取り入れた具体的課題の抽出</li> <li>○ インクルーシブルな社会を作り出すための方策の検討</li> <li>○ 大田区発達障がい児・者支援計画の点検・評価について</li> </ul> </li> </ul>



第2回 6月5日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事例検討(支援が困難な事例①)</li> <li>● 大田区児童発達支援地域ネットワーク会議との連携について</li> <li>● 特別支援教室について①</li> </ul>
第3回 7月2日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 年間計画の確認</li> <li>● 特別支援教室について②</li> <li>● 障害児相談支援について</li> </ul>
第4回 8月6日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 相談支援のあり方について</li> <li>● ゲストスピーカーのお話</li> </ul>
第5回 9月3日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事例検討(良い変化の見られた事例)</li> <li>● ゲストスピーカーのお話</li> </ul>
第6回 10月1日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中間報告にむけて</li> <li>● 事例検討(個々のニーズと福祉サービスに課題のある事例)</li> </ul>
第7回 11月5日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大田区発達障がい児・者支援計画の点検・評価</li> <li>● 事例検討(さぼーとぴあの相談支援)</li> </ul>
第8回 12月8日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大田区児童発達支援地域ネットワーク会議との合同開催 「障がい特性の理解について～親の立場から～」</li> </ul>
第9回 1月7日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事例検討(支援が困難な事例②)</li> <li>● おおた障がい施策推進プランについて</li> <li>● 大田区発達障がい児・者支援計画の点検・評価</li> </ul>
第10回 2月4日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 下半期報告にむけて</li> <li>● 年度のまとめ</li> </ul>

《地域移行部会》

開催日	主な内容
第1回 5月14日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 今年度の進め方について <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 何を主題とするか</li> <li>○ 検討方法について</li> </ul> </li> <li>● 年間スケジュールの決定</li> </ul>
第2回 6月12日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域移行部会の方向性について</li> <li>● おおた障がい施策推進プランにおける位置づけについて</li> <li>● 年間スケジュールについて</li> </ul>
第3回 7月10日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● DVD視聴</li> <li>● 意見交換</li> <li>● 年間スケジュールについて</li> </ul>
第4回 8月7日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● おおた障がい施策推進プランについて</li> <li>● 年間スケジュールについて</li> <li>● 事例の説明 『精神科病院から、地域移行支援利用して退院するということ』 (精神)</li> <li>● 意見交換</li> <li>● 課題整理</li> </ul>
第5回 9月11日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事例検討・課題整理(前回のつづき) <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個別支援会議の進め方について</li> <li>○ 事例の再読、意見出し</li> </ul> </li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>● おおた障がい施策推進プランについて</li> <li>● 施設見学について</li> </ul>
第6回 10月8日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 課題整理・意見交換</li> <li>● 中間まとめについて</li> <li>● 施設見学について</li> <li>● おおた障がい施策推進プランについて</li> </ul>
第7回 11月12日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 身体障がい者の地域移行について <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ゲストスピーカー(身体)</li> </ul> </li> <li>● 施設見学について</li> <li>● おおた障がい施策推進プランについて</li> <li>● 大田区発達障がい児・者支援計画について</li> </ul>
第8回 12月10日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 前回のふりかえり</li> <li>● 病院見学について</li> <li>● 事例の説明</li> </ul> <p>『就労継続支援B型施設における地域移行の取り組み』(知的)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 質疑応答・意見交換・課題整理</li> </ul>
第9回 1月14日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 意見交換・課題整理(事例検討のつづき)</li> <li>● 井之頭病院見学会について</li> <li>● おおた障がい施策推進プランについて</li> </ul>
第10回 2月4日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 個別支援会議の結果について</li> <li>● 病院見学会について</li> <li>● 今年度の活動まとめ</li> </ul>

※ 精神科病院見学会

地域移行の現状を把握するために、精神科病院の見学会を実施。

南晴病院 (大田区)	日時	平成27年11月30日(金) 15:45~17:00
	参加人数	23名
	内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 院内見学、概要説明</li> <li>● 質疑応答</li> </ul>
井之頭病院 (三鷹市)	日時	平成27年12月18日(金) 13:30~15:00
	参加人数	10名
	内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 院内見学、概要説明</li> <li>● 質疑応答</li> </ul>

《役員会議》

日時	主な内容
第1回 6月25日（木）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第1回全体討議会の議題の整理について （運営会議における検討を受けて）</li> <li>● その他</li> </ul>
第2回 9月15日（火）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第2回全体討議会について</li> <li>● 第2回大田区自立支援協議会本会について <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 次第の確認</li> <li>○ 資料確認について</li> </ul> </li> <li>● その他</li> </ul>
第3回 1月29日（金）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第3回大田区自立支援協議会本会について <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本会のすすめ方</li> <li>○ 報告書作成の役割分担 等</li> </ul> </li> <li>● 来年度の自立支援協議会の活動について</li> <li>● その他</li> </ul>

《運営会議》

開催日・参加者	主な内容
第1回 6月19日（金） 参加者 委員：11名 関係者：2名 区職員：3名 事務局：4名	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成27年度協議会組織について</li> <li>● 今年度の協議会における検討事項（区からの提起）について <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区からの提起について <ul style="list-style-type: none"> <li>・「おおた障がい施策推進プラン」の実施状況の点検・評価について</li> <li>・「大田区発達障がい児・者支援計画」の実施状況の点検・評価について</li> <li>・さぼーとびあで実施する「大田区障がい福祉従事者人材育成事業」について</li> <li>・障害者差別解消法施行に向けて</li> </ul> </li> <li>○ 協議会からの検討事項を追加 <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援部会の個別支援会議から抽出された地域課題の検討について <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体学習会について</li> <li>・協議会の公開性について</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> <li>● 年間全体スケジュールについて</li> <li>● 第1回全体討議会について</li> </ul>
第2回 8月24日（月） 参加者 委員：11名 関係者：1名 区職員：2名 事務局：4名	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第1回全体討議会の振り返りについて <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相談支援部会の個別支援会議から抽出された地域課題の検討について</li> <li>○ 全体学習会について</li> </ul> </li> <li>● 第2回全体討議会について <ul style="list-style-type: none"> <li>○ さぼーとびあの人材育成事業について</li> <li>○ 障害者差別解消法について</li> <li>○ おおた障がい施策推進プランについて</li> </ul> </li> </ul>
第3回	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第3回全体討議会について</li> </ul>

10月27日(火) 委員：10名 関係者：1名 区職員：2名 事務局：4名	<ul style="list-style-type: none"> <li>● その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全体学習会に関する連絡について</li> </ul> </li> </ul>
第4回 12月25日(金) 委員：10名 区職員：1名 事務局：3名	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第4回全体討議会について</li> <li>● その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全体学習会の実施報告について</li> </ul> </li> </ul>

《全体討議会》

開催日・参加者	主な内容
第1回 7月28日(火) 参加者 委員：19名 関係者：3名 区職員：4名 事務局：5名	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 年間全体スケジュールについて</li> <li>● 今年度の協議会における検討事項について</li> <li>● おおた障がい施策推進プランについて</li> <li>● その他</li> </ul>
第2回 9月25日(金) 参加者 委員：20名 関係者：2名 区職員：4名 事務局：4名	<ul style="list-style-type: none"> <li>● おおた障がい施策推進プランについて</li> <li>● さぽーとぴあの人材育成について</li> <li>● 発達障がい児・者支援計画について</li> <li>● 各部会からの課題について</li> <li>● 障害者差別解消法について</li> <li>● その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全体学習会開催に向けた現況報告について</li> </ul> </li> </ul>
第3回 12月1日(火) 委員：18名 関係者：2名 区職員：4名 事務局：4名	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 相談支援部会の個別支援会議から抽出された地域課題の検討について</li> <li>● おおた障がい施策推進プランについて <ul style="list-style-type: none"> <li>○ おおた障がい施策推進プランの説明</li> <li>○ 質疑応答、意見交換</li> </ul> </li> <li>● その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「障害者権利条約に関する学習会」について</li> </ul> </li> </ul>
第4回 1月19日(火) 委員：18名 関係者：2名 区職員：5名 事務局：5名	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 発達障がい児・者支援計画の点検・評価について</li> <li>● おおた障がい施策推進プランの点検・評価について</li> <li>● 今年度の活動のまとめ</li> <li>● その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者権利条約に関する学習会の実施報告について</li> </ul> </li> </ul>

《編集会議》

開催日・参加者	主な内容
第1回 7月2日（木） 参加者：6名 区職員：2名	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 編集委員自己紹介</li> <li>● 年間発行計画について</li> <li>● 第9号の紙面構成について               <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各編集委員の役割分担</li> <li>○ 配付計画について</li> <li>○ 今後の作業予定</li> </ul> </li> <li>● その他</li> </ul>
第2回 1月14日（木） 参加者 委員：5名 区職員：2名	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第10号および第11号の紙面構成について               <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 内容</li> <li>○ 作成スケジュール</li> <li>○ 分担</li> </ul> </li> <li>● その他</li> </ul>

《研修会開催》

自立支援協議会企画	日時	平成27年12月22日（火）
	場所	障がい者総合サポートセンター 5階 多目的室
	タイトル	だれもが地域で自分らしく安心して暮らすためには —障害者権利条約に関する学習会—
	講師	田中 正博 氏 (全国手をつなぐ育成会連合会統括・内閣府障害者政策委員会委員)
	参加者 (内訳)	110名 内訳：当事者・家族、支援者（事業者・施設職員等）、区職員協議会委員・のみ委員、その他機関等
	内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 講義 「だれもが地域で自分らしく安心して暮らすためには—障害者権利条約に関する学習会—」</li> <li>● 質疑応答</li> </ul>

就労支援部会企画	日時	平成28年2月25日（木）
	場所	大田区民ホール アプリコ 小ホール
	タイトル	新しいはたらき方をさぐる —就労継続支援A型事業所、ソーシャルファーム等の取り組み—
	講師	上野 容子 氏 (東京家政大学文学部 教授・社会福祉法人豊心会 理事長)
	報告者	鶴田 雅英 氏 (社会福祉法人東京ココニー 東京都大田福祉工場 就労支援室長)
	参加者 (内訳)	61名 内訳：企業、区内就労支援機関、区内行政機関、区外関係機関、一般区民、協議会関係者
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 講義 ・社会で「はたらく」という課題を抱える人達も巻き込んだ枠組みの</li> </ul>	

	<p>考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ソーシャルファームの実践例の紹介</li> <li>・サービス体系を利用した新しい事業や取り組みについて</li> <li>●フロアセッション</li> </ul>
--	---

## (5) 障がい福祉従事者人材育成事業について

- 大田区における障がい福祉関係人材育成研修を障がい者総合サポートセンターに集約。
- おおた障がい施策推進プランの計画事業目標にあわせて、「大田区障がい福祉従事者人材育成基本方針」を策定し、個別研修を企画・実施。
- 「障がい者の地域生活を支える原点は人材である」ことに鑑み、事業所や法人の枠を超えて「オール大田」で支援できる人材を育成する。
- 「質」の高い障がい福祉サービスを継続的に提供するために、大田区の障がい福祉の連携の「拠点」として、障がい福祉従事者への人材育成計画を再編し、体系的に実施。

### 【大田区が求める人材の姿】

- 「障がい」に対する正しい知識を持ち、障がい者の想いに寄り添い、多様なニーズに的確に応える。
- 高い専門性と倫理観を持った支援ができる。
- 他機関、他事業所と積極的に連携し、「オール大田」で考え行動する。

キーワード

- ★人（事業者・ネットワーク）をつくる
- ★人（事業者・ネットワーク）を育てる
- ★人（事業者・ネットワーク）を活かす
- ★地域と共に育つ（オール大田による支援）

【平成 27 年度実績】

研修名	ピアカウンセリング研修		
目的	ピアカウンセリングに従事する者として相談における面接技法等を学ぶとともに、幅広い社会資源についての知識を身につけスキルアップを図る。		
対象	大田区ピアカウンセリング登録者等	人数	50名程度
開催日	4月24日（金）10:00～12:00	時間	2時間
内容	ピアカウンセリングの在り方（講義・グループワーク）		

研修名	「障害者虐待防止法と私たちの仕事」		
目的	障がい者虐待・権利侵害の未然防止、早期発見、迅速で適切な対応を行うために障害福祉サービス事業所等職員及び区職員の理解促進と資質の向上を目的とする。		
対象	事業所従事1～3年目職員	人数	40名程度
開催日	6月2日（火）14:00～17:00	時間	3時間
内容	虐待防止法の基礎		

研修名	ケアマネジメント研修①（初級）		
目的	大田区の障害福祉の現状をふまえ、地域特性を知ることで障害への理解を深める。また、グループワークを通じて日々の支援の中での課題や感じていることをお互いに共有する。		
対象	区内障がい者支援従事1～3年目職員	人数	40名程度
開催日	6月18日（木）15:00～17:00	時間	2時間
内容	講義・グループワーク		

研修名	障害者虐待防止法研修		
目的	管理者の視点から虐待をおこさないための対応と職員の育成指導を考える。		
対象	施設長・サービス管理・サービス提供責任者	人数	30名程度
開催日	7月7日（火）14:00～17:00	時間	3時間
内容	管理者としての虐待防止について		

研修名	知的障害者相談員研修		
目的	大田区身体・知的障害者相談員運営要領に基づく研修および連絡会等を行い、その資質の向上に積極的に努めるものとする。		
対象	知的障害者相談員	人数	19名程度
開催日	7月15日(水) 10:00~12:00	時間	2時間
内容	地域福祉課との連携		

研修名	身体障害者相談員研修		
目的	大田区身体・知的障害者相談員運営要領に基づく研修および連絡会等を行い、その資質の向上に積極的に努めるものとする。		
対象	身体障害者相談員	人数	26名程度
開催日	7月29日(水) 10:00~12:00	時間	2時間
内容	地域福祉課との連携		

研修名	相談支援従事者初任者研修		
目的	区内事業所の相談支援専門員を養成する。		
対象	相談支援事業所に所属し、相談支援専門員として従事を予定している者	人数	30名程度
開催日	8/31、9/2、3、7、14	時間	5日間
内容	東京都指定のプログラムに基づくカリキュラム		

研修名	高次脳機能障害支援者シンポジウム		
目的	支援者のネットワークを形成し、支援者の育成と支援事例を蓄積する。子ども・成人・高齢、各世代の高次脳機能障害への支援を充実する。		
対象	相談支援従事者・サービス提供事業所・医療機関等	人数	100名程度
開催日	9月11日(金) 18:30~21:00	時間	2時間30分
内容	高次脳機能障害に対する講演・シンポジウム		



研修名	介護技術支援・介護人材育成研修		
目的	異なる福祉分野の施設現場での体験研修を経験することで、幅広い知識をもち、理解啓発に努める。		
対象	障害福祉サービス従事者	人数	別紙参照
開催日	別紙参照	時間	1日
内容	生活介護施設及び自立訓練サービス提供施設での体験研修（1日）		

研修名	子どもの高次脳機能障がいと発達障がいに対する科学的根拠に基づく支援について -神経心理学的な理解と支援-		
目的	学齢期の子どもの高次脳機能障がいは発達障がいと似ているため、関連させて啓発活動を行うことで、子どもの高次脳機能障がいへの理解を深める。		
対象	療育・教育関係者、当事者、家族	人数	150名程度
開催日	11月28日（土）13:30～17:00	時間	3時間30分
内容	子どもの高次脳機能障がいの理解		

研修名	障害別相談会（肢体不自由） 「傾聴～ゆっくりお互いの話をし合って、気持ちを晴れやかに」		
目的	日常生活上の悩みごとを気軽に相談できるような場をつくるとともに、ピアカウンセリング事業利用のきっかけづくりの機会とする。		
対象	各障害種別の障害者および家族	人数	20名程度
開催日	11月21日（土）11:00～12:30	時間	1時間30分
内容	ピア・カウンセリングの手法を使った、お互いに自分のことを言い合い、相手の話を聴き合うプログラム		

研修名	障害別相談会（発達障がい）		
目的	日常生活上の悩みごとを気軽に相談できるような場をつくるとともに、ピアカウンセリング事業利用のきっかけづくりの機会とする。		
対象	各障害種別の障害者および家族	人数	50名程度
開催日	11月26日（木）14:00～16:00	時間	2時間
内容	講演会		

研修名	障害別相談会（視力障がい）		
目的	日常生活上の悩みごとを気軽に相談できるような場をつくるとともに、ピアカウンセリング事業利用のきっかけづくりの機会とする。		
対象	各障害種別の障害者および家族	人数	50名程度
開催日	11月28日（土）13:30～15:30	時間	2時間
内容	視力障害の弁護士の方を講師に招いた講演会		

研修名	障害別相談会（重症心身障がい） 「重症心身障害児(者)医療的ケアの身体介護と健康」		
目的	日常生活上の悩みごとを気軽に相談できるような場をつくるとともに、ピアカウンセリング事業利用のきっかけづくりの機会とする。		
対象	当事者の父母、施設の職員、看護師、 その他関係各所の方	人数	50名程度
開催日	11月29日（日）10:00～12:00	時間	2時間
内容	講演会		

研修名	障害別相談会（聴覚障がい） 「聴覚障害者の相談事例からみえてきたこと」		
目的	日常生活上の悩みごとを気軽に相談できるような場をつくるとともに、ピアカウンセリング事業利用のきっかけづくりの機会とする。		
対象	各障害種別の障害者および家族	人数	50名程度
開催日	1月31日（日）14:00～16:00	時間	2時間
内容	講演会		

研修名	障害別相談会（知的障がい） 「大田区の就労支援について」		
目的	日常生活上の悩みごとを気軽に相談できるような場をつくるとともに、ピアカウンセリング事業利用のきっかけづくりの機会とする。		
対象	知的障害者の家族・関係者	人数	50名程度
開催日	2月1日（月）10:00～12:00	時間	2時間
内容	講演会		

研修名	身体・知的障害者相談員合同研修 「地域で見守る ～障害者虐待防止のための基礎知識～」		
目的	大田区身体・知的障害者相談員運営要領に基づく研修および連絡会等を行い、その資質の向上に積極的に努めるものとする。		
対象	身体障害者相談員・知的障害者相談員	人数	45名
開催日	12月17日(木) 10:00~12:00	時間	2時間
内容	地域福祉課との連携、相談員のあり方を学ぶ		

研修名	看護師連絡会講演会ー自閉症スペクトラム障害についてー		
目的	医学的な視点も含め障害や支援方法について学び、職員の支援技術の向上を図る		
対象	区内障害福祉事業所職員等	人数	70名程度
開催日	1月8日(金) 18:00~19:30	時間	1時間30分
内容	自閉症スペクトラム障害について <ul style="list-style-type: none"> <li>・医学的に見た障害像や年齢的变化</li> <li>・問題行動の対応方法、評価</li> <li>・服薬について(服薬を考えるときの目安など)</li> <li>・受診する際のアドバイス等</li> </ul>		

研修名	支給決定プロセス研修 「もっと知りたい！サービス等利用計画～計画相談支援のしくみ～」		
目的	計画相談の必要性や計画相談支援の理解を深める。		
対象	当事者・家族・事業所職員等	人数	70名程度
開催日	1月25日(月) 10:30~12:30	時間	2時間
内容	サービス等利用計画の目的や手続きについて		

研修名	大人の発達障がいについて		
目的	発達障害者支援の充実を図る。		
対象	区内障害福祉事業所職員等	人数	50名程度
開催日	1月29日(金) 15:00~17:00	時間	2時間
内容	発達障がいの基礎知識、課題等について		

研修名	相談支援専門員育成セミナー		
目的	大田区の相談支援専門員のスキルアップを図る。		
対象	相談支援専門員	人数	30名程度
開催日	1月27日(水) 13:00~17:15	時間	半日
内容	計画相談を行う際の知識を学ぶ(講義・グループワーク)		

研修名	障害者差別解消法研修 「みんなで知ろう 障害者差別解消法」		
目的	障害者差別解消法の理解促進を図る。		
対象	区内障害福祉従事者及び大田区民	人数	100名程度
開催日	2月5日(金) 13:30~15:30	時間	2時間
内容	障害者差別解消法の基礎知識について		

研修名	ケアマネジメント研修②		
目的	相談支援専門員を対象に介護保険についての理解を深める機会とする。		
対象	相談支援専門員	人数	30名程度
開催日	2月18日(木) 15:00~17:00	時間	2時間
内容	介護保険と障害福祉サービスの関連について		

研修名	地域移行支援・地域定着支援研修		
目的	障がい者の地域移行支援・定着支援の現状や方向性について学ぶ。		
対象	区内障害福祉従事者	人数	80名程度
開催日	3月9日(水) 10:00~12:00	時間	2時間
内容	地域移行支援・地域定着支援の現状や方向性について		

研修名	グループホーム世話人研修		
目的	グループホーム世話人に対し、障害者虐待防止法の理解を促進する。		
対象	グループホーム世話人等	人数	50名程度
開催日	3月10日(火) 13:00~15:00	時間	2時間
内容	障害者虐待防止法と私たちの仕事		

研修名	ケアマネジメント研修③		
目的	介護支援専門員を対象に障害福祉サービスについての理解を深める機会とする。		
対象	介護支援専門員	人数	30名程度
開催日	3月22日(火) 15:00~17:00	時間	2時間
内容	障害福祉サービスと介護保険の関連について		

## (6) スーパーバイザー

- 障がい者総合サポートセンターの機能である、基幹相談支援センターの役割および在り方や、大田区における地域生活支援拠点等の整備を推進するにあたり、人材育成やネットワークについて学識経験者の専門的な見地からスーパーバイズをうけ、事業に活かすことを目的として実施しました。

### 【平成27年度実績】

実施日	議題
第1回(4月25日)	基幹相談支援センターのあり方について、人材育成事業について
第2回(5月15日)	地域生活支援拠点等の面的な体制整備について
第3回(6月22日)	個別支援ケースの対応について、大田区における相談支援のネットワークについて

第4回（7月31日）	相談支援従事者初任者研修について①（ファシリテーターと協議）
第5回（8月20日）	相談支援従事者初任者研修について②（ファシリテーターと協議）
第6回（10月5日）	相談支援従事者初任者研修のふりかえり、人材育成研修後期について、地域移行支援・地域定着支援について
第7回（10月26日）	相談支援部門における相談支援体制の整備について、地域生活支援拠点等の整備について、相談支援専門員育成セミナーについて
第8回（11月27日）	サポートセンターのあり方について、基幹相談支援センターの役割について、相談支援専門員育成セミナーについて
第9回（12月25日）	基幹相談支援センターのあり方について、相談支援専門員育成セミナーについて
第10回（1月13日）	サポートセンターのあり方について、各部門間の連携についてのスーパーバイズ①（相談支援部門）
第11回（2月24日）	サポートセンターのあり方について、各部門間の連携についてのスーパーバイズ②（居住支援部門）
第12回（3月11日）	サポートセンターのあり方について、各部門間の連携についてのスーパーバイズ③（就労支援部門）

※各回3時間実施

## 4 必要な機能の具体的な内容

### ① 相談

- 基幹相談支援センターにおいて専門相談等の実施
  - ・ 社会福祉士・精神保健福祉士・看護師・介護支援専門員等の資格を持つ相談支援専門員を配置
  - ・ 精神科医師、臨床心理士などによる専門相談を実施
- 基幹相談支援センターを中心に区内相談支援体制の整備
  - ・ 相談支援事業所連絡会
  - ・ 身体障害者相談員、知的障害者相談員などとの連携
  - ・ ピアカウンセリング事業の実施

○ 大田区障がい者就労支援センター

- ・障がい者就労に関する相談

② 体験の機会・場

○ 地域生活の体験の機会・場を整備していく。

- ・宿泊型自立訓練施設と連携
- ・日中活動の場の整備（生活介護、就労継続支援B型）

③ 緊急時の受け入れ

○ 短期入所、緊急一時保護事業の実施、実施事業者との連携

- ・区内4か所の短期入所施設
- ・区独自事業の緊急一時保護

④ 専門的人材の確保・養成

○ 「大田区障がい福祉従事者人材育成事業基本方針」のもとに個別研修を企画・実施

- ・「障害者の地域生活を支える原点は人材である」事に鑑み、事業所や法人の枠を超えて「オール大田」で支援できる人材の育成
- ・相談支援専門員初任者研修、障害者虐待防止法研修、ケアマネージャー研修など24研修を実施。（平成27年度実績）
- ・就労支援にかかわる研修の実施（障がい者就労支援センター）

## ⑤ 地域の体制づくり

- 大田区自立支援協議会による地域ネットワークの構築
- 区内相談支援事業所連絡会事務局
- 区内グループホーム世話人向け研修
- 大田区障害者就労促進担当者会議

## 5 今後の課題と方針（予定）

- 体験の機会・場の整備
  - ・（仮称）下丸子通所施設の開設、上池台障害者福祉会館等の既存施設の機能拡充・充実、各施設間の連携
- 人材育成事業の推進
  - ・「大田区障がい福祉従事者人材育成基本方針」に基づき、継続的に研修を実施。
- 居住の場の確保
  - ・グループホーム整備の支援
- 多機能型地域生活支援拠点の整備
  - ・障がい者総合サポートセンター二期工事による機能拡充により、多機能型地域生活支援拠点を整備する。
    - 障がい者総合サポートセンターに隣接する大森医師会館跡地に新たな施設を建設し、重度の障がいのある方に対応できる緊急一時保護の機能を併せ持つ居住スペースの設置、学齢期を中心とした発達障がい児への取組等を実施していく。



地域生活支援拠点等整備推進モデル事業

# 実績報告書



東京都八王子市

## < 目次 >

1. 八王子市の紹介	.....	2
2. 事業目的及び事業実施主体	.....	4
3. 事業の要旨	.....	5
4. 地域生活支援拠点等の整備の種類	.....	6
5. 事業内容	.....	7
6. 必要な機能の具体的な実施内容	.....	14
7. 事業実施の結果及び今後の課題・方針	.....	15

# 1. 八王子市の紹介

## ○ 八王子市の概要

平安時代、華嚴菩薩( けごんぼさつ )という名僧が現在の元八王子町の山のふもとに庵を建て、牛頭( ごず )天王と8人の王子をまつたと伝えられています。そして戦国時代の終わりころ、ここに城を築いた北条氏照も八王子権現をまつり、八王子城と呼んだのが「八王子」という名の由来だといわれています。

八王子市は、東京都心から西へ約 40 Km、新宿から電車で約40分の距離に位置しています。

地形はおおむね盆地状で、北・西・南 は海拔 200 mから 800 m ほどの丘陵地帯に囲まれ、東は関東平野に続いています。

本市は、大正6年の市制施行から、平成29年で100年を迎えます。また、平成27年4月からは、東京都内初の中核市となり、人口58万人の多摩地区のリーディングシティとして、21の大学を抱えた学園都市として、発展を続けています。

面積 186.38 Km 周囲 95.8km

ひろがり 東西 24.3km 南北 13.4km

海拔 最高 862.7m 最低 63.0m

市街化区域 79.676km<sup>2</sup>

人口 国勢調査集計結果	580,053 人	( 平成22年10月1日 現在 )
住民基本台帳人口	562,019 人	( 平成28年3月末日 現在 )
うち外国人住民	10,338 人	
世帯数	259,848 世帯	



## ○ 障害者数 ( 平成 28 年 3 月末日現在 )

身体障害者手帳 15,474 人

愛の手帳( 療育手帳 ) 4,101 人

精神障害者保健福祉手帳 4,271 人



## ○ 市内事業所等の状況 ( 平成 28 年 3 月末日現在 )

- 相談支援事業所 21 カ所( うち市相談支援事業所として委託5カ所 )  
( 指定一般 11 カ所、指定特定 21 カ所、指定障害児 10 カ所 )
- 障害者支援施設 10 カ所
- 居宅介護事業所 105 カ所
- 重度訪問介護事業所 103 カ所
- 同行援護事業所 46 カ所
- 行動援護事業所 9 カ所

- ・短期入所事業所 16 箇所
- ・生活介護事業所 53 箇所
- ・自立訓練(生活訓練)事業所 3 箇所 (うち宿泊型訓練も行う事業所 1 箇所)
- ・就労移行支援事業所 8 箇所
- ・就労継続支援A型事業所 6 箇所
- ・就労継続支援B型事業所 51 箇所
- ・共同生活援助事業所 54 箇所 (124 ユニット)
- ・福祉型障害児入所施設 1 箇所
- ・児童発達支援センター 1 箇所
- ・児童発達支援事業所 12 箇所
- ・放課後等デイサービス事業所 38 箇所
- ・移動支援を行う市内事業者 91 箇所
- ・日中一時支援を行う市内事業者 20 箇所
- ・地域活動支援センター 3 箇所 (I型 1 箇所、Ⅲ型 2 箇所)
- ・福祉ホーム 1 箇所

○ 市内その他の社会資源等 (平成 28 年 3 月末現在)

- ・社会福祉協議会 . . . . . 有償家事援助サービス、地域福祉権利擁護事業(金銭管理支援・有償)、成年後見制度の利用支援・周知・促進、外
- ・医療機関 . . . . . 中核病院 2 箇所、精神科病院多数(入院・外来・デイケア等)
- ・保健所 . . . . . 市設置(保健所政令市)、精神障害者緊急支援体制の構築、「こころの健康相談」等
- ・身体・知的相談員 . . . . . 身体 12 名、知的 9 名、身近な相談者として市が委嘱
- ・心身障害者福祉センター(第 2 種社会福祉施設・身体障害者福祉センターB型)指定管理者が運営する市施設。機能回復訓練、失語症言語リハビリ教室、言語指導、中途視覚障害者学習会などのほか、各種講習会、創作教室などの障害者社会参加支援を行う。
- ・重度身体障害者グループホーム よこかわ (都・市補助事業)
- ・認定短期入所 . . . . . 4 箇所 (都補助事業)、緊急時対応の依頼先となる。
- ・緊急一時保護 . . . . . 保護者等が一時的に家庭での介護が困難になった時に、あらかじめ登録された介護人が家庭等で保護する。また、市と契約した施設に 1 床を確保。緊急時の依頼先となる。(都補助事業)
- ・自立生活体験プログラム(都・市補助事業)
- ・自立サポート環境整備事業(都・市補助事業)
- ・地域福祉推進拠点 . . . . . 地域の高齢者・障害者・児童を対象に相談・訪問相談等の支援、ボランティアコーディネート、人材育成・発掘を行うほか、地域サロンを開設。28 年度中に 2 箇所目を開設予定。(15 箇所整備構想)

- ・高齢者あんしん相談センター( 地域包括支援センター ) ・ ・ ・ 16 か所
- ・多摩在宅支援センター<sup>24</sup>
  - ・ ・ ・ 「 八王子市居宅生活安定化自立支援事業( 生活保護受給者の自立支援プログラム, 市委託事業 )」
  - ・ ・ ・ 「 精神障害者地域移行促進事業( 地域移行や地域定着に向けた必要な体制を整備するための調整を行う, 都委託事業 )」
- ・民生・児童委員 ・ ・ ・ 449 名 ( 20 地区 )

○ 福祉サービス等利用者の状況 ( 平成 27 年度実績 )

- ・訪問系サービス利用者数
 

居宅介護	554 人
重度訪問介護	170 人
行動援護	12 人
同行援護	168 人
- ・日中系サービス利用者数( 主なもの )
 

生活介護	1,237 人
自立訓練( 生活訓練 )	104 人
就労移行支援	254 人
就労継続支援	1,270 人 ( A型 95 人、B型 1,175 人 )
- ・居住系サービス利用者数
 

短期入所	369 人
共同生活援助	497 人
施設入所支援	380 人
- ・地域生活支援事業利用者数( 主なもの )
 

移動支援	690 人
日中一時支援	221 人

## 2. 事業目的及び事業実施主体

○ 目 的

障害者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障害者(児)の地域生活支援を促進する観点から、障害者(児)が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、本格実施に向けた準備として、障害福祉ニーズの把握等の現状分析や調査を行うとともに、地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制を整備する。

○ 事業主体

八王子市 ( 地域生活支援準備サポート要員による現状分析や調査、体制整備業務については、委託して実施。 )

### 3. 事業の要旨

既存のサービスにつながっておらず、支援することが困難な障害者を対象に含め、障害者が地域で暮らすうえで必要な支援を行う「地域生活支援拠点」として面的な体制の整備、立上げのため、地域自立支援協議会の下にプロジェクトチーム(以下「PT」という。)を設置し、日常生活の支援について検討・準備を行った。また、市内5か所の市が委託する相談支援事業所に「地域生活支援準備サポート要員」を新たに配置し、PTと連携・情報共有しつつ、拠点等の立上げに必要な次の事業を行った。① 人材の育成や、既存のサービスを組み合わせた支援の検討。② 地域生活に必要な支援について、地域の様々なニーズを調査。③ 障害者が地域生活を送るうえで困難な事例等を把握し、その問題を解決するために必要な支援やサービスの提供(来年度以降、「(仮称)地域生活支援員」が行う日常生活支援・アウトリーチ支援)についての検討。④ 障害者が安心して暮らし続けられるよう、市内の支援機関、事業者等のネットワーク化を進め、連携を強化し、切れ目なく支援を行うことができる体制をつくる。

なお、障害当事者の参画により事業を進めたことを付記する。

#### ○ モデル事業の実施計画

年 月	内容
平成 27 年 10 月～	<p>① 準備委員会の開催、専門家の招聘            地域生活支援拠点等の立ち上げのため、八王子市障害者地域自立支援協議会の地域移行・継続支援部会にPTを設置し、八王子市の現状分析や必要な機能の整備、方針等について検討を行う。構成員は障害福祉サービス事業者、障害者支援団体、医療関係者、障害当事者、市福祉課など15名程度。            また、新たに外部の専門家が委員として参加する。            (開催計画 計3回)</p> <p>② 関係者への研修・説明会の開催            障害者支援についての専門的知識をもつ講師を招き、研修会・説明会を開催する。(開催計画 計5回)</p> <p>③ ニーズ調査・必要な支援の検討            地域の様々なニーズを調査・検証するとともに、地域生活に必要な支援や支援のあり方を研究・検討する。</p> <p>④ 地域体制づくり            地域全体で障害者を支援する体制を作るために、障害者の</p>

<p>3月</p>	<p>地域支援に関係する団体、機関とのネットワークを構築する。</p> <p>※ ③④については、5か所の相談支援事業所に「地域生活支援準備サポート要員」を配置し、実施する。</p> <p>自立支援協議会（全体会）への報告</p>
<p>平成28年 4月</p>	<p>地域生活支援拠点等として本格実施。</p>

#### 4. 地域生活支援拠点等の整備の類型

### 本市が整備する「面的整備型」のイメージ

（平成28年度～）



## 5. 事業内容

### ○ 準備委員会の開催

地域自立支援協議会の地域移行・継続支援部会に準備委員会(国モデル事業PT)を設置し、「八王子市障害者計画・第4期障害福祉計画」の主要な取組みとして面的な体制整備を掲げた地域生活支援拠点事業の業務内容について、来年度以降の本格実施に向けた準備として検討を行った。

また、八王子市内の障害者支援団体と連携し、地域で生活するために支援を必要とする障害者のニーズについて「地域生活準備サポート要員」が調査・検証した内容をもとに、必要な支援の方法や体制づくりについて、研究・検討しながら地域生活支援拠点の面的整備(準備)を進めた。

構成は、委員15名。内訳は相談支援事業所職員5名、障害福祉サービス事業所等職員3名、入所支援施設職員1名、難病患者支援団体等関係者1名、精神障害者を支援する機関の職員1名、精神科病院ソーシャルワーカー1名、障害当事者1名、学識経験者(外部委員)2名で15名。

事務局として市職員3名、相談支援事業所の職員1名も参加した。

4回開催(拡大委員会1回を含む)。

### ○ 地域生活支援拠点等整備推進モデル事業 検討経緯

#### 地域自立支援協議会 地域移行・継続支援部会 開催実績

月日	検討内容等	決定事項等	参加対象	参加者
4/22(水)	◎第1回 地域自立支援協議会 地域移行・継続支援部会 「各PT事業計画について、各PTメンバー確認」	・昨年に引き続き5事業所が中心となり、PT会議において地域生活支援拠点の整備について検討していくことについて確認	地域移行・継続支援部会 部会員	16名
6/11(木)	◎第2回 地域自立支援協議会 地域移行・継続支援部会 「国モデル事業として八王子市が提出した事前協議の概要、PTの再編、モデル事業で行う研修会について」	・事前協議採択の場合のスケジュール確認 ・準備委員会への外部委員(専門家)招聘、研修会講師に専門家の招聘を決定	地域移行・継続支援部会 部会員	15名
8/17(月)	◎第3回 地域自立支援協議会 地域移行・継続支援部会 「国モデル事業の内示報告、今後の予定について、国モデル事業PTから検討事項の報告」	・モデル事業実施スケジュールの確認 ・モデル事業は拠点整備の準備であること、今後の課題、研修会の日程等について確認	地域移行・継続支援部会 部会員	16名
10/15(金)	◎第4回 地域自立支援協議会 地域移行・継続支援部会 「ネットワーク構築に係る調整会議、拠点整備の概要(方向性)、研修会の内容・研修会講師について」	・準備サポート要員連絡会をネットワークの調整会議の場、準備サポート要員の資質向上を図る機能を併せ持つものと位置付ける ・12月12日「障害者支援学習会」の講師決定	地域移行・継続支援部会 部会員	15名
12/3(木)	◎第5回 地域自立支援協議会 地域移行・継続支援部会 「学習会・研修会の進行について、準備サポート要員の調査状況報告、八王子が目指す支援体制整備について」	・学習会・研修会のねらい、進め方の確認 ・障害者が地域生活を送る難しさについて意見交換し、今後の八王子における支援体制整備について検討	地域移行・継続支援部会 部会員	20名
2/26(金)	◎第6回 地域自立支援協議会 地域移行・継続支援部会 「準備サポート要員のニーズ調査状況報告、八王子が目指す支援体制整備について」報告	・本市モデル事業の経過報告まとめ ・他市モデル事業の内容等の紹介、特色等情報共有 ・来年度の本格実施に向け「地域生活支援拠点事業会議」「支援員連絡会」の位置付け、事業計画等確認	地域移行・継続支援部会 部会員	15名

※ 準備委員会は地域自立支援協議会の「地域移行継続支援部会」の下にPTとして位置づけました。部会においても上半期から地域生活支援拠点等の整備についての検討がなされていたため、年度中の部会開催記録を掲載しました。



## 地域生活支援拠点等整備準備委員会(←国モデル事業PT)開催実績

日	検討内容等	決定事項等	参加対象	参加者
6/5(金)	※●地域生活支援拠点PT・マニュアル作成PTの合同会議 八王子での拠点整備事業の理念について、支援の対象者、モデル事業概要の確認、モデル事業で行う研修会について検討、受講対象者の検討等	・地域生活支援拠点により支援する対象者の確認 ・地域移行・継続支援部会の現行PTを再編し、国モデル事業PTを設置する	国モデル事業プロジェクトメンバー	15名
7/6(月)	※●第1回 国モデル事業PT 「支援付き自立の定義、高齢障害者・医療的ケア・行動障害などの事例について」	・面的整備型の体系イメージの確認 ・支援を必要とする人の事例、支援にかかる時間等のデータを収集し検証すること	国モデル事業プロジェクトメンバー	11名
7/22(水)	※●第2回 国モデル事業PT 「支援の対象者、支援付き自立の概念、地域生活支援員のガイドラインについて」	・左記の事項について項目化し、整理・検討していくこと ・研修会の日程、内容等について確認	国モデル事業プロジェクトメンバー	10名
9/14(月)	※●第3回 国モデル事業PT 「モデル事業実施にあたり必要な事項、準備委員会の外部委員、準備サポート要員の活動、準備委員会の開催、研修会、ネットワーク構築について」	・準備委員会、外部委員の決定 ・拠点整備の概要(方向性)について検討 ・準備委員会開催日の決定 ・研修会の対象者と募集方法について決定	国モデル事業プロジェクトメンバー	14名
10/26(月)	●第1回 国モデル事業準備委員会 「12月開催の学習会・研修会、準備サポート要員について」	・12/12学習会の進行と役割分担の確認 ・後半登壇する当事者・サポーターの確定 ・12/17研修会の進行と役割分担の確認 ・準備サポート要員によるニーズ調査について確認	国モデル事業準備委員会メンバー	13名
11/25(水)	●第2回 国モデル事業準備委員会 「学習会・研修会の打合せ、準備サポート要員によるニーズ調査の状況報告」	・周知状況、配付資料等、準備の最終確認 ・準備サポート要員から支援の難しい事例等の報告があり、情報共有と今後の課題、来年度以降の取組みについて検討	国モデル事業準備委員会メンバー	14名
1/13(水)	●国モデル事業準備委員会 拡大会議 「平成28年度の当事業実施の方向性について(中間まとめ)」	・事業概要(イメージ・目的・対象者)の確認 ・拠点事業(調整)会議の設置、機能、地域生活支援員が受講する研修について検討	国モデル事業準備委員会メンバー	14名
2/24(水)	●第3回 国モデル事業準備委員会 「準備サポート要員によるニーズ調査の状況報告、モデル事業の実績、評価、今後八王子が目指す拠点整備について」	・厚生労働省ヒアリング報告 ・今後の体制について ・拠点事業(調整)会議、支援員連絡会の設置、機能の分担、支援員が受講する研修について検討	国モデル事業準備委員会メンバー	13名

※ 地域生活支援拠点等の整備については、国モデル事業としての実施期間以前より「国モデル事業PT」として整備に係る検討がなされていたため、年度当初からの開催記録を掲載しました。7月30日に国内示があった後、10月よりモデル事業の準備委員会として開催しています。

### ○ 専門家の招聘

大学において障害福祉、障害者支援等について研究し、支援現場にも見識がある学識経験者を招聘した。

準備委員会の開催にあたり、地域生活準備サポート要員が調査したニーズや必要となる支援の事例等を分析し、必要な機能の整備について助言や提案を受けた。また、学習会、研修会の講師として、障害者が地域で暮らすのに必要な支援や取組みについての事例等について紹介していただいた。

準備委員会の外部委員として2名、学習会の基調講演講師として1名、外部委員の2名には学習会及び研修会の講師(コーディネーター)の役も担っていただいた。

### ○ 関係者への研修

準備委員会において、必要な「人材確保・養成」の機能として研修会等の実施を企画。学習会(地域への説明を兼ね公開講座とした)1回、研修会1回、地域生活支援準備サポート要員連絡会を4回開催。

## 研修会等の実施状況

日	研修内容等	決定事項、学んだこと等	参加対象	参加者
9/3(木)	※○地域生活支援準備サポート要員連絡会(準備会) 「モデル事業実施実施前の準備サポート要員打ち合わせ」	・5事業所の準備サポート要員の配置について確認 ・市体制整備事業(=モデル事業)受託にあたり取り組む事項について確認	地域生活支援準備サポート要員	5名
10/22(木)	○第1回 地域生活支援準備サポート要員連絡会 「ニーズ調査と事例の収集状況、支援するうえでの課題等について」	・実施状況の確認と記録方法等の確認 ・ニーズ調査と事例の収集状況について情報共有し、今後必要な支援について検討	地域生活支援準備サポート要員	8名
11/26(木)	○第2回 地域生活支援準備サポート要員連絡会 「ニーズ調査と事例の収集状況、支援するうえでの課題等について」	・実施状況の確認と記録の確認 ・ニーズ調査と事例の収集状況について情報共有し、今後必要な支援について検討	地域生活支援準備サポート要員	8名
12/12(土)	【八王子市障害者支援学習会】(公開講座)研修1日目 講師:大学教授 岡部耕典氏(海外での事例を基に) 障害当事者からの発題	・アメリカの先駆的な取り組みや、国内で支援を受けながら自立生活を送る事例の紹介 ・障害者が普段感じている必要な支援とは ・地域生活に必要な支援の在り方を学習	障害当事者・家族 障害者福祉関係者 市民(地域の方)	約 120名
12/17(木)	【八王子市地域生活拠点等整備事業研修会】研修2日目 事例検討、発表、グループワークを通して「その人に合った暮らしモデル(適切な支援)」、支援付き自立について考える	・事例検討(グループワーク) ・当事者の視点に立った支援のあり方 ・国際障害分類を暮らし(支援)に活かす	準備サポート要員 国モデル事業準備委員会メンバー	25名
12/21(月)	○第3回 地域生活支援準備サポート要員連絡会 「ニーズ調査と事例の収集状況、支援するうえでの課題等について」	・実施状況の確認と記録の確認 ・ニーズ調査と事例の収集状況について情報共有し、今後必要な支援について検討	地域生活支援準備サポート要員	8名
3/7(月)	○第4回 地域生活支援準備サポート要員連絡会 「ニーズ調査と事例の収集状況、支援するうえでの課題等について、来年度の支援(連携)体制について」	・実施状況の確認と記録の確認 ・ニーズ調査と事例の収集状況について情報共有し、今後必要な支援、連携体制について検討	地域生活支援準備サポート要員	8名

※ 地域生活支援準備サポート要員連絡会については、研修会としての機能も併せて実施した。

地域生活支援準備サポート要員は、地域の様々なニーズ等の事例を持ち寄り、支援の方法について情報共有するとともに検証し、今後の支援のあり方などについて研究した。これにより、準備サポート要員のスキルアップを図り、来年度以降、地域生活支援拠点業務を担う人材の育成につなげることができた。

### ○ 地域生活支援準備サポート要員のニーズ調査について

#### (1) 収集、必要な支援について検討した事例に見る傾向と対応策

本モデル事業で調査対象となるのは、既存サービスで対応できないが、何かしらの生活破綻を起こしているか、生活が崩れてしまうのが時間の問題という方々である。

ニーズ調査対象となったのは47名で、知的14名、精神16名、精神・知的の重複13名、身体・精神の重複1名、高次脳機能障害3名。

多いケースとして、知的や精神の障害者を家族だけで支えてきたが、親の高齢化に伴い支え切れなくなったケース、病状や障害が重すぎて既存サービスや家族だけでは支えきれないケース、すでに身内から見放されており、支援機関等とつながっていないことで既存サービスと結びつかないケースなどが代表的であった。また、本人のみが生活破綻するだけでなく、家族も含めて負の連鎖を引き起こしているケースも散見された。

共通しているのは福祉サービスや支援機関の職員も縦割りで対象となる業務以外は関わりにくいケースが多く、当事者自身も複数の人と関わるのが難しく、関係性を作ることができた支援機関等の職員がまずは全ての問題に関わり、実際に関わって

支援に取組まなければ生活破綻からは救えない状況であるということが再確認できた。

混乱している当事者にとっては、ヘルパーの問題、金銭管理の問題、携帯の使い方、友人関係の問題も、「困っている」ことでは全て同じであり、問題ごとに支援してくれる人やサービスを使い分けると言う高度な事はできない方が多く見受けられた。

本モデル事業の取組みでは地域生活支援準備サポート要員が既存の制度や相談内容の垣根を超えて、まず混乱している当事者に寄り添い、時間や労力を割き、相談、調整、助言等の支援をして、その当事者にとって必要な支援を知る(理解する)ことで、ここで関わった大多数の方は心身ともに落ち着き、既存サービスにつながる方も見られ、少なくとも生活破綻からの脱却に成功している。

しかし、関わるスタッフには高度な専門性が求められるケースが多いことから、今後も地域の社会資源の活用、連携の強化や支援に関わる人材の育成が引き続き必須となる。

## (2) モデル事業におけるニーズ調査の集計データ報告及び考察

各準備サポート要員が、対応した1件ごとのニーズについて共通の様式で記録し、サポート要員が支援にあたり、どのようなことにどれだけの時間を要したかを調査した。(業務記録記入例は下記のとおり)

地域生活支援拠点等整備推進モデル事業 業務記録													団体名	相談支援センターH	
対象者 = モデル事業の対象者 相手先は番号を記入 1. 本人、2. 家族、3. 福祉関係者、4. 行政、5. 支援者、6. 医療関係者、7. 市民、8. その他															
年月日	開始時刻	終了時刻	対象者	電話	メール	訪問	同行	来所	緊急	調整	家族支援	相手先	担当	内容	所要時間
10/20(火)	17:00	17:10	SS00x1	1								1	A	電気が止められるかもしれないという連絡がある。	0:10
10/22(木)	15:10	15:20	SS00x2							1		6	B	生活状況の連絡	0:10
11/5(木)	14:30	14:35	SS00x1	1								1	A	訪問の日程調整	0:05
10/13(火)	15:00	16:00	PL000x1				1					1	D	歯科通院同行	1:00
															0:00

▲ 業務記録の様式(記入例)

※ 相談や連絡を受け、支援(調査)等対応形態の項目として、電話で対応、電子メールで対応、依頼の場所に訪問、依頼の場所に同行、相談等のため来所した方と対応、緊急時対応、連絡調整等、当事者家族の支援と類型項目を設け要した時間を記録した。

相談や支援の相手側の項目は、本人、家族、福祉関係者、行政機関、その他支援者、医療関係者、一般の市民、その他とした。

調査の対象期間は、モデル事業実施の平成27年10月1日から28年3月31日までの範囲である。

期間中にニーズ調査の対象となる障害者の数は47名、ニーズ調査を担当した(地域生活支援準備サポート要員)数は9名である。

ニーズ調査の主な「支援(調査)等対応形態」別の集計は次のとおり。

## ニーズ調査集計表 1

( ニーズ調査方法と対象者表 )

	電話	メール	訪問	同行	来所	複数	計
本人	521	271	111	137	85	15	1,140
家族	46	5	3		9		63
福祉関係	138	5	8	6	16		173
行政機関	42		1	4			47
支援者	19	1	6	1			27
医療関係	59	1	11	5			76
市民	1	1					2
その他	6			1			7
計	832	284	140	154	110	15	1,535

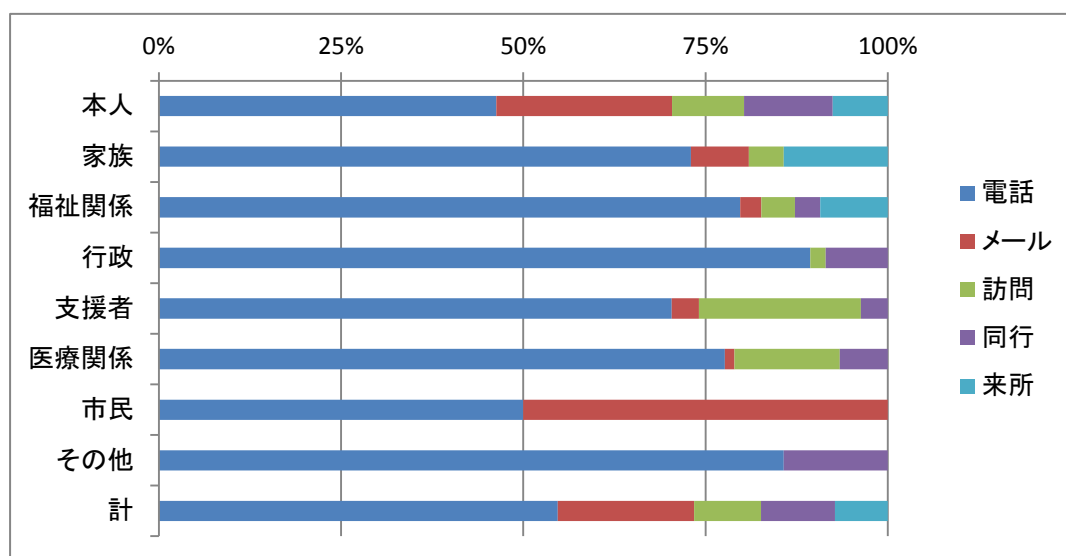
集計表は延べ件数である。対象者一人についてその都度カウントしている。

ニーズ調査をする際の具体的な方法は電話、メール、訪問、来所を基本とし、複数としている項目は調査方法が多岐にわたり、時間的にもほぼ一日がかりの物を挙げている。

ニーズ調査対象者も本人、家族、福祉関係、行政、支援者、医療機関としているが、最初の一報は本人からではなく、本人以外の周りの人たちが支援に困り、「困難ケース」として連絡がある場合が9割を超えていた。

## ニーズ調査集計表 2

( 集計結果を割合で表示しグラフ化したもの )



上に掲げた2つの表は、「本人との電話」、「本人とのメール」、「福祉関係者や施

設等を訪問」、「行政機関に同行」というように件数と割合を表している。

表 2 のグラフから考察すると、日常生活に特に困難をきたしている調査対象者の件数も通常の相談と同じように電話でのやりとりが最も多いことは共通している。ところが、本人が抱えている日常生活の困難さを本人自身が認識していない人が多いこともあり、訪問しての調査や、本人が抱えている悩みや困難なことを理解するため、同行しての調査も少なくなかった。

このことはこのグラフには反映されていないため、調査に要した時間数の集計を次に記載した。

## ニーズ調査集計表 3 - 1

( 調査形態ごとの対応に要した時間数及び件数 )

	時間(分)						件数					
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
電話	3,715	3,532	2,835	2,179	1,858	1,379	166	169	126	141	117	113
メール	310	550	390	245	380	435	34	76	45	28	50	51
訪問	3,920	2,515	2,495	1,665	2,765	2,185	25	22	20	20	29	24
同行	2,910	2,915	2,630	2,490	2,915	2,570	21	25	22	21	36	29
来所	2,240	1,235	1,205	815	1,010	1,255	29	13	20	16	14	18
複数	90	220	155	110			2	6	4	3		
計	13,185	10,967	9,710	7,504	8,928	7,824	277	311	237	229	246	235

## ニーズ調査集計表 3 - 2

( ニーズ調査 1 回当たりの平均時間数 )

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
電話	22.4	20.9	22.5	15.5	15.9	12.2
メール	9.1	7.2	8.7	8.8	7.6	8.5
訪問	156.8	114.3	124.8	83.3	95.3	91
同行	138.6	116.6	119.5	118.6	81	88.6
来所	77.2	95	60.3	50.9	72.1	69.7
複数	45	36.7	38.8	36.7		
計	46.5	34.8	40.1	31.2	35.4	33.1

合計時間数が多いのは、電話、訪問、同行であるが、「電話」の件数が多いのに対して「訪問」「同行」は件数が少ない。したがって、「訪問」「同行」は1回あたりの対応に要する時間が長くなっている。

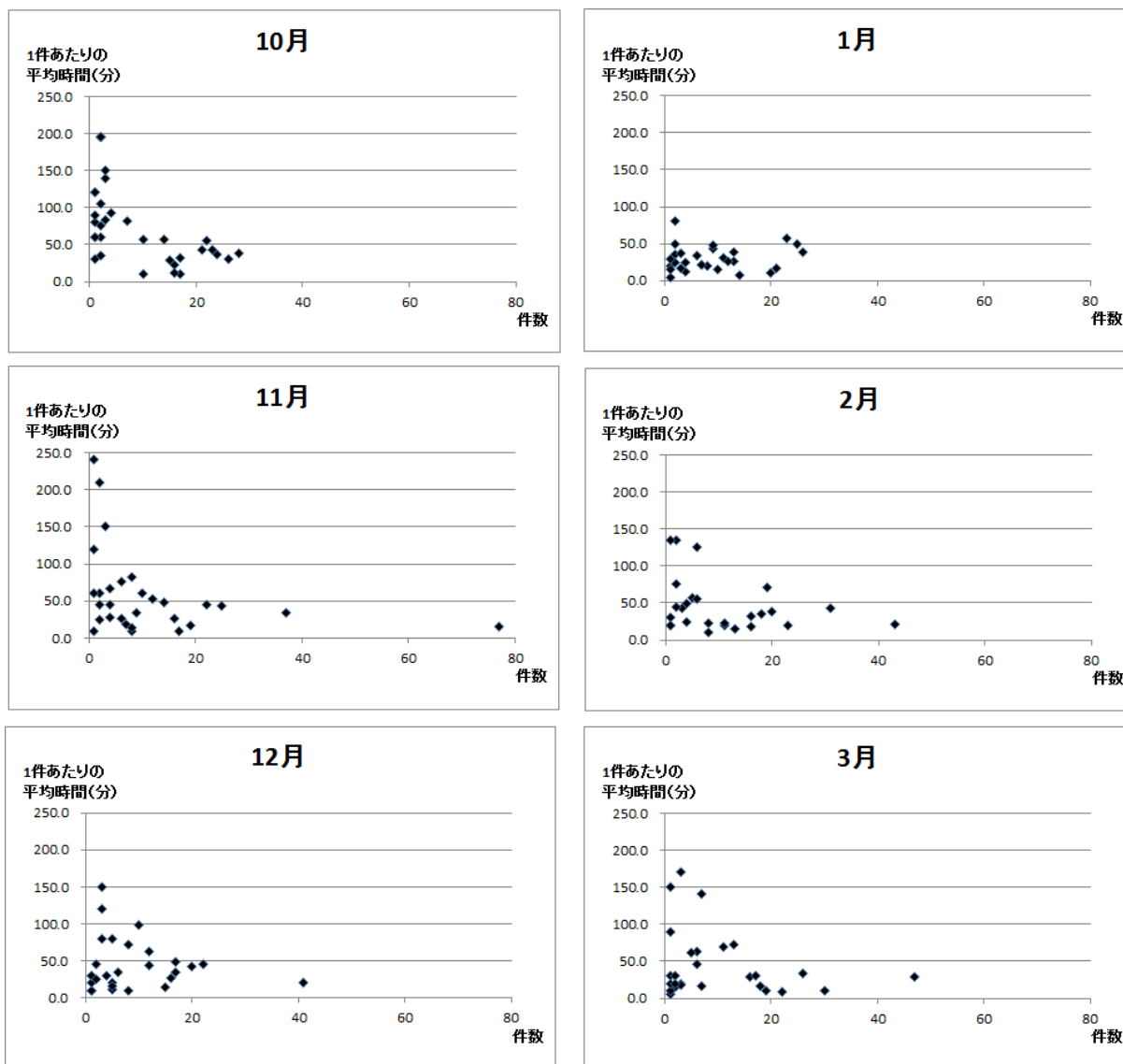
表にはないが、対象者に相対する活動(支援)以外にも、福祉関係者や他機関等との連

絡調整にあたるなどの間接的な業務に要する時間数も多くなっている。

以下は、対象者ごとに、横軸を件数、縦軸を1件あたりの平均時間（分）としてプロットしたグラフである。

#### 調査集計表 4

( 調査対象者毎の月ごとの調査時間表 )



- 関わる回数( 件数 )が多い対象者が、必ずしも1回あたりに要する時間が長いわけではない。逆の見方をすると、対応する回数は少ないが長時間の対応をしなければならない対象者もいる。
- 一般的に、対応初期には多くの支援に要する時間を必要とし、支援の継続により徐々に落ち着いてくるということがニーズ調査から把握できた。

## 6. 必要な機能の具体的な実施内容

### ○ 検討した内容

本モデル事業では、**障害者（児）が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため**、市内5か所の市委託相談支援事業所に「地域生活支援準備サポート要員」を新たに配置し、準備委員会と情報を共有しつつ拠点等の立上げに必要な下記（1）～（5）の機能を担う体制を構築するための準備（検討）を行った。

検討の過程で来年度より本格実施する予定の「地域生活支援拠点等」の姿が次第に明確になっていき、その具現化、実現に向けた話し合いがなされた。

#### （1）相談

（仮称）地域生活支援員が相談を受け、① 既存の福祉サービス等につなげる。② 相談に応じ、助言する。③ 必要な場合は、訪問等による相談、日常生活支援や直接処遇等を含めたアウトリーチ支援を行う。

これらの相談・支援の機能があることで、障害者が安心して、支援を得ながらも自らの生活や人生において自己決定・自己選択し、地域で生活する「支援付き自立」を目指すことができるようにする。

#### （2）体験の機会・場の提供

グループホーム体験入居、自立支援プログラム一人暮らし体験（都・市補助事業）、宿泊体験・余暇支援プログラム（都・市補助事業）、障害福祉サービス等の見学や体験利用等を活用する。

#### （3）緊急時の受入れ・対応

（仮称）地域生活支援員、指定相談支援事業所、八王子市が連携し、入所施設、短期入所、グループホーム、法人独自で取組む体験の場などへの受入れについて対応（調整）する。

また、認定短期入所（都補助事業）、緊急一時保護（都補助事業）などの既存制度を活用する。

なお、拠点等による24時間対応など、夜間・休日の体制については来年度以降の検討課題となった。

#### （4）専門的人材の確保・養成

今後も（仮称）地域生活支援員や相談支援専門員、障害福祉関係者を対象とした研修会（学識経験者による講演会やグループワーク等）、5拠点事業所連絡会を開催し、人材の確保・養成・資質向上を図っていく。

#### （5）地域の体制づくり

5か所の（仮称）拠点事業所を核とし、市内の障害福祉サービス事業所等をはじめ

とする地域の社会資源、医療機関、公的機関や各種制度（障害福祉以外の分野も含む）を活用、連携し、障害者が安心して暮らし続けることができるよう、切れ目ない支援を行う。

前記（1）～（4）の機能は地域自立支援協議会の組織に位置づける「地域生活支援拠点事業（調整）会議」で内容を協議し実施する。

## 7. 事業実施の結果及び今後の課題・方針

本モデル事業で行った検討を踏まえ、平成28年度から市内5か所の市委託相談支援事業所に置く「（仮称）地域生活支援拠点事業所」に「（仮称）地域生活支援員」を配置し、市内の障害福祉サービス事業所等をはじめとする地域の社会資源、医療機関、公的機関や各種制度（障害福祉以外の分野も含む）を活用、連携して前項（1）～（5）の機能を担うものとする。

また、地域生活支援員は、現行のサービスに無い見守りや付添いなどの日常生活支援、簡単な直接処遇等のアウトリーチ支援を行う。

今後のニーズに対して「地域生活支援員」を増員することが考えられるが、財源の確保についての課題がある。

財源を確保できれば、地域生活支援員の増員、資質向上を進め、さらに地域生活支援員の活動をコーディネートする「（仮称）地域生活支援専門員」を配置し、本市の目指す姿として『地域資源を活用し、地域の事業者が機能を分担して障害者の地域生活を支援する体制の確立』を方針として本事業を推進・拡大していく考えである。

「（仮称）地域生活支援専門員」の配置にあたっては、より専門的かつ高度な知識、経験等が求められることとなり、その養成・確保も課題となる。

緊急時等24時間対応できる体制整備については28年度以降検討する。

障害福祉分野以外の分野との連携、役割分担については今後も協議を進める。

今後も支援が必要な事例の収集・蓄積は継続して行い、支援の方法等について検討していく必要があると考える。

本人は困っていないが明らかに支援が必要な人、支援を拒んでいる人への対応や、「支援援付き自立」を確立した人への支援継続など、支援対象者への関わり、支援対象の線引きについては、今後の課題として個々の事例について検討し、事例・経験を蓄積していく。

地域生活支援員や地域生活支援拠点事業所が解決困難な問題事例を抱え込む事が無いよう、5か所の事業所が連携・分担して支援を行う。



# 地域生活支援拠点等 整備推進モデル事業

## 事業実績報告書

平成28年3月

新潟県上越市

# 目次

第1章	上越市の紹介	4
1.	上越市の概要	4
	(1)位置・地勢	
	(2)面積・広がり	
	(3)推計人口	
2.	上越市の障害福祉の現状と課題	5
	(1)障害者手帳所持者の概要	
	(2)障害福祉サービス受給者数の状況	
	(3)あんしん生活支援事業の概要	
	(4)障害者緊急短期入所用居室確保事業の概要	
	(5)ロングショートステイの利用者数	
	(6)重症心身障害者数	
	(7)障害福祉の現状と課題のまとめ	
第2章	事業目的及び事業実施主体	10
1.	事業目的	10
	(1)事業目的	
	(2)上越市におけるモデル事業実施の必要性	
2.	事業実施主体	10
第3章	事業要旨	11
1.	事業の概要	11
	(1)事業実施の経緯	
	(2)事業概要	
	(3)事業期間	
第4章	事業内容	12
1.	準備委員会等の開催実績	12
	(1)検討会の構成	
	(2)検討会における重点目標	

(3)検討会の開催内容	
2. 専門家の招聘、関係者への研修	13
(1)講演会の概要	
(2)講演会講師の紹介	
(3)講演会の参加者	
3. その他地域生活支援拠点等の立ち上げ準備	
に必要な事業	14
(1)先進地視察研修の選定	
(2)のぞみの郷高社	
(3)重度・高齢者グループホーム「そら」	
(4)自閉症者自立支援センター「ゆい」	
第5章 地域生活支援拠点等の整備の種類	17
1. これまでの議論を踏まえて	17
2. 上越市地域生活支援拠点等の整備モデル	17
第6章 必要な機能の具体的な実施内容	18
1. 地域生活支援拠点に求められる必要な機能	18
を議論するにあたって	
2. 拠点に必要な機能の検討	18
(1)拠点に求められる機能の洗い出し	
(2)拠点に求められる機能の整理	
3. 上越市地域生活支援拠点に求められる拠点機能	23
第7章 事業実施の結果及び今後の課題・方針	24
1. 事業実施の結果	24
2. 今後の課題	25
3. 今後のスケジュール（予定）	25

# 第1章 上越市の紹介

## 1. 上越市の概要

### (1) 位置・地勢

上越市は、新潟県の南西部に日本海に面して位置し、北は柏崎市、南は妙高市、長野県飯山市、東は十日町市、西は糸魚川市に隣接しています。

古くから交通の要衝として栄えましたが、現在も重要港湾である直江津港や北陸自動車道、上信越自動車道のほか、えちごトキめき鉄道妙高はねうまライン、日本海ひすいライン、JR 信越本線、ほくほく線などを有しています。さらに、平成 27 年 3 月には北陸新幹線が金沢まで延伸しました。



### (2) 面積・広がり

平成 28 年 4 月 1 日現在

面積	広がり	
	東西	南北
973.81 km <sup>2</sup>	44.6 km	44.2 km

(3) 推計人口

平成 28 年 4 月 1 日現在

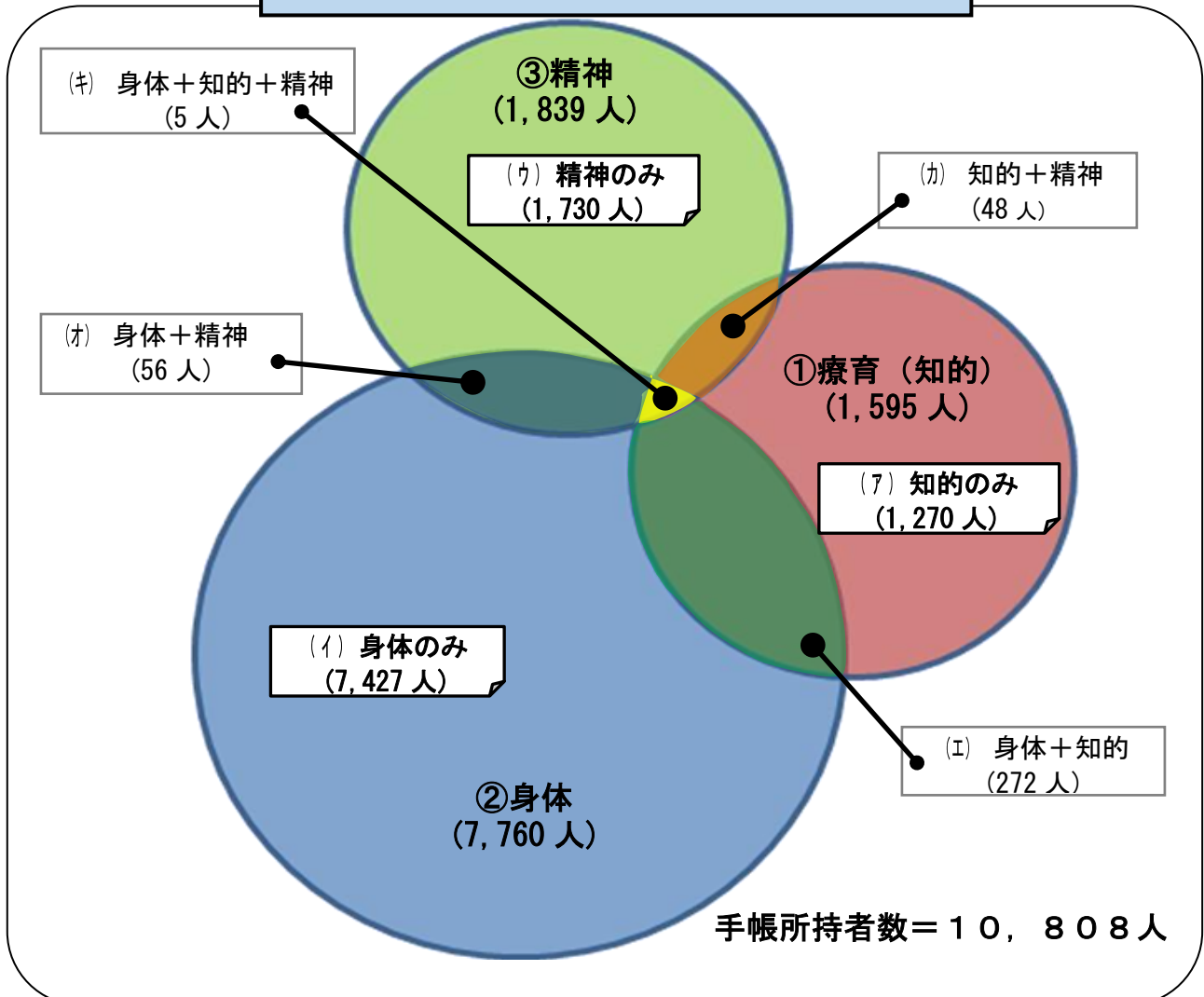
総数	男	女	世帯数
195,737	95,374	100,363	74,132

2. 上越市の障害福祉の現状と課題

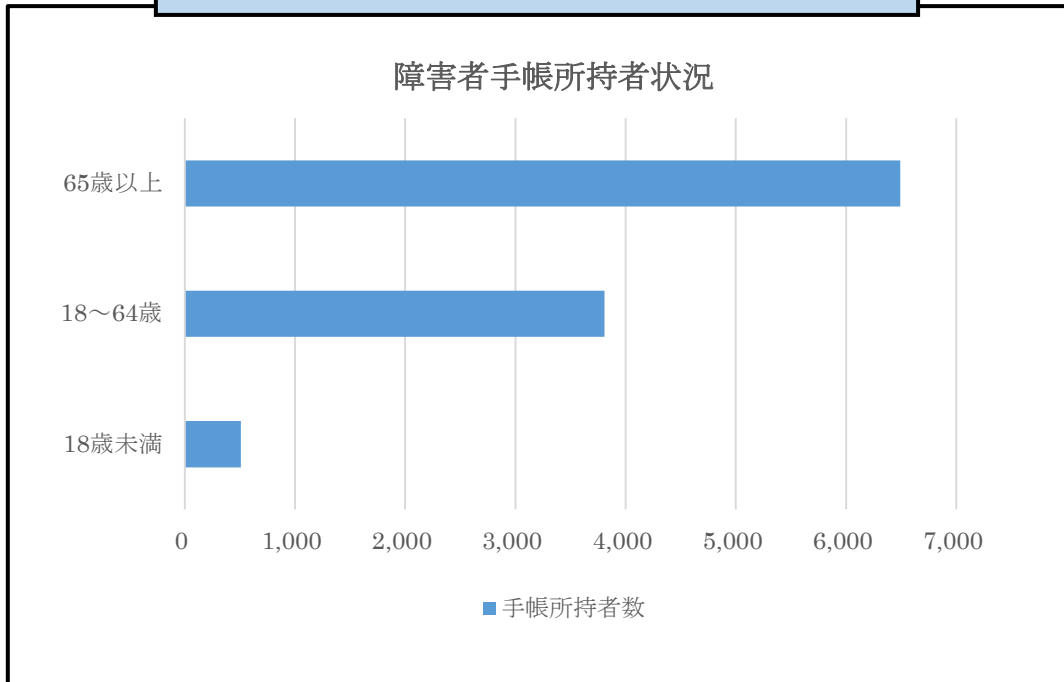
(1) 障害者手帳所持者の概要

上越市における障害者手帳所持者は、全体で 1 万人以上おり、人口の 5%以上にのぼります。中でも、身体に障害のある人が最も多く、全体の約 7 割を占めています。高齢になってから手帳を取得する人も多く、65 歳以上の方が全体の約 6 割を占めています。

障害者手帳所持者の概要（平成 28 年 4 月）



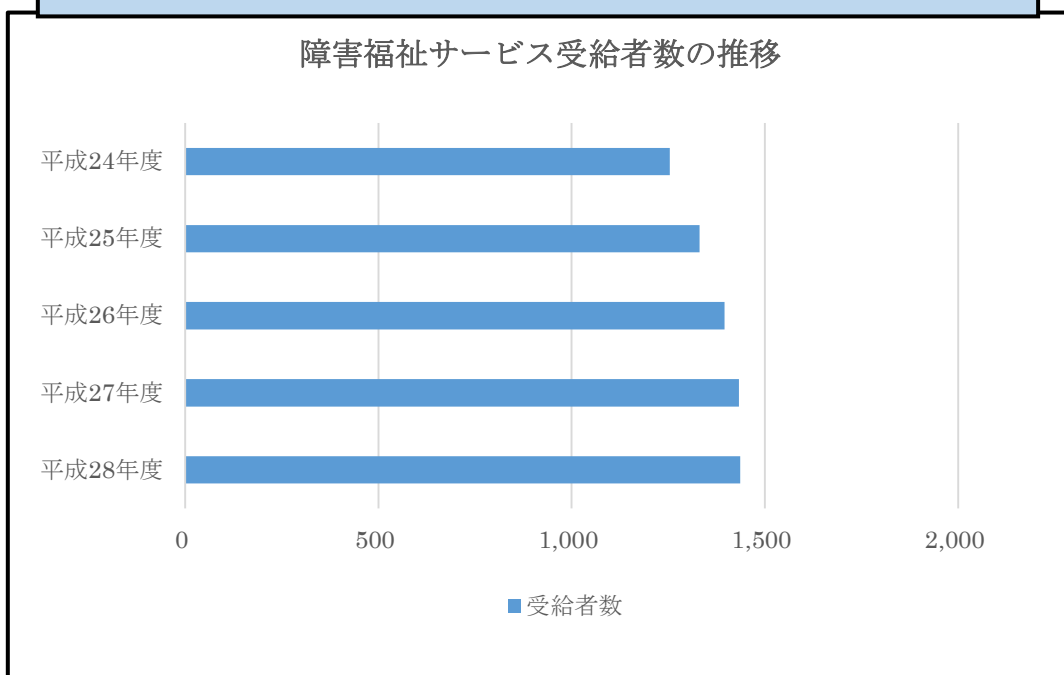
## 障害者手帳所持者状況（平成28年4月）



### (2) 障害福祉サービス受給者数の状況

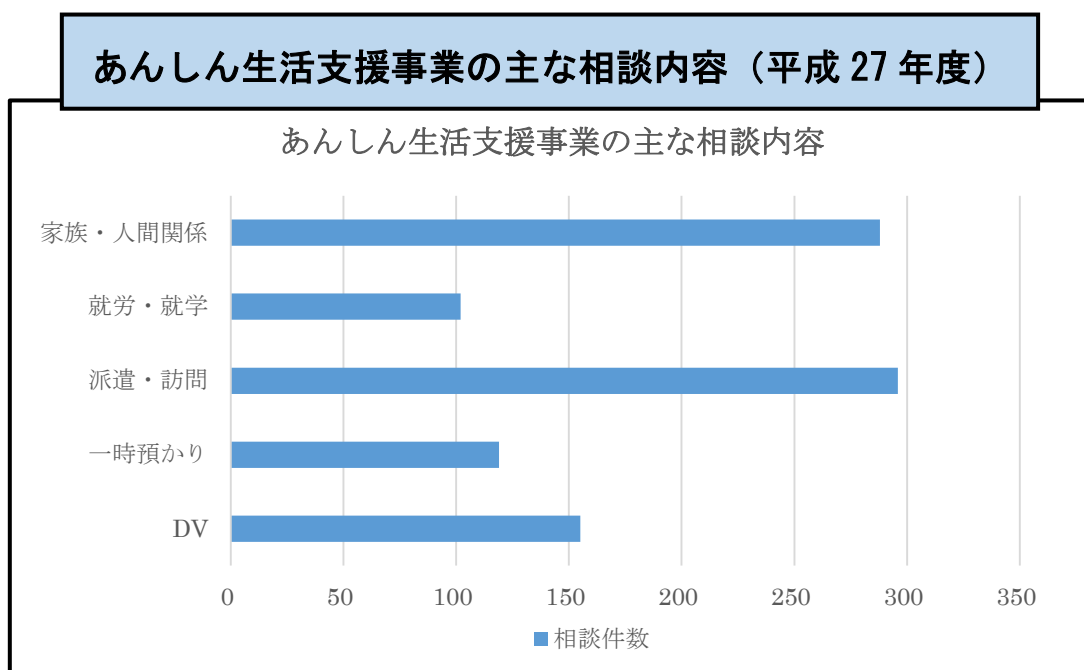
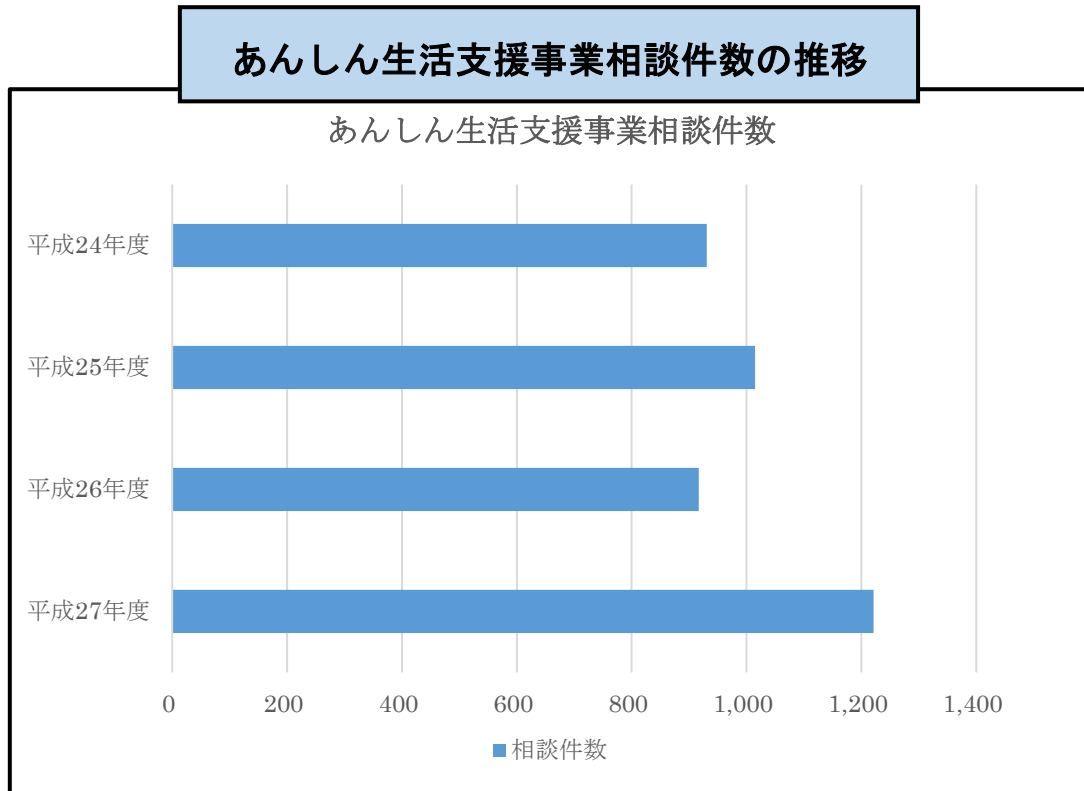
上越市における障害福祉サービスの利用状況は、全体で約1,400の方が利用されており、受給者数は障害手帳所持者の約13%にあたります。サービス別の利用状況は、訪問系サービスが約400人、日中活動系サービスが約1,400人、訪問系サービスが約400の方が利用されています。（サービス利用の重複あり）

## 障害福祉サービス受給者数の推移（各年4月1日現在）



### (3) あんしん生活支援事業の概要

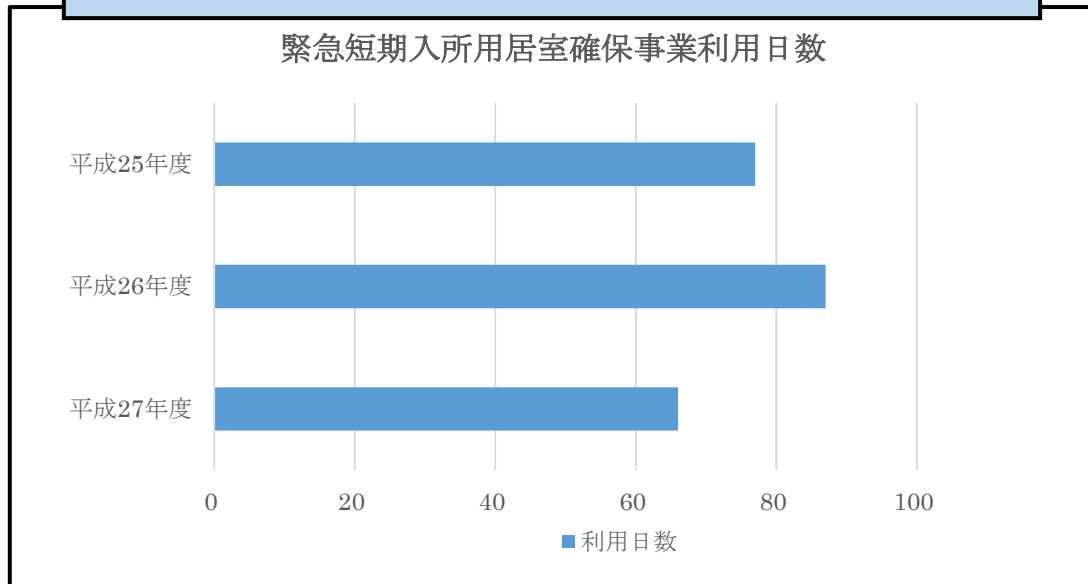
上越市では、平成 24 年度からあんしん生活支援事業を実施し、障害の有無にかかわらず児童から高齢者まで、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、緊急に支援を必要とするケース等に対応できる、休日夜間を問わず 24 時間対応可能な相談窓口及びショートステイ等の支援を行っています。



#### (4) 障害者緊急短期入所用居室確保事業の概要

上越市では、平成25年度から障害者緊急短期入所用居室確保事業を実施し、障害児者を自宅で介護する人が病気等の事情により介護できない場合の緊急的な受入れ等を行うため、1年間を通して短期入所施設の居室1室を確保しています。

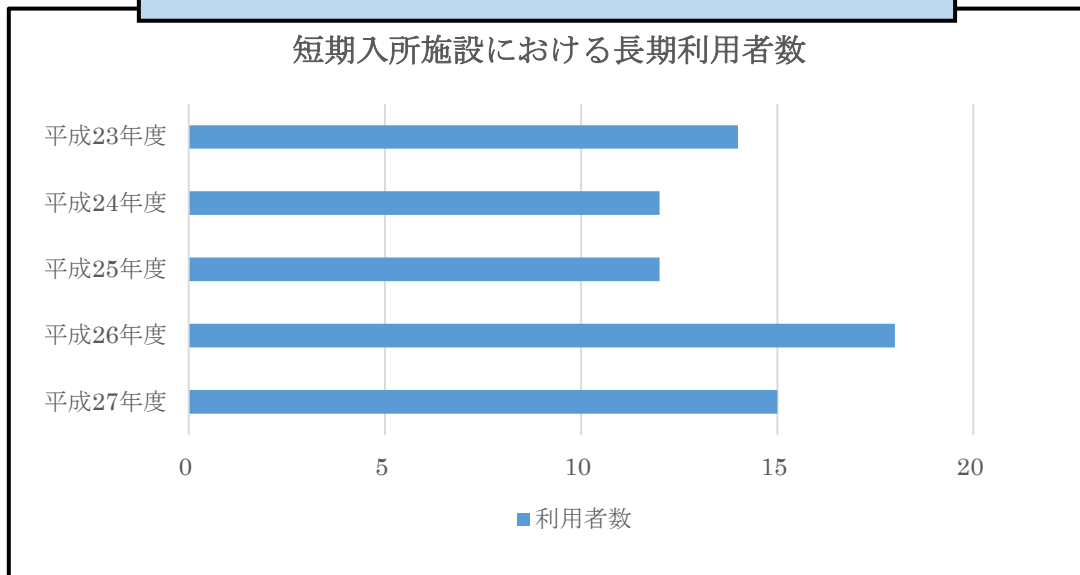
#### 障害者緊急短期入所用居室確保事業利用日数の推移



#### (5) 短期入所施設における長期利用者数

上越市では、施設入所待機者が多い状況が続いており、このため、短期入所施設の長期利用者（ロングショートステイ）も少なくありません。なお、短期入所施設の長期利用者（ロングショートステイ）としましては、継続して31日以上入所している利用者を想定しています。入所待機者の解消を図るためにも、グループホームなどの施設の更なる整備推進が求められています。

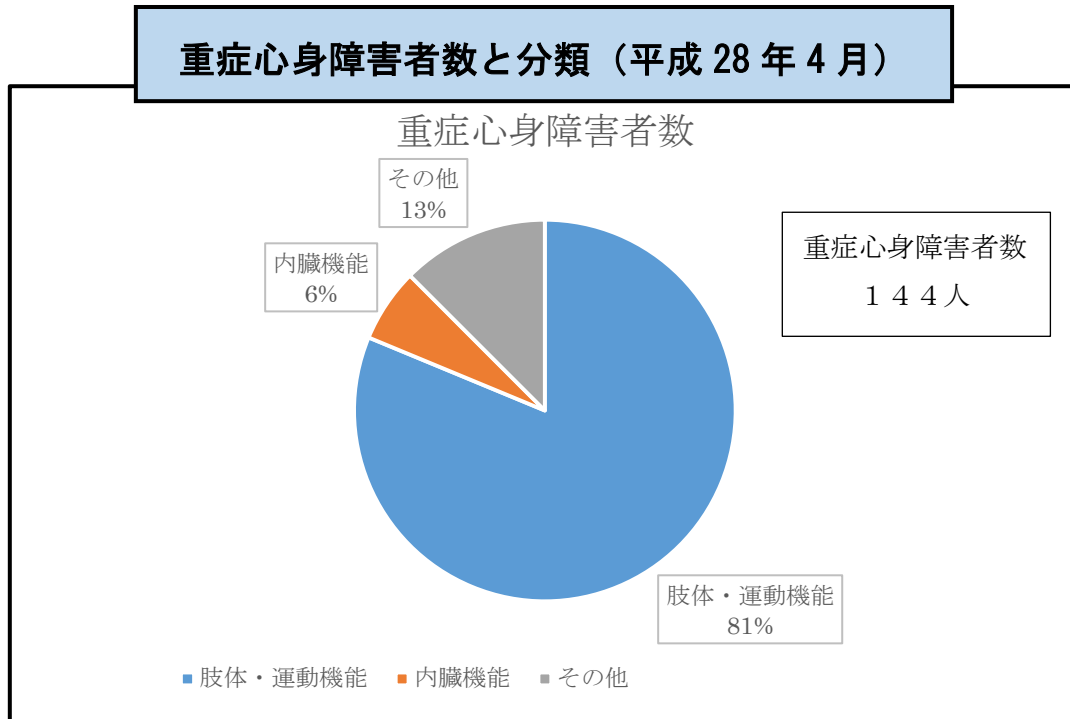
#### 短期入所施設における長期利用者数の推移





(6) 重症心身障害者数

上越市における重症心身障害者の数は144名（平成28年4月現在）となっており、そのうち約8割が肢体不自由・運動機能障害で、年々増加傾向にあります。また、在宅の重症心身障害者数は107名（平成28年4月現在）となっており、重度障害のある方が地域で生活するために必要となる支援策の検討を進めています。



(7) 障害福祉の現状と課題のまとめ

- ・生活介護（デイサービス）や就労継続支援などの利用希望者が増加している。
- ・家族の高齢化により在宅での介護が困難となる家庭が増加傾向にあることから、住まいの場の確保が必要である。
- ・重度障害のある人や強度行動障害のある人等が地域で生活するための支援が必要である。
- ・入所施設については、依然として待機者が多い状況が続いている。
- ・短期入所施設を長期利用している人がいる。
- ・入所している人の高齢化に伴う介護保険施設への移行等の対応について検討が必要である。
- ・障害のある人の一般就労の場を確保できるよう、ハローワークなどとの連携強化が必要である。
- ・相談支援体制の充実を図るため、相談支援専門員等の人材育成が必要である。
- ・障害のある児童・生徒に対する療育支援体制の確保が必要である。
- ・高齢化により、福祉有償運送事業における運転ボランティアの確保が課題となっている。

## 第2章 事業目的及び事業実施主体

### 1. 事業目的

#### (1) 事業目的

障害児者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、生活支援のための拠点の整備や、地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制等を整備するなど、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みや地域全体で支えるサービス提供体制を構築することを目的とします。

#### (2) 上越市におけるモデル事業実施の必要性

平成27年3月策定の上越市障害者福祉計画において、平成29年度末時点で2か所の地域生活支援拠点整備を掲げており、その実現に向けて、平成27年度において上越市自立支援協議会の「地域生活支援部会」で上越市における地域生活支援拠点等の整備のあり方や方向付け等を行うこととしていたため、モデル事業の導入を図ったものです。

### 2. 事業実施主体

新潟県上越市

## 第3章 事業要旨

### 1. 事業の概要

#### (1) 事業実施の経緯

国の第4期障害福祉計画に係る基本指針の見直しにおいて、地域における障害者の生活支援のために求められる機能を集約した拠点（地域生活支援拠点）の整備の方向性が示されました。上越市においては、これまで、市内にある複数の障害福祉事業所が、利用者のニーズを的確にとらえながら、それぞれが個別の計画に基づいて施設整備等に取り組んできましたが、障害のある方々が住み慣れた地域で生涯を通じて安心して暮らすことのできるまちづくりを推進するには、必要とする人が必要なサービスを過不足なく利用することのできる仕組みを構築する必要があります。

このたび、国から示された地域生活支援拠点整備の考え方は、まさにそのような視点に基づいた施策であり、当市においても平成26年度に策定した上越市障害者福祉計画において、地域生活支援拠点を平成29年度末までに2か所整備することを成果目標として掲げ、上越市自立支援協議会の中に地域生活支援部会を設置し、この部会を中心に拠点整備に向けて検討を進めることとしました。

#### (2) 事業概要

上越市自立支援協議会の地域生活支援部会を中心に「地域生活支援拠点」に求められる機能やエリアの検討、整備パターン等について方向付けを行います。

- ・当市における「地域生活支援拠点」に求められる機能等の検討
- ・先進地視察
- ・有識者による研修会の開催
- ・具体的な「地域生活支援拠点」のエリアと実施事業者の検討

#### (3) 事業期間

平成27年7月1日～平成28年3月31日

## 第4章 事業内容

### 1. 準備委員会等の開催実績

#### (1) 検討会の構成

上越市自立支援協議会 地域生活支援部会 構成員 14名

#### 地域生活支援部会メンバー

役職名	氏名	所属	役職名	氏名	所属
協議会会長	笠原 芳隆	大学准教授	部会員	新保 由美	保護者
部会長	宮越 亮	相談支援事業所		中屋 万里子	相談支援事業所
副部会長	片桐 公彦	法人副理事長		宮澤 功	保護者
部会員	青木 美代子	相談支援事業所		丸山 ひろみ	基幹相談支援センター長
	梅澤 康宏	事業所長		丸田 明久	事業所管理者
	岩佐 雅恵	事業所	事務局	小林 精子	福祉課
	上野 大誠	相談支援事業所		安達 貴喜	福祉課

#### (2) 検討会における重点目標

重い障害のある方が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくための仕組みを上越モデルとしてデザインする。

#### (3) 検討会の開催内容

- ・地域生活支援部会 11回
- ・講演会 1回
- ・先進地視察研修 3事業所

## 2. 専門家の招聘、関係者への研修

### (1) 講演会の概要

平成 27 年 10 月に上越市自立支援協議会の主催により、地域生活支援拠点整備の周知や推進を図るため、厚生労働省から講師を招き、市内の障害福祉事業所や障害者団体等の関係者を対象に「地域生活支援拠点とは・・・」と題し、講演会を開催しました。

### (2) 講演会講師の紹介

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課  
地域生活支援推進室 虐待防止専門官・障害福祉専門官

### (3) 講演会の参加者

市内・市外の障害福祉事業所、特別支援学校、各行政機関、自立支援協議会委員、医療関係者など 参加者：89 名

### 3. その他地域生活支援拠点等の立ち上げ準備に必要な事業

#### (1) 先進地視察研修の選定

検討会で先進地視察研修について協議を行い、のぞみの郷高社(長野県中野市)、重度・高齢グループホーム「そら」(北海道札幌市)、自閉症者自立支援センター「ゆい」(北海道札幌市)の各事業所が拠点整備について実際に取り組んでおり、上越モデルを検討するうえで参考になるとの意見でまとめ、この3事業所を視察先として選定しました。

#### (2) のぞみの郷高社

##### ① 視察先の概要

法人名：社会福祉法人 高水福祉会

施設名：のぞみの郷高社

所在地：長野県中野市

サービス事業：生活介護（定員 60 名）、施設入所支援（定員 40 名）、共同生活援助（定員 4 名、うち 1 室体験）、短期入所（定員 3 名）

##### ② 主な特徴

- ・入所施設であることから、看護師の配置ができています。
- ・重症心身障害者の受入れを行っているグループホームがあるが、職員体制としては看護師を配置して、週 3 日の夜勤体制で支援を行っている。
- ・グループホームの個室のうち、1 室を体験利用型としている。
- ・短期入所で緊急時の受け入れも行っている。
- ・24 時間対応のコールセンターを配置している。
- ・障害施設で亡くなるまで支援している。

##### ③ 拠点整備の今後の展開

今後の展開としては、多機能型拠点（共同生活援助、短期入所、相談支援事業など）をまず整備し、そこを核として、圏域内の面的整備体制の構築を進めていく予定としている。



(3) 重度・高齢グループホーム「そら」

① 視察先の概要

法人名：社会福祉法人 朔風

施設名：朔風支援センターささえ〜る

(重度・高齢グループホーム「そら」、就労継続支援B型「ひいらぎ」)

所在地：北海道札幌市

サービス事業：共同生活援助（定員 18 名、6 名×3 ユニット）、就労支援継続B型（定員 20 名）

② 主な特徴

- ・同じ建物内にグループホームと就労継続支援B型事業所が併設され、壁で仕切られており、扉から行き来できるようになっている。
- ・グループホームは3階建てで、各階6部屋の3ユニットの構成。
- ・特別浴槽を備え、重度障害者も利用できる。
- ・グループホームに看護師や栄養士が配置されている。
- ・施設が病院（内科・透析科）に囲まれており、医療機関との連携ができています。
- ・近隣の医療機関の医師から往診に来てもらっている。
- ・終末期を迎えた利用者に対し、看取りまではできないが、近隣の医療機関への見送りまでを職員が行っている。
- ・24時間対応の職員支援体制となっている。



#### (4) 自閉症者自立支援センター「ゆい」

##### ① 視察先の概要

法人名：社会福祉法人 はるにれの里

施設名：札幌市自閉症者自立支援センター「ゆい」

札幌市自閉症・発達障がい支援センター「おがる」

所在地：北海道札幌市

サービス事業：施設入所支援（定員 30 名、6 名×5 ユニット）、生活介護（定員 44 名）、自立訓練（定員 6 名）、短期入所（定員 6 名）、相談支援事業

##### ② 主な特徴

- ・重度自閉症及び重度知的障害をはじめとした発達障害児・者に特化した事業運営を展開している。
- ・地域移行を目的とした利用期間が概ね 3 年の有期限の生活タイプの入所支援。
- ・施設入所は、施設を 6 部屋の 5 ユニットに分けており、ユニットにすることで様々な刺激（音や見えるもの等）を制限し、自閉症の人にとってやさしい環境を提供している。
- ・強度行動障害者の受入れも行っており、強化ガラスを取り付けるなどの施設整備がなされている。
- ・「ゆい」の職員力の向上の取り組みとして、支援力・組織力・人間力の 3 つ

を

キーワードとし、様々な法人内研修を実施し、職員教育に非常に力を入れている。

の

5 つのキーワードを軸に発達障害者への支援体制を整備していくことを重点としている。

- ・利用者一人一人のその日のタイムスケジュールをイラストや文字などを使い、誰もが理解できる形で掲示している。





## 第5章 地域生活支援拠点等の整備の類型

### 1. これまでの議論を踏まえて

検討会や講演会、先進地視察研修など、これまでの議論を踏まえ、上越市における地域生活支援拠点の整備モデルを考えたとき、重い障害のある方や強度行動障害のある方などのすまいや障害に特化したあんしん生活支援事業の拡充等が多機能拠点施設として必要であり、また、市の面積が広範囲にわたることから、既存の障害福祉事業所や医療機関などが連携し、地域全体で障害のある人を支えていく仕組みを構築しなければならないことから、面的整備も含めて必要であるとの方向性を確認しました。

上越モデルにおいては、多機能拠点整備型＋面的整備型の両面から地域生活支援拠点の整備を図り、障害のある人が住み慣れた地域で、生涯を通じて安心して暮らすことができる環境整備を進めることとしています。

### 2. 上越市地域生活支援拠点等の整備モデル



## 第6章 必要な機能の具体的な実施内容

### 1. 地域生活支援拠点に求められる必要な機能を議論するにあたって

国では、地域生活支援拠点を整備するにあたり、地域における居住支援に求められる機能について、相談（地域移行、親元からの自立）、体験の機会・場（一人暮らし、グループホームなど）、緊急時の受け入れ・対応（ショートステイの利便性、対応力の向上等）、専門性（人材の確保・養成、連携）、地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置など）の5つのキーワードを挙げて拠点整備について検討していくこととしておりますが、検討会では、国のキーワードを踏まえるとともに、上越市に合った地域生活支援拠点に真に求められる機能は何かということ念頭に、住まい、短期入所（緊急的な事情等による受入れなど）、相談、緊急対応、人材（確保・養成）、体験（グループホームなど）、その他必要な支援の7つのキーワードを挙げて、上越市の現状や課題などを考慮しながら議論していくこととしました。

### 2. 拠点に必要な機能の検討

#### (1) 拠点に求められる機能の洗い出し

まず、上越市における地域生活支援拠点に求められる機能について7つのキーワードごとに、集計・整理することから始めました。

#### ① 住まい

住 ま い	
重度障害者への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>●重度の障害者(重心・医療対応含む)を受入れるグループホームの整備</li> </ul>
高齢者への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢となった障害者が、スムーズに介護保険施設へ移れる機能</li> <li>●高齢になっても住み続けられるグループホームの確保</li> <li>●車椅子対応や医療ニーズのある利用者対応の受入れ可能なGHの整備</li> </ul>
公営住宅の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市営住宅の増築または市による民間アパートの借上げ</li> <li>●公営住宅優先入居(保証人免除)などの整備</li> <li>●公営住宅の入居基準の抜本的見直し</li> <li>●市遊休地、遊休施設の積極的活用</li> <li>●障害者専用賃貸住宅(仮称)をコンベなどで建設し公営住宅として市が借上げ、居宅介護事業所を付設。SW、PSWの配置</li> </ul>
多機能拠点の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●多機能拠点整備型のGH併設型の整備で重度障害者も含める</li> <li>●入所機能を持ったGHの整備、同一敷地内に日中活動も付設</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害特性に配慮した支援体制(例えば24時間常時厳重な見守りとゆるやかな見守り体制など)</li> <li>●ロングショートの制度化</li> <li>●スマートウェルネス住宅等推進モデル事業</li> </ul>
地域生活支援拠点に求められる具体的な拠点機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>●バリアフリー対応</li> <li>●特別浴槽等の整備</li> <li>●行動障害に配慮された設備(空調、壁材、床材、防音等)</li> <li>●看護師の配置、もしくは訪問看護の活用</li> <li>●重度障害者へのヘルパー派遣特例(区分4以上で行動援護、重度訪問介護対象者)の活用。※上越市では実績なし。</li> <li>●重度の方を受け入れる対応として、人員を効率的に配置する観点から通所施設の併設についても検討</li> <li>●グループホームのサイズとしては10名以上20名以内程度ミドルサイズを想定。</li> <li>●拠点における夜間支援については、夜勤体制、もしくは複数支援スタッフにより体制を奨励</li> </ul> <p>《課題・留意事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●夜間の看護師配置は困難と思われる。</li> <li>●「拠点だから」重度障害者が受け入れられるわけではないため人材の確保・養成・定着のための取り組みが必要と思われる。</li> </ul>
その他の機能、求められるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市営住宅や民間アパートの斡旋を行う「居住サポート事業」の予算化と人員の配置(地域生活支援事業)</li> <li>●公営住宅への対応については「拠点」の設置は別に、自立支援協議会会長名などで建築住宅課に要望、もしくは照会をするといった方策が必要。</li> <li>●別途、グループホームの消防法、建築基準法の取り扱いの緩和については建築行政会議との調整が必要</li> <li>●介護保険施設との連携については入所施設における「適用除外特例」を見直す必要がある。</li> </ul>

## ② 短期入所

<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;"> <h3 style="margin: 0;">短期入所</h3> <p style="margin: 0;">(病氣や冠婚葬祭など緊急的な事情等による受入れ)</p> </div>	
緊急対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>●緊急度の高い人からの優先利用システムの構築</li> <li>●病氣や冠婚葬祭などで家族が介護できない状況になった場合、緊急時に受入れができる短期入所施設の整備</li> <li>●緊急時の受入れ体制のパブリックな整理</li> <li>●緊急対応短期入所受入れ施設の登録</li> </ul>
ベッド不足の解消	<ul style="list-style-type: none"> <li>●短期入所施設の増設</li> <li>●最低でも4～6床の短期入所の整備</li> <li>●24時間施設すべての施設に緊急SS枠を設置</li> <li>●緊急対応短期入所登録施設に緊急時対応ベッドを確保(市単で予算化)</li> <li>●ロングショートにしない短期入所</li> <li>●介護保険施設の短期入所施設拡大の政策誘導と研修会の開催</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●空いているSS枠への行政的な保証</li> <li>●外部へSS枠の空き情報の提示</li> <li>●待機者でGH対応可能な人は、GHへの入居勧奨</li> <li>●高齢施設との連携確保</li> <li>●宿泊型自立訓練施設の拠点化等による精神の方を受け入れるSSの確保</li> </ul>
地域生活支援拠点に求められる具体的な機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 拠点にはグループホーム整備の有無に関わらず、短期入所を少なくとも4床以上整備することが求められる。</li> <li>・ 緊急時短期入所事業の拡充</li> <li>・ 短期入所のサービスは特にニーズが高いこともあり、拠点機能だけでは常時満床状態になることが予想されることから、各法人がそれぞれ数床、新規に開設する必要がある</li> <li>・ さらに短期入所は宿泊が伴うため障害特性が異なるとトラブルになる可能性が高い。必要と感じている法人が自ら短期入所事業を実施するといった努力を求めるべき。</li> </ul> <p>《課題・留意事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 体験利用を目的としたSSの支給決定を行う必要がある。</li> <li>・ 緊急時に受け入れることで本人や施設にとっても情報のない中で受け入れるため、体験利用を推進する。</li> <li>・ 緊急時受入れについての基準、窓口の明確化</li> <li>・ 緊急時に、適りの支給決定のルールが必要。</li> </ul>
その他の機能、求められるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護保険の短期入所の積極的な活用(基準該当、空床利用型など)</li> <li>・ 精神においては生活訓練施設の空き室を活用して短期入所の指定を取ることとは可能か？</li> <li>・ 「全ての施設に緊急短期入所枠」を設置するには相当に財政インパクトがあるため慎重に検討する必要がある。</li> <li>・ 一方で行政負担なしに法人独自の取り組みを求めるには経営的観点から現実的ではないことも留意。</li> </ul>

## ③ 相談

<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;"> <h3 style="margin: 0;">相 談</h3> </div>	
基幹の更なる活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>●基幹相談支援センターの更なる活用</li> <li>●各機関がどんな役割を担うかの確認作業</li> <li>●基幹・生活困窮・コールセンターなど委託系相談事業の再設計</li> <li>●基幹相談支援センターの基幹の委託と、委託相談の委託は分けて検討</li> </ul>
児童の相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学齢時(児童)の相談支援を行う機関の明確化</li> <li>●障害児が生まれても子育てを教え、地域の専門職が総動員で支える仕組み</li> <li>●18歳まできちんとかかわる児童発達支援センターの創設</li> </ul>
体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域生活支援拠点内での相談支援事業所の確保</li> <li>●ブロック制にした拠点の整備</li> <li>●得意とする障害があれば他機関の相談に乗る仕組み作り</li> <li>●「いちげんさん」解消のための地域包括のような地域担当制の確保</li> <li>●緊急体制との統合一元化</li> <li>●障害のある人及び家族からの相談に迅速かつ適切に対応ができる相談支援体制</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●定期的な連携会議等</li> <li>●スーパーバイザー</li> </ul>
地域生活支援拠点に求められる具体的な拠点機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画相談、地域定着</li> <li>・ 基本相談機能</li> <li>・ 安心生活支援事業</li> <li>・ 広域をカバーするための委託相談のサテライト機能</li> <li>・ 広域をカバーするための安心生活支援事業のサテライト機能(ブロック制)、もしくは機能強化</li> </ul> <p>《課題・留意事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各期間の相談支援機能の確認作業は別途議論できる場を設定する必要があると思われる。</li> <li>・ 24時間365日をカバーするためには人員の厚みを持たせる必要があることから現行の相談支援を統合して集約する方案も検討する必要がある。</li> <li>・ 特に「安心生活支援事業」については業務が幅広になっている部分については警察、児童相談所などの関係機関との役割を改めて整理する必要がある。</li> </ul>
その他の機能、求められるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「定期的な連絡会議」については「ケアマネジメント連絡会」が存在するが別途必要であるという理解でよいのか？</li> <li>・ 「学齢期の相談」についても同様に、上記関係会議との関係をどう考えるか？ 現在、そのあたりが曖昧になっているのでそのような意見があるのか？</li> <li>・ 児童発達支援センターの年齢や機能については、改めて検討会を立ち上げる、もしくは「子ども部会」での議論が必要。</li> </ul>

#### ④ 緊急対応

緊急対応	
安心生活支援事業の活用・検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>●あんしんコールセンターで実施しているような休日夜間を問わず24時間365日対応可能な相談受付及びショートステイでの支援など一体的に対応できる機能</li> <li>●安心コール機能の内容の検討、確認作業</li> </ul>
体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●緊急時に相談受付や短期入所など一体的に対応できる地域生活支援事業所の確保</li> <li>●緊急時の初動体制の明確化</li> <li>●ワンストップで受け止める体制の確保</li> <li>●日常相談との統合一元化</li> <li>●山間部などの緊急時対応の機能</li> <li>●緊急対応できるSSを市内事業所の各月当番制による1床分の空床確保</li> <li>●地域担当制による日常からのフォロー体制確保</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●上越版Assertive Community Treatment (ACT)</li> <li>●緊急対応をすべて福祉で賄うのではなく、そのケースによる他の機関との連携活用</li> </ul>
地域生活支援拠点に求められる具体的な機能	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・安心生活支援事業(あんしんコールセンター)</li> <li>・個別給付の地域定着支援の活用</li> <li>・緊急対応型短期入所もしくは短期入所の大幅な増床</li> <li>・短期入所のサービスは特にニーズが高いこともあり、拠点機能だけでは常時満床状態になることが予想されることから、各法人がそれぞれ敷床、新規に開設する必要がある(再掲)</li> <li>・さらに短期入所は宿泊が伴うため障害特性が異なるとトラブルになる可能性が高い。必要と感じている法人が自ら短期入所事業を実施するといった努力を求めべき。(再掲)</li> </ul> <p>《課題・留意事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域定着支援について「地域生活支援拠点」の運営法人のみが実施するのではなく、各相談支援事業所も取り組むべきである。</li> <li>・「安心生活支援事業」については業務が幅広になっている部分については警察、児童相談所などの関係機関との役割を改めて整理する必要がある。</li> <li>・「相談」の項目の部分との機能の再編について本格的な議論が別途必要。(本部会の枠組みを超えた案件)</li> <li>・上越市の広大なエリアをカバーする緊急体制の配置については例えば「救急車がどのあたりをカバーしているか?」が参考になるのではないかと?</li> </ul>	
その他の機能、求められるもの	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ACTについては、引き続き本部会での検討や情報収集が必要。</li> <li>・他機関との連携については、関係する機関との連携を深めるための対応(例えば警察に障害特性理解の研修の出席講座をする、定期連絡会を開催する)を具体的に構築する必要がある。</li> </ul>	

#### ⑤ 人材(確保・養成)

人材(専門性)	
人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>●給与水準のUPと育成・研修システム等の整備</li> <li>●医療的ケアができる看護師などのスタッフの確保</li> <li>●市が必要人員数を明確化、確保計画の立案</li> <li>●相談員を出す事業所への支援体制</li> <li>●地域生活支援拠点看護師による地域フォロー体制の確保</li> <li>●支援拠点看護師採用への費用サポート</li> <li>●緊急対応特命支援チームの編成・登録(拠点周辺の行政・医療機関・介護施設・ヘルパー事業所・相談支援事業所等で構成)</li> <li>●相談支援専門員の増員(育成)</li> </ul>
人材の養成	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の体制づくりを任せられるコーディネーターの育成</li> <li>●支援力のアップ研修</li> <li>●危急対応職員の全市レベルでの育成</li> <li>●医的ニーズに対応するための介護職の養成(喀痰吸引可能)を福祉医療施策として行政主導での展開</li> <li>●強度行動障害者支援者の養成を行政主導での展開</li> </ul>
人材の連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>●医師会等との連携で個人医を活用できるような仕組み作り</li> <li>●往診・基幹病院との橋渡し</li> <li>●医療連携体制の整備</li> <li>●地域包括ケアシステムとの連携</li> </ul>
地域生活支援拠点に求められる具体的な機能	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材育成のための研修・会議スペース</li> <li>・専門的な支援を行うための実習の受け入れ(art)</li> <li>・研修の実施(強度行動障害者支援者養成研修(基礎・実践)、喀痰吸引、同行支援等、各種専門性アップのための研修会の開催(資格研修については指定を取る)</li> <li>・常勤看護師の配置や訪問看護の実施</li> <li>・緊急対応特命支援チーム(拠点周辺の関係者で構成)</li> <li>・障害分野に明るい嘱託医の配置</li> <li>・緊急時に対応できる人材(ただし労働環境・条件には十分に配慮する必要がある)</li> </ul> <p>《課題・留意事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給与水準のアップについては各法人ごとに雇用条件は異なっており、かつ経営努力に標準的水準を確保している法人もあることから一律に給与アップについて本部会で検討することには慎重に対応すべきである。</li> <li>・研修については基幹相談センターが担うべき分野もことからその機能の全てを拠点に求めるかどうかはさらに議論が必要</li> </ul>	
その他の機能、求められるもの	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談員の育成に関しては基幹相談センター、圏域相談支援事業を有効に活用する。</li> <li>・地域包括ケアとの関係は常に指摘されているが具体的に検討会や会議の場面に障害関係者が参画しているか?さらには福祉課と高齢者支援課との間ではどのようなやりとりになっているか?確認が必要。</li> </ul>	

## ⑥ 体験

<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;"> <h3 style="margin: 0;">体験</h3> <p style="margin: 0;">(一人暮らし・グループホームの体験利用など)</p> </div>	
短期入所の体験利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ショートステイでの体験</li> <li>●短期入所を家からの自立訓練として活用</li> </ul>
グループホームの体験利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>●グループホームや一人暮らしの体験利用ができる施設の整備</li> </ul>
一人暮らし体験	<ul style="list-style-type: none"> <li>●体験利用できる場所の確保(アパート借上げ等)</li> <li>●公営住宅の一人暮らし体験枠の活用</li> <li>●シェアハウス展開に向けた制度化(遊休施設の再利用)</li> <li>●シェアハウスなどへの住込み職員による支援体制の確保</li> <li>●障害者専用賃貸住宅をマンスリーで賃貸できる仕組みを構築し、そこで体験(ヘルパー、相談員が対応)</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●体験利用枠・システムの整備</li> <li>●安価な料金での体験利用</li> <li>●体験利用の賃貸料支払いには、無利子、無担保、無保証人の「貸付基金」を創設</li> <li>●自分が住まない所で体験は効果が薄い(環境が異なるとリセットになるため)</li> </ul>
<b>地域生活支援拠点に求められる具体的な機能</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●少なくとも4床以上の短期入所事業の実施</li> <li>●地域生活支援拠点グループホーム併設型に体験型を整備</li> <li>●一人暮らしや2人等の住まいにおけるサポート(地域定着支援が有効か?)</li> <li>●地域生活支援拠点を通過した方のサテライト型グループホームの設置、サポート。</li> </ul> <p>《課題・留意事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●短期入所については拠点のみはその機能を求めるのではなく、上越市全体で短期入所の床数を確保する必要があり、そのことで全体の短期入所に余裕が生まれ、体験型利用が促進されるものと思われる。</li> <li>●体験型グループホームについてはグループホームが空いている場合に活用できるが満床の場合には体験利用が困難なことも予想される。</li> <li>●「体験利用専門」の居室の確保は体験利用者が確保できない場合に法人負担が大きいため配慮が必要(空床利用型短期入所などの対応が可能かどうか確認が必要)</li> </ul>	
<b>その他の機能、求められるもの</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●「シェアハウス」のイメージをもう少し詳しく(グループホームとはイメージが違うのか?)</li> <li>●「遊休施設のシェアハウス」とはどのようなイメージか?</li> <li>●「安価な料金」の範囲(どのくらいか?) (成人だと実質利用料が無料になるか、食費や室料などの減免が必要という意味か?)</li> <li>●障害者の仕組みの構築における行政の役割は何か?(法人の取り組みとしてできない範囲(どこか?)</li> </ul>	

## ⑦ その他必要な支援

<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;"> <h3 style="margin: 0;">その他必要な支援</h3> </div>	
地域特性への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域差が出ないように様々なサービスをどの地域でも受けられる体制</li> <li>●降雪期に配慮した支援体制</li> <li>●地域担当制とバックアップ体制整備による対応職員の育成</li> </ul>
通所サービスの拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活介護またはそれに類する機能を有する事業所</li> <li>●地域活動支援センター的な施設の整備</li> </ul>
移動支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ヘルパーが複数人に対応できる体制</li> <li>●必要なときに移動支援が受けられる制度</li> </ul>
補助金制度の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国県補助金で対応できない、施設改修補助金の検討</li> <li>●地域生活支援拠点整備補助金の新設(国への要望)</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護施設との連携</li> <li>●地域の体制づくりを任せられるコーディネーターの配置</li> <li>●地域包括ケアシステムとの各種連携の整理と体制確保</li> <li>●視覚障害者の代わりに郵便物を見て対応してくれる人</li> </ul>
<b>地域生活支援拠点に求められる具体的な機能</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域生活支援拠点に集約されている各サービスの調整を行うコーディネーターの配置。</li> <li>●既存の社会福祉施設整備補助金とは別の地域生活支援拠点に特化した補助事業創設の国への要望</li> <li>●地方創生予算や農林水産系に地元木材を活用した公共施設補助金などの活用も検討するべき。</li> <li>●高齢障害者や重度障害者のための地域生活支援拠点のごく近隣や同一敷地内、あるいは同一建物内の通所施設の整備</li> <li>●地域生活支援拠点に通所施設を併設、もしくは近隣敷地での通所施設の整備</li> <li>●地域活動支援センターの整備</li> </ul> <p>《課題・留意事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●降雪期への配慮では住まいの場については特に夜間の訪問が難しくなることを想定した整備が必要。</li> <li>●地域差が出ないように拠点整備が求められる</li> </ul>	
<b>その他の機能、求められるもの</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●「移動支援の充実」については移動支援部会の議論を注視。</li> <li>●地域包括ケアとの関係は常に指摘されているが具体的に検討会や会議の場面に障害関係者が参画しているか?さらには福祉課と高齢者支援課との間でどのようなやりとりになっているか?確認が必要。(再掲)</li> <li>●視覚障害の方の郵便物の確認は居宅介護等事業の「家事援助」で対応できるものと思われる。</li> </ul>	

(2) 拠点に求められる機能の整理

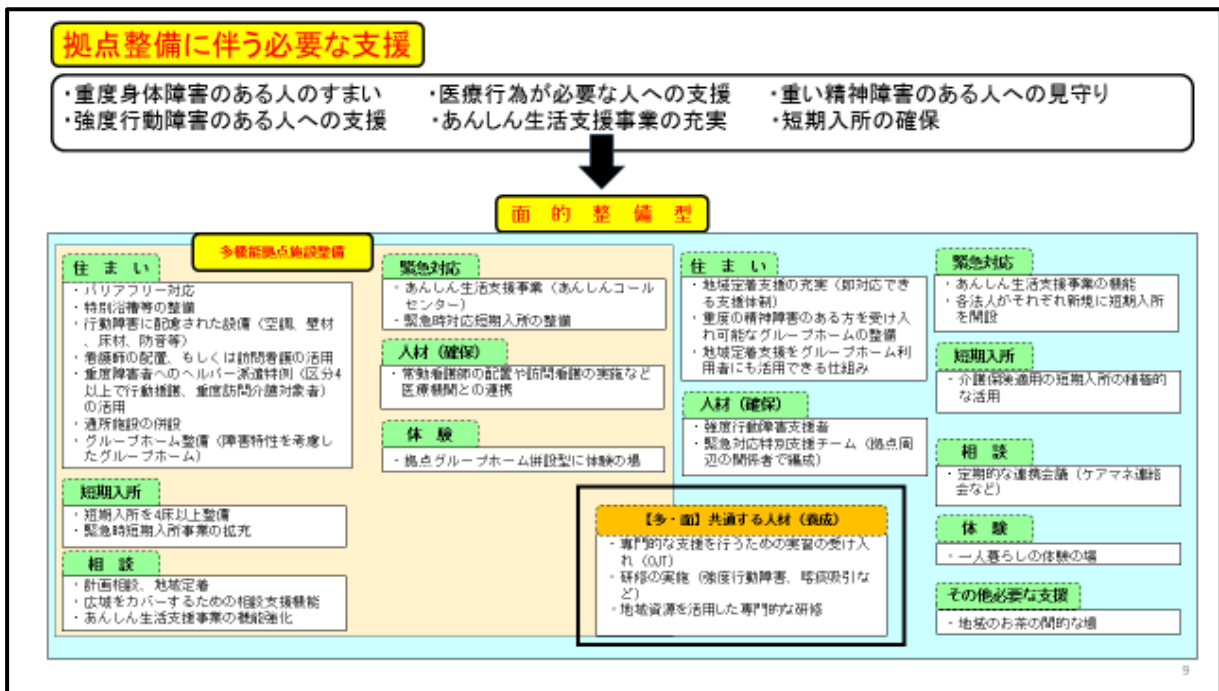
次に、検討会で挙げた意見を更に絞り込み、多機能拠点整備型と面的整備型の2つの整備パターンに分けて、整理しました。

上越市地域生活支援拠点に求められる具体的な拠点機能

項目	多機能拠点整備型	面的整備型
住まい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バリアフリー対応</li> <li>・特別浴槽等の整備</li> <li>・行動障害に配慮した整備（空調、壁材、床材、防音等）</li> <li>・看護師の配置、もしくは訪問看護の活用</li> <li>・重度障害者へのヘルパー派遣特例（区分4以上で行動援護、重度訪問介護対象者）の活用</li> <li>・通所施設の併設</li> <li>・グループホーム整備（障害特性を考慮したグループホーム）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域定着支援の充実（即対応できる支援体制）</li> <li>・重度の精神障害のある方を受け入れ可能なグループホームの整備</li> <li>・地域定着支援をグループホーム利用者にも活用できる仕組み</li> </ul>
短期入所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短期入所を4床以上整備</li> <li>・緊急時短期入所事業の拡充</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険適用の短期入所の積極的な活用（基準該当施設の空床利用型など）</li> </ul>
相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画相談、地域定着</li> <li>・広域をカバーするための相談支援機能</li> <li>・あんしん生活支援事業の機能強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な連携会議（ケアマネ連絡会など）</li> </ul>
緊急対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あんしん生活支援事業（あんしんコールセンター）</li> <li>・緊急時対応短期入所の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あんしん生活支援事業の機能</li> <li>・各法人がそれぞれ新規に短期入所を開設</li> </ul>
人材（確保・養成）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門的な支援を行うための実習の受け入れ（OJT）</li> <li>・研修の実施（強度行動障害、喀痰吸引など）</li> <li>・常勤看護師の配置や訪問看護の実施</li> <li>・医療機関との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・強度行動障害支援者</li> <li>・緊急対応特命支援チーム（拠点周辺の関係者で編成）</li> </ul>
体験	<ul style="list-style-type: none"> <li>・拠点グループホーム併設型に体験型を整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一人暮らしの体験の場</li> </ul>
その他必要な支援		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のお茶の間の場</li> </ul>

### 3. 上越市地域生活支援拠点に求められる拠点機能

検討の結果、重度身体障害のある人のすまい、医療行為が必要な人への支援、重い精神障害のある人への見守り、強度行動障害のある人への支援、あんしん生活支援事業の充実、短期入所の確保の6つの支援が必要であり、これら6つの支援を実現するために、多機能拠点整備型と面的整備型の両面から上越市地域生活支援拠点に求められる拠点機能を整理しました。



## 第7章 事業実施の結果及び今後の課題・方針（予定）

### 1. 事業実施の結果

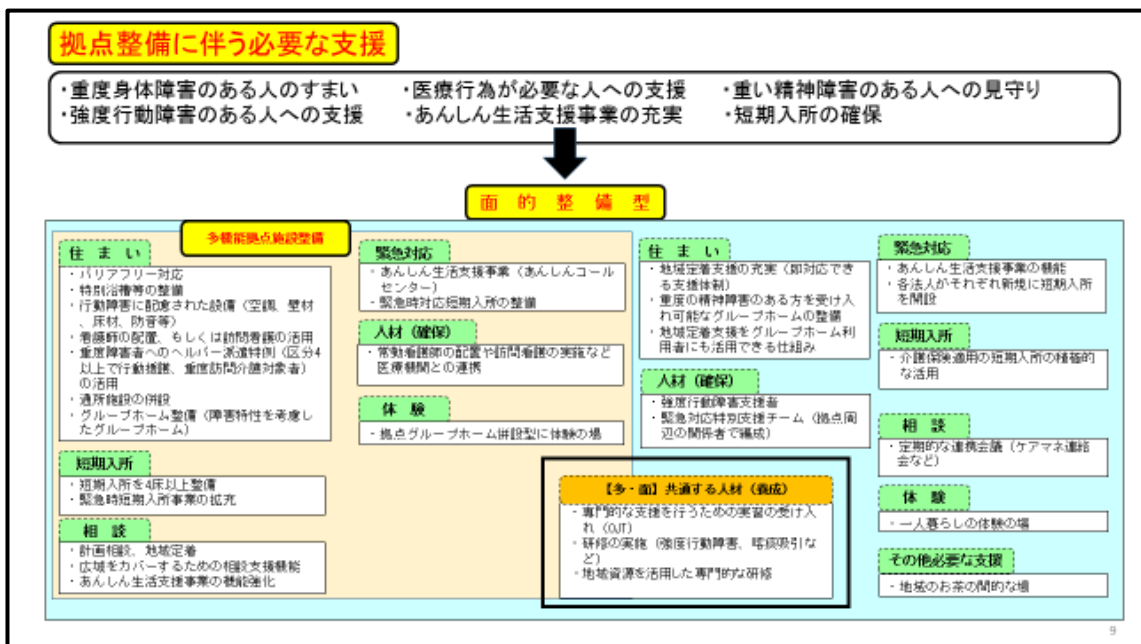
#### (1) 事業実施の結果

平成27年度におけるモデル事業を通じて、地域生活支援拠点整備について検討を行い、地域生活支援拠点等の整備パターン、地域生活支援拠点に求められる機能等について、最終的に次の2つに整理しました。

#### ① 上越市における拠点整備型（多機能拠点整備型＋面的整備型）の決定



#### ② 拠点整備の際に求められる具体的な機能の決定





## (2) 事業実施の効果

### ① 地域生活支援拠点整備の制度の周知

国の第4期障害福祉計画に係る基本指針の見直しで、地域生活支援拠点整備の方向性が示され、平成26年度に策定した上越市障害者福祉計画において拠点整備の推進を掲げていますが、関係の障害福祉事業所や行政機関等においても、理解が深まっていないことが課題でありましたが、このたびのモデル事業の実施により、講演会の開催や自立支援協議会などで協議を重ねることによって、制度の周知や理解を深めることができ、拠点整備の機運の醸成に繋がりました。

### ② 具体的な拠点機能の決定

地域生活支援拠点を整備する際の具体的な拠点機能について決定しましたが、当モデル事業において議論した意見を踏まえ、さらに広く関係法人等と議論を深め、合意形成を図って、上越市における地域生活支援拠点整備の実現を目指します。

## 2. 今後の課題

地域全体で障害のある人を支える仕組みを構築していく上で、クリアしなければならない課題は少なくありませんが、今後さらに検討等が必要となる大きな課題として、次の2つを挙げ課題解決に向けて、取り組む必要があります。

- 看護師の確保
- 医療機関との連携

## 3. 今後のスケジュール（予定）

### ●平成28年7月から

- ・関係の社会福祉法人や医療法人の代表者会議を開催し、地域生活支援拠点整備について、さらに議論を深め、合意形成を図る。

### ●平成29年度以降

- ・多機能拠点整備型の整備の意向を持つ事業所（法人）を選定する。
- ・面的整備型について、市内の関係障害福祉事業所や医療機関等の役割分担を明確にし、連携を図りながら、地域全体で障害のある人を支える仕組みを構築していく。
- ・関係の事業所は、国の社会福祉施設等施設整備費補助金などの補助金を活用しながら施設整備を計画的に実施していく。

地域生活支援拠点等整備推進モデル事業  
実績報告書



京都市

## <目次>

1. 京都市の概要	.....	p. 3
2. 事業目的	.....	p. 3
3. 事業実施主体	.....	p. 4
4. 事業要旨	.....	p. 4
5. 地域生活支援拠点等の整備の種類	.....	p. 5
6. 事業内容	.....	p. 5
7. 必要な機能の具体的な実施内容	.....	p. 5
8. 事業実施の結果及び今後の課題・方針（予定）	.....	p. 7

## 京都市障害者24時間相談体制構築モデル事業の実施（障害者地域生活支援拠点の設置）について

### 1 京都市の概要（平成28年5月1日現在）

人口 1,475,125人

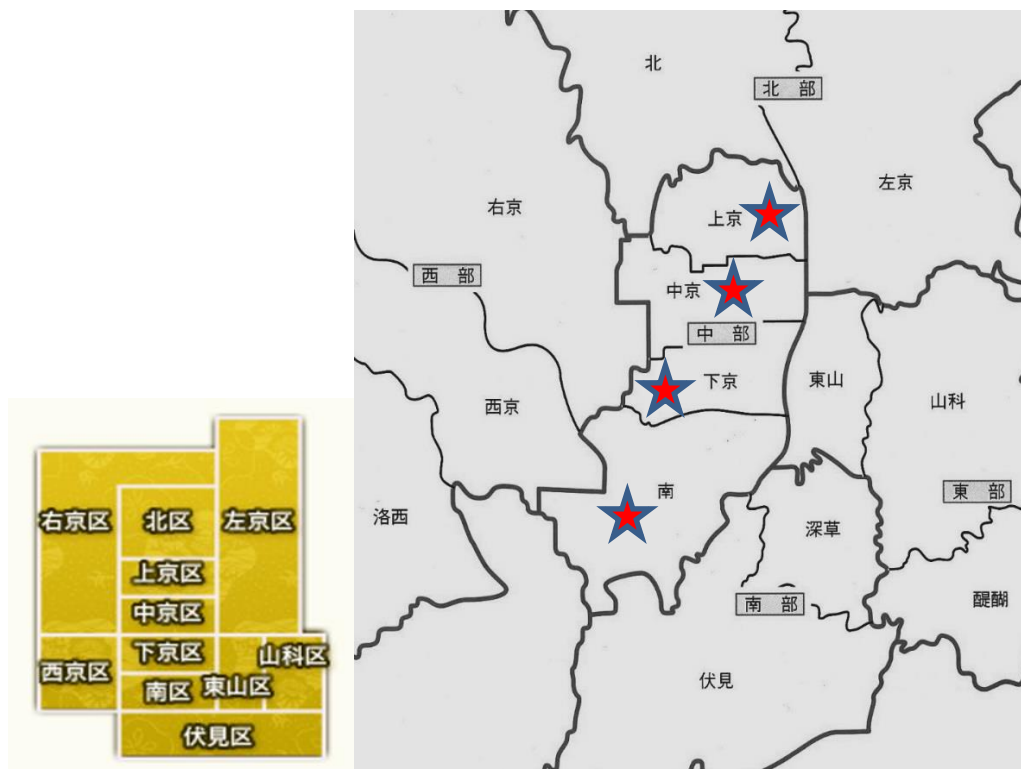
世帯 710,947世帯

面積 827.83km<sup>2</sup>

障害福祉サービス利用者数 10,817人

障害者地域生活支援センター 市内に15箇所設置（5圏域に3箇所ずつ）

★モデル事業実施区 中部圏域の上京区、中京区、下京区、南区



### 2 事業目的

第4期京都市障害福祉計画（計画期間平成27年度から平成29年度の3年間）において、国の定める基本指針を踏まえ、「障害者の地域生活の支援」として障害者地域生活支援拠点の整備を、成果目標として掲げている。

本市においては、障害のある方の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を切れ目なく提供する地域生活支援のた

めの拠点を整備することを目的に「京都市障害者24時間相談体制構築モデル事業」を実施し、障害のある方の一層の安心の確保に着手しながら、ニーズの精査を行い、その後の障害者地域生活支援拠点のあり方を検討していくものである。

### 3 事業実施主体

設置先 京都市中部障害者地域生活支援センター「なごやか」  
 所在地 京都市中京区壬生仙念町30番地  
 京都市地域リハビリテーション推進センター1階

### 4 事業要旨

地域生活支援拠点の5つの機能のうち、主に「相談」と「緊急時の受入」のコーディネートを担うものとして、「京都市障害者24時間相談体制構築モデル事業」を平成27年6月から開始した。市内中心部の中部圏域（上京区，中京区，下京区，南区）を対象に、障害者地域生活支援センター「なごやか」に地域生活支援拠点を設置し、身体障害，知的障害，精神障害及び難病等の方からの土日祝日・年末年始における相談対応を行うとともに、特に緊急時に福祉サービスの利用調整の必要の高い方に対して、地域生活支援拠点の相談員があらかじめ関係機関の役割分担等を記載した「緊急対応プラン」※<sup>1</sup>の作成を行っている。 ※1別紙1参照

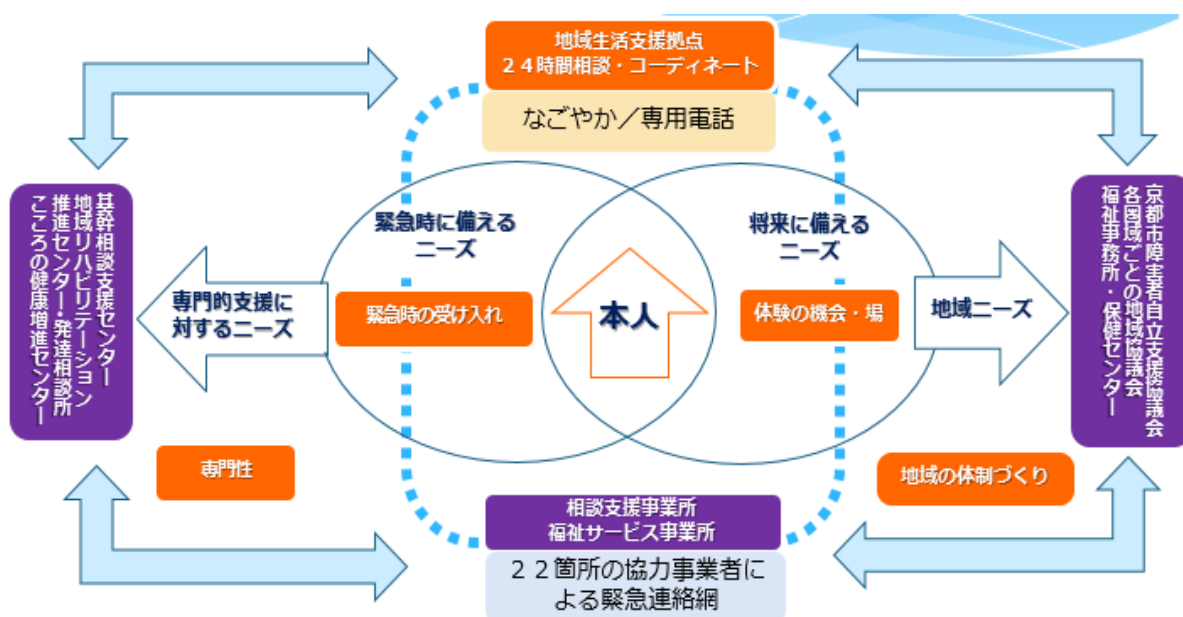
なお、深夜・早朝等の時間帯における相談体制を確保する「相談受付専用電話」については、平成28年7月30日から運用を開始する予定。

#### <24時間相談体制モデル事業>（28年7月からの実施予定分も含む）

	平日（月～金）	土日祝日等
8:30	専用電話（28年7月～） ◆個別相談（電話） ～8:30	専用電話（28年7月～） ◆個別相談（電話） ～11:00
11:00	福祉事務所 保健センター — 8:30～17:15	支援拠点（27年6月～） ◆個別相談（電話・来所（訪問）） ◇一般相談（電話・来所） 11:00～19:00
17:15	地域生活支援センター 11:00～ 19:00	
19:00	専用電話（28年7月～） ◆個別相談（電話） 19:00～	専用電話（28年7月～） ◆個別相談（電話） 19:00～

## 5 地域生活支援拠点等の整備の類型

既存の障害者地域生活支援センターに機能付加し、地域における複数の機関が機能を分担して担うことで、効果的に事業を実施する「面的整備型」を採用している。



## 6 事業内容

平成26年度以降、京都市障害者自立支援協議会（年3回）、障害者地域生活支援センター連絡会議（年3回）で事業のあり方や進捗状況等について議論。親の会等の障害者団体（8団体）へのヒアリング、緊急短期入所委託先へ事業説明を行い、意見交換を行った。そのなかで、実施圏域の拡大を含めた本格実施の時期や、福祉サービスや相談支援事業所との連携、受け入れ先としての社会資源の充実等について課題があがった。

また、京都府山城北保健所主催の講演会に講師として参加した。

なお、京都市障害者自立支援協議会は当室を含め、5圏域の地域協議会の会長及び事務局長、事業者代表、社会福祉協議会、市関係機関から合計27名が参画している。障害者地域生活支援センター連絡会議は市内15箇所の支援センターの所長が参画している。

## 7 必要な機能の具体的な実施内容

### (1) 相談

登録者ごとに作成する「緊急対応プラン」に基づき、緊急時には相談支援事業所と連携して、短期入所の調整・移送や訪問系事業所による在宅介護のコーディネート等の相談支援を行う。

支援が必要と見込まれる方に対して、福祉事務所、保健センター及び障害者団体を通じて登録を勧奨し、56名の登録（平成28年3月末時点）がある。

※相談内容のイメージ

- 土日祝日・年末年始に、介助されている家族に体調不良が起きたり、急な予定ができたときに、緊急に障害福祉サービス利用の相談をしたい場合
- 障害のある方の高齢化や重度化、介助されている家族の高齢化等により、将来的に、24時間の緊急対応が必要になる場合

(平成28年7月～実施予定)

事業の枠組みを「個別相談」と「一般相談」に分けて実施

①個別相談

登録者ごとに作成する「緊急対応プラン」に基づき、障害福祉サービスの利用調整等を含めた相談に応じる。

＜事業対象者＞次のいずれかに該当し、登録に必要な個人情報を支援拠点に提供することに同意のある方

- ・単身で在宅生活する重度障害者（障害支援区分4以上の者）
- ・高齢の御家族のみと在宅生活する重度障害者（障害支援区分4以上の者）
- ・在宅生活する重度障害児童（重度障害者等包括支援の度合いにある児童）の保護者

②一般相談

登録者以外からの急を要する相談に対し、電話での相談・助言を行う。

(2) 体験の機会・場

障害のある方の地域生活を支援するため、順次、グループホームの増設を図っており、体験利用にも活用している。登録者本人や家族の将来を見据えた個別のニーズの把握を進めており、適切な体験の機会や場等の提供につなげていく。

また、緊急時の短期入所利用のニーズの把握により、事前の体験入所の実施にもつなげていく。

(3) 緊急時の受け入れ・対応 ※別紙2参照

登録者については、障害者地域生活支援拠点の相談員が個別に家庭訪問を行い、障害・疾病等の状況や、つながりのある機関、緊急連絡先を聞き取った上で、ニーズに応じて具体的な対応方法を記載した個別の「緊急対応プラン」を作成し、電話や来所（又は訪問）による相談を行う際に活用する。また、緊急のサービス提供に備え、圏域内で24時間対応を行っているサービス提供事業者に協力依頼を行い、24時間の緊急連絡網のネットワークづくりに取り組んでいる。さらに、つながりのある機関がない登録者については、事前に緊急連絡網を構成するサービス提供事業者の中から1箇所を選定し、「緊急対応プラン」に位置づける。

(4) 専門的人材の確保・養成

障害者地域生活支援拠点には、コーディネーターとして社会福祉士等の相談員を配

置し、専門的人材を確保している。

地域で支援に従事する者の専門性の向上に向けた取組に関しては、本市のこれまで積み上げて来た様々な取組との連携を図っている。

- ・基幹相談支援センターによる相談支援専門員向けスキルアップ研修
- ・京都市障害者自立支援協議会における医療的ケアの円滑な提供体制整備のための検討及びマニュアル作成
- ・京都市地域リハビリテーション推進センターにおける医療的ケア研修等の地域リハビリテーション推進研修や、事業者職員に対し介助・支援を指導する障害福祉サービス事業所等訪問支援事業

加えて、事業実施によるニーズの精査等を踏まえ、地域における指定特定相談支援事業所の相談支援専門員等に向けて、短期入所事業所等との調整方法その他緊急時の対応方法に係る研修や、マニュアルの作成等を行う。

#### (5) 地域の体制づくり

「緊急対応プラン」を通じて作り上げる個別の支援ネットワークと、地域の支援を行う者と専門性を有する機関とのスキルアップのためのネットワークを、地域全体の支援のネットワークに広げていくことを目指していく。

そのためには、障害者地域自立支援協議会等を活用して事業についての検討を重ね、地域における円滑かつ適正な相談支援体制及びサービス提供体制の整備を図っていく。

### 8 事業実施の結果及び今後の課題・方針（予定）

平成27年度は、登録者への訪問・連絡調整を行い「緊急対応プラン」を作成することで個別ニーズの把握に努めてきたが、緊急時の対応が必要な事例は生じなかった。今後、登録者の個々のニーズに応じた緊急対応を検証する中で、夜間・早朝を含めた緊急時における円滑な支援を実施するための体制構築や、将来に備えた住まいの場の充実と体験の機会・場の確保、地域のネットワークづくり等に係る地域ニーズを抽出し、京都市障害者地域自立支援協議会等で事業の在り方を検討することとし、障害のある方が住み慣れた地域で心豊かに、安心して暮らすことができるよう、自立した地域生活を促進していく。



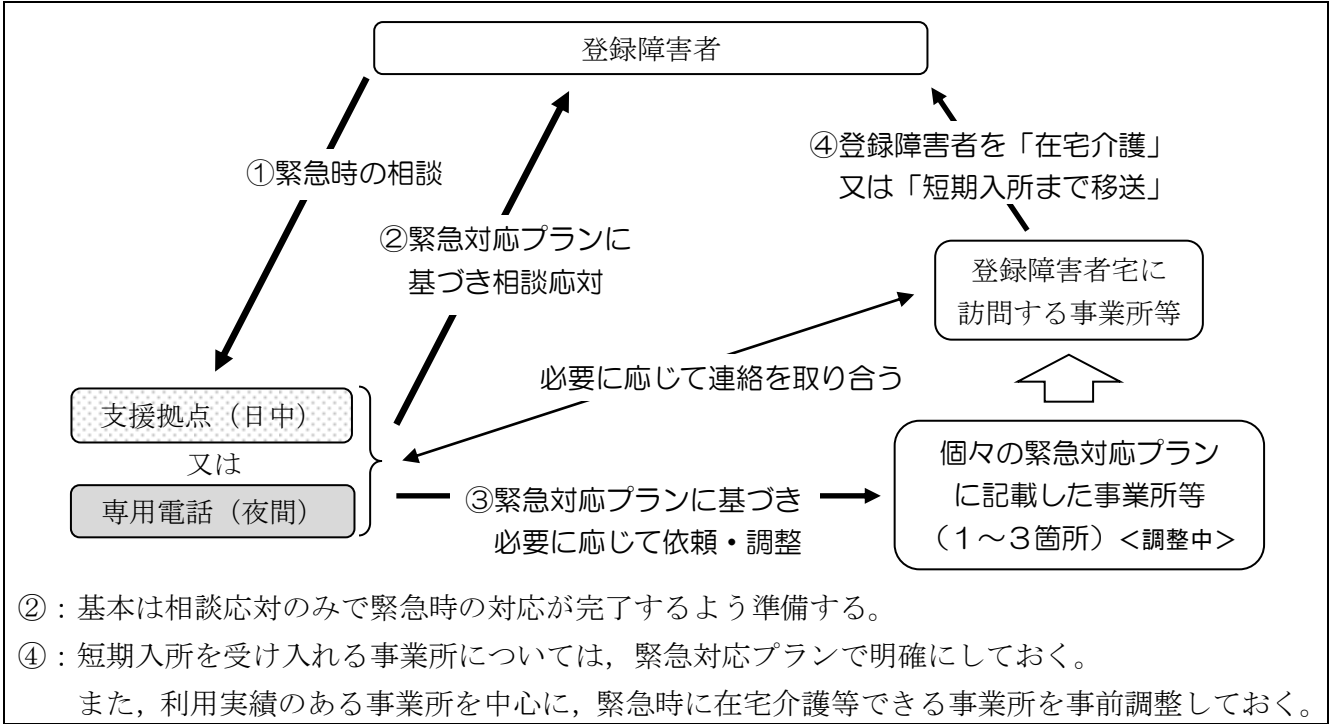


地域生活支援拠点対象者 プラン【週間予定表】

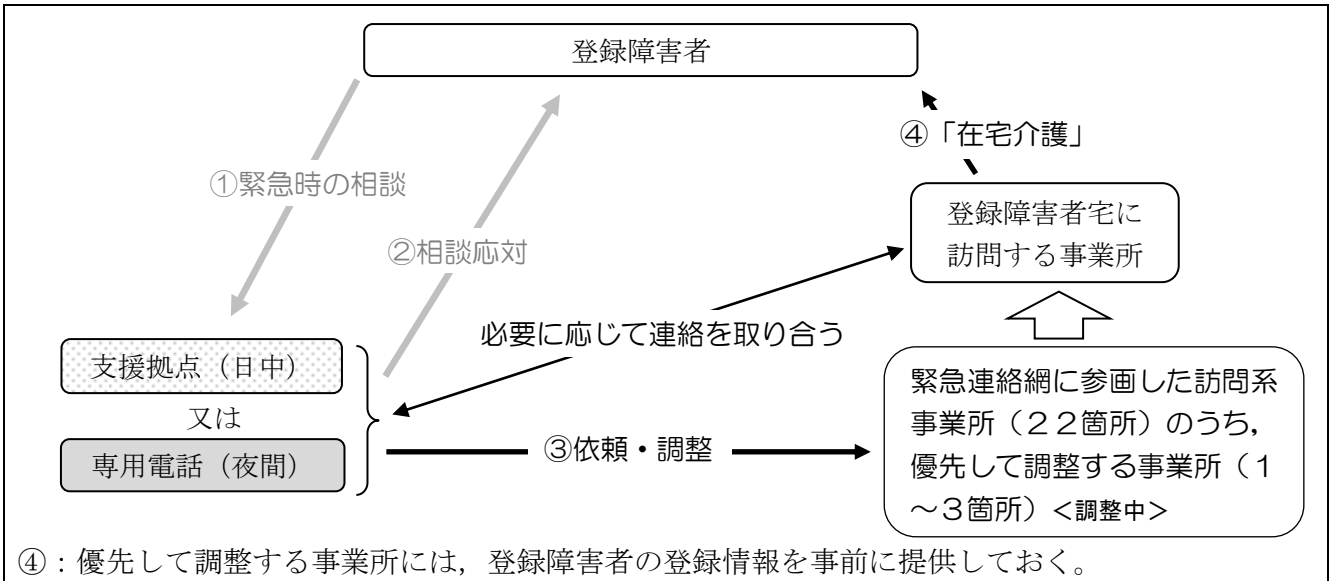
利用者氏名		相談支援事業者名	京都市中部障害者地域生活支援センター「なごやか」	作成担当者名	
-------	--	----------	--------------------------	--------	--

	月	火	水	木	金	土	日・祝	主な日常生活上の活動
6:00								週単位以外のサービス
8:00								
10:00								
12:00								
14:00								
16:00								
18:00								
20:00								
22:00								
0:00								
2:00								
4:00								

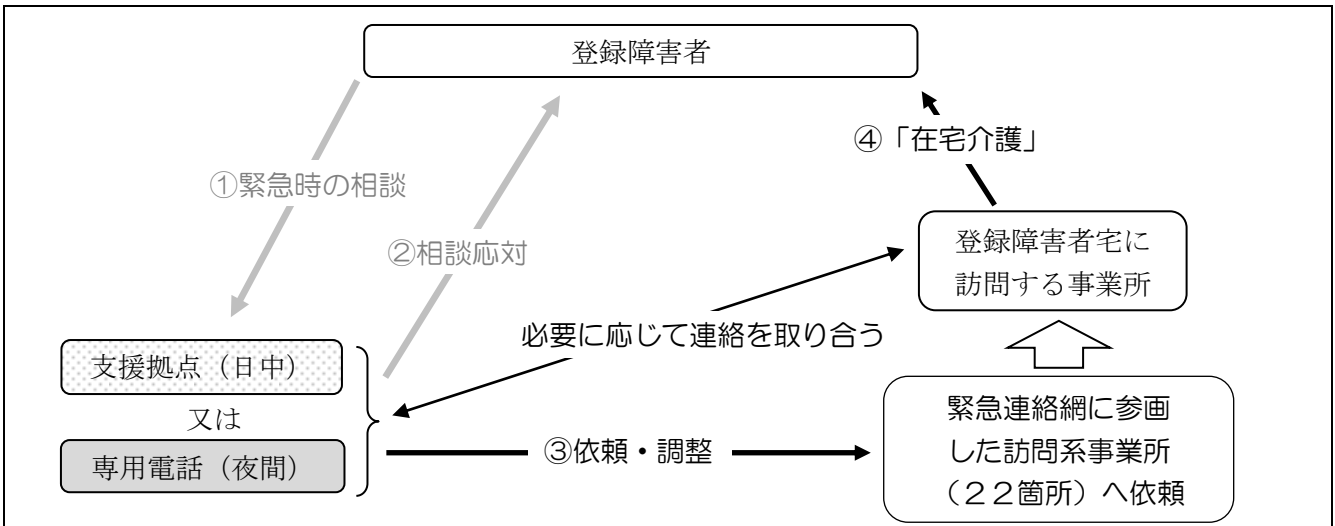
【図1】緊急時の流れ



【図2】緊急対応プランに記載した事業所等・短期入所が入れない場合



【図3】さらに、優先して調整する事業所が入れない場合



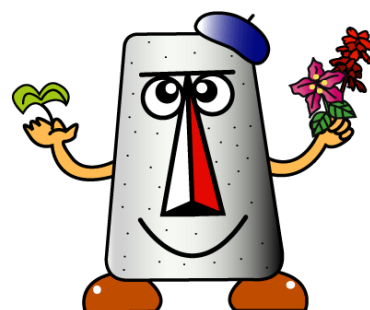
# 宇部市 地域生活支援拠点等整備推進モデル事業

## 事業報告書



平成28年3月

山口県 宇部市



宇部市イメージキャラクター

チョコクン

# 目 次

## ■宇部市の紹介

1. 位置・自然	2
2. 歴史・特徴	
3. 人口・世帯数	3
4. 面積	
5. 障害者手帳の交付者数	

## ■事業目的及び事業実施主体

1. 事業の目的	4
2. 事業の推進体制	
3. 実施主体	

## ■事業要旨

1. 課題の設定	5
2. 第4期宇部市障害福祉計画の位置づけ	

## ■地域生活支援拠点等の整備の類型

## ■事業内容

1. 課題の設定	8
2. 事業の推進体制	
3. 事業の主な内容	9

## ■必要な機能の具体的な実施内容

1. 対象とする障害者像の設定	11
2. 「地域生活支援拠点」の構想	

## ■事業実施の結果及び今後の課題・方針（予定）

1. 受け入れ体制上の限界	15
2. 事業運営上の課題	16
3. 面的整備の充実に向けて	

※ 本報告書は、委託業者が作成し、本市に提出した実績報告書を再構成したものです。  
よって、内容は「あったらいいな」という仕組みの構想も含まれています。

# 宇部市の紹介

## 1. 位置・自然

宇部市は、本州西端の山口県の南西部に位置し、西は山陽小野田市、東は山口市、北は美祢市に接し、南は瀬戸内海に面しています。

交通環境を見ると、鉄道は山陽本線及び宇部線が東西に走り、高速道路は山陽自動車道が市の中央部を横断し、海浜部には重要港湾である宇部港があり、山口宇部空港も市街地に近い位置にあるなど、陸海空それぞれの交通環境が整っています。

気候は、温暖で、雨が比較的少ない典型的な瀬戸内海式気候で、市中央部以北の丘陵地には豊かな自然があふれ、様々な動植物が生息しています。また、南は海に面していることから、山と海の幸にも恵まれています。市街地には真締川や厚東川が流れ、貴重な水辺環境を有しています。

## 2. 歴史・特徴

今日の宇部市発展の礎は、明治期以降の石炭産業の振興により築かれ、その後戦災により市街地の大半が焼失したものの、まちの再建にかける市民の熱意と戦後の復興景気とともに、順調な復活を遂げました。

その後、我が国のエネルギーの需要構造の転換にいち早く対応し、近代的な工業都市へと変ぼうを遂げ、現在も瀬戸内有数の臨海工業地帯を形成しています。また、石炭を基盤に化学工業が発展していたことから、高等工業学校を誘致し、それを契機に、現在も本市は、多くの高等教育機関を有しています。

その後、急激な工業化の進展に伴い生じた、ばいじん降下による大気汚染などの公害問題に対し、産官学民一体となった「宇部方式」による公害対策に取り組み、この環境改善を図った実績は、産業発展と市民福祉の調和を目指す先進的事例として広く知られるところとなり、平成9年（1997年）、これまでの環境の保護・改善への功績が高く評価され、国連環境計画（UNEP）から「グローバル500賞」を受賞しました。

この市民一丸となった自治精神の高揚とまちづくりへの情熱は、その後の都市緑化や公園整備など様々な分野に幅広い展開を見せ、特に彫刻によるまちづくりに関しては、国内有数の歴史と権威を誇る「UBEビエンナーレ」の開催を始め、市内随所への作品の設置など、宇部市固有の情景を醸成しています。

また、市内には、第三次救急医療機関である山口大学医学部附属病院をはじめ、数多くの医療施設が立地するとともに、他市と比較して市民一人当たりの病床数や医師等の医療関係資格者も多く、医療環境が充実しています。

### 3. 人口・世帯数

- 登録人口：169,360人（男：80,734人／女：88,626人）（平成27年末）
- 世帯数：78,933世帯（平成27年末）

### 4. 面積

286.65平方キロメートル

### 5. 障害者手帳の交付者数

	平成28年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度
身体障害者手帳	7,416人	7,510人	7,572人	7,493人
療育手帳	1,433人	1,402人	1,362人	1,324人
精神障害者手帳	1,162人	1,142人	1,101人	1,043人
合計	10,011人	10,054人	10,035人	9,860人



# 事業の目的及び事業実施主体

## 1. 事業目的

本事業は、障害者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、親元からの自立と1人暮らしの支援、緊急時の対応など、障害者が地域で安心して暮らせるよう、様々な支援を切れ目なく提供する「障害者の地域生活支援拠点」の仕組みを検討するものです。

そこで、障害者等の実態とニーズについてアンケート調査を実施するとともに、関係機関・団体等からのヒアリングを行うことで、宇部市における現状と課題を把握し、実情に応じた拠点等を整備していくための方策について検討し、「宇部モデルの地域生活支援拠点」の構築について提案することを目的としています。

また、本事業は事務局として社会福祉法人 南風荘に委託し、取りまとめ等を依頼している関係上、内容には「あったらいいな」という仕組みの構想も含まれています。

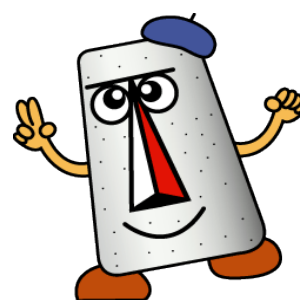
## 2. 事業の推進体制

事業推進に当たって、行政、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、医療機関、障害当事者団体、学識経験者等をメンバーとした準備委員会を設置しました。

## 3. 実施主体

宇部市

(委託先：社会福祉法人 南風荘)





# 事業要旨

## 1. 課題の設定

障害者等の実態とニーズについてアンケート調査を実施し、関係機関・団体等からのヒアリングを行うことで現状と課題を把握するとともに、すでに多くの障害福祉サービス事業所や専門相談窓口のあるなかで、支援のネットワークの隙間を埋めるための機能を1つの拠点に併せ持ち、既存のサービス等につなぐ役割を担うことによる、「宇部モデル」の支援拠点整備の提案を行うことを目的としています。

## 2. 第4期宇部市障害福祉計画の位置づけ

障害福祉計画の策定にあたって、障害者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援を進めるため、国の基本方針を踏まえつつ、①福祉施設の入所者の地域生活への移行 ②地域生活支援拠点等の整備 ③福祉施設から一般就労への移行等の数値目標を掲げており、その達成に向けて総合的・計画的に施策に取り組んでいます。

### ②地域生活支援拠点等の整備

#### 目標値

本市では、障害児・者の地域生活支援の強化を図るため、地域生活支援拠点等の整備に関して、次のように目標値を設定しております。

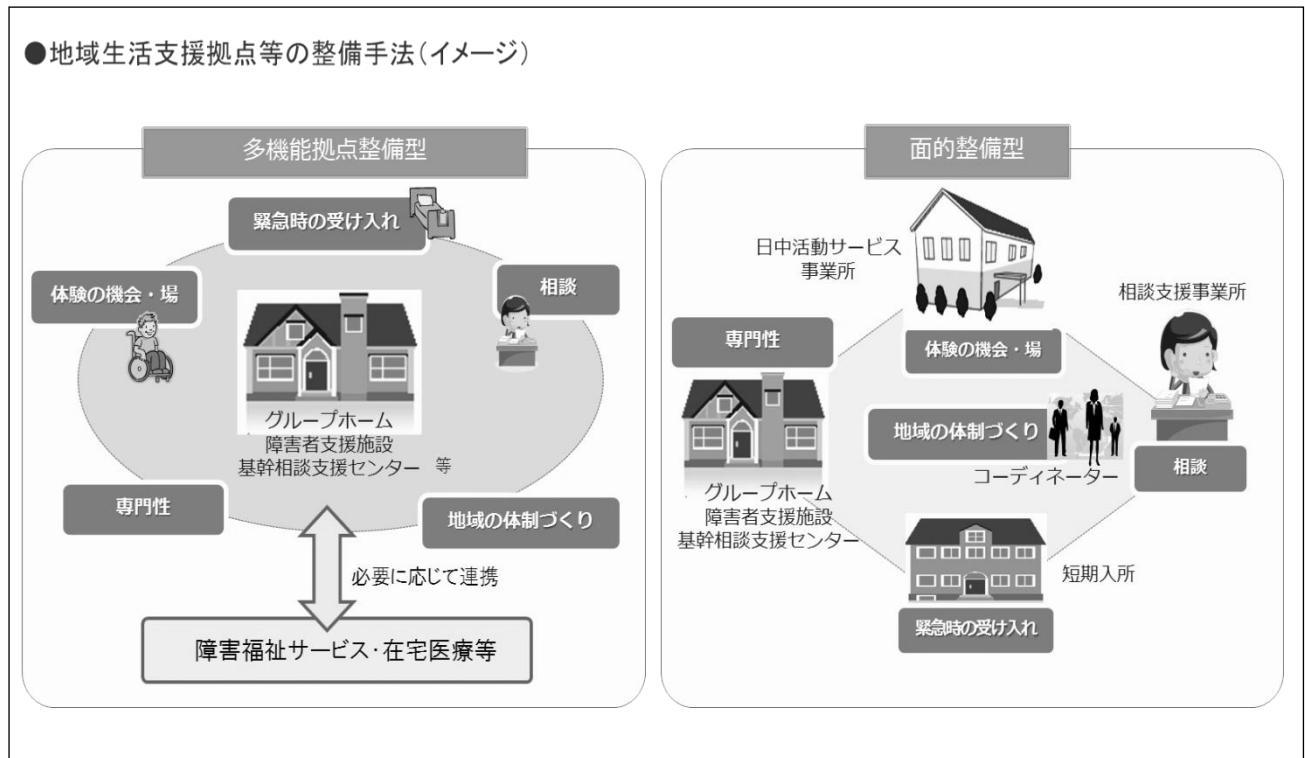
平成28年度末までに、地域生活支援拠点を市内に1か所以上整備。

## 地域生活支援拠点等の整備の類型

多機能型グループホーム（通称：おたすけ処ちよこサポ）は、「体験の機会・場」「緊急時の受け入れ・対応」という課題に対応して、3つの機能を併せもちます。①体験に特化した「ふれグループホーム」、②夜間・休日を問わず、電話での相談に応じる「とりあえず相談窓口」、③急な預かりに対応する「おたすけショートステイ」です。これらの機能は、委員会やヒアリングでの議論で明らかになったニーズであり、いわば現状の支援体制の隙間です。これらの機能を既存の施設・事業所に付加するのではなく、新たな拠点として整備します。それは、3つの機能を1つの「拠点」として併せ持つことで、効率的な運営が可能になると考えられるためです。

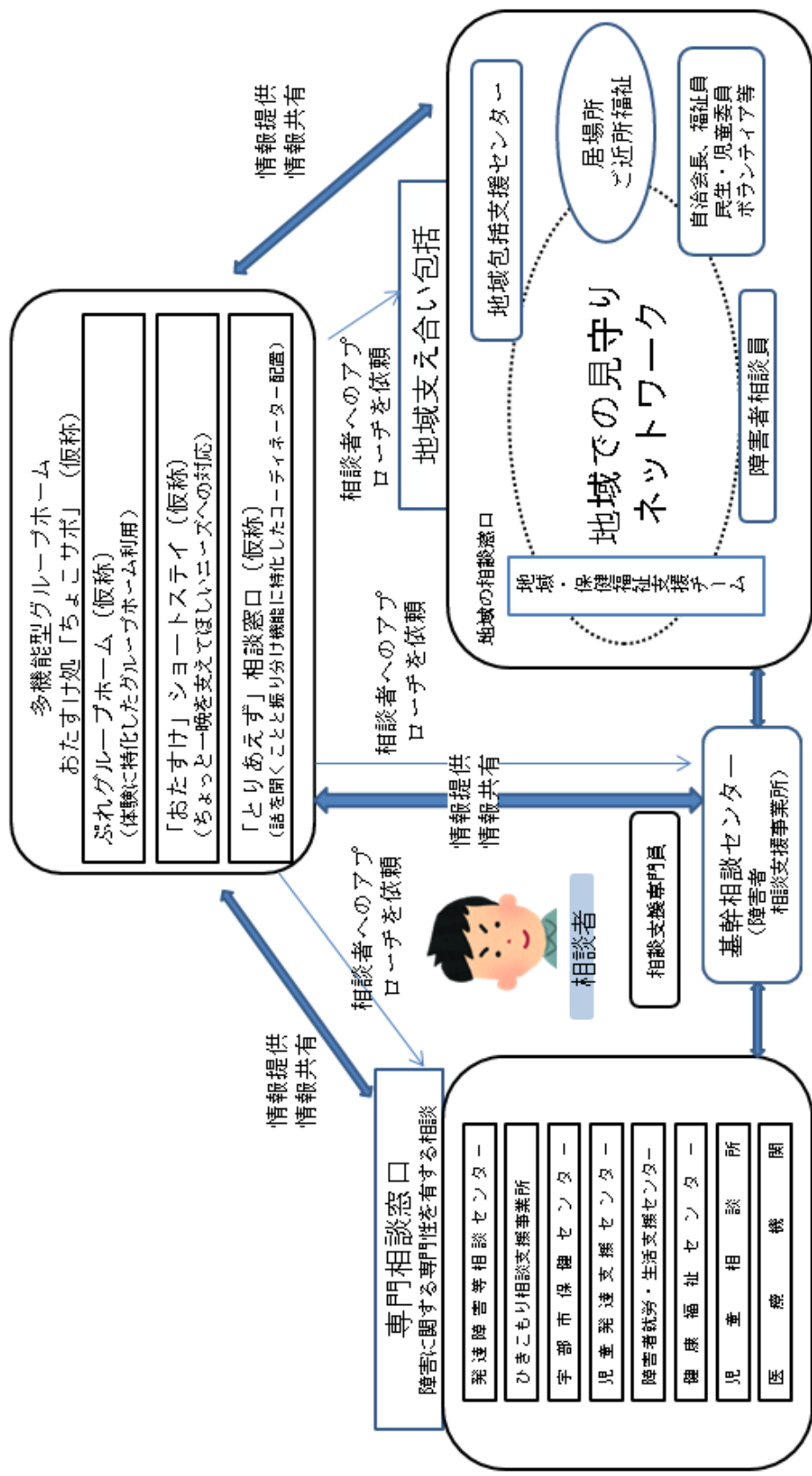
国においては、地域生活のための支援体制づくりとして、i 必要な機能を集約し、グループホームや障害者支援施設等に付加した拠点[地域生活支援拠点型]、ii 複数の機関が分担して機能を担う体制[面的整備型]という2つのモデルを示しています（下図参照）。本事業で提案するのは、既存の機関の機能を生かしつつ、そこから漏れるニーズに特化した「拠点」を新たにつくり、その拠点も一つの機関として、面的なネットワークを形成する、いわば折衷モデルです。

それは、宇部市ではすでに多くの事業所があり、またそれらをつなぐネットワークづくりもすでに取り組みされているからです。モデル事業として集約的な拠点や新たなネットワークを構想するのではなく、従来の仕組みの隙間を埋める拠点をつくることで「宇部方式」を強化します。



# 宇部市モデルの障害者地域生活拠点（案）

既存の機関の機能を生かしつつ、そこから漏れるニーズに特化した「拠点」を新たに作るとともに、その拠点も一つの機能として、面的なネットワークを作成する折衷型



# 事業内容

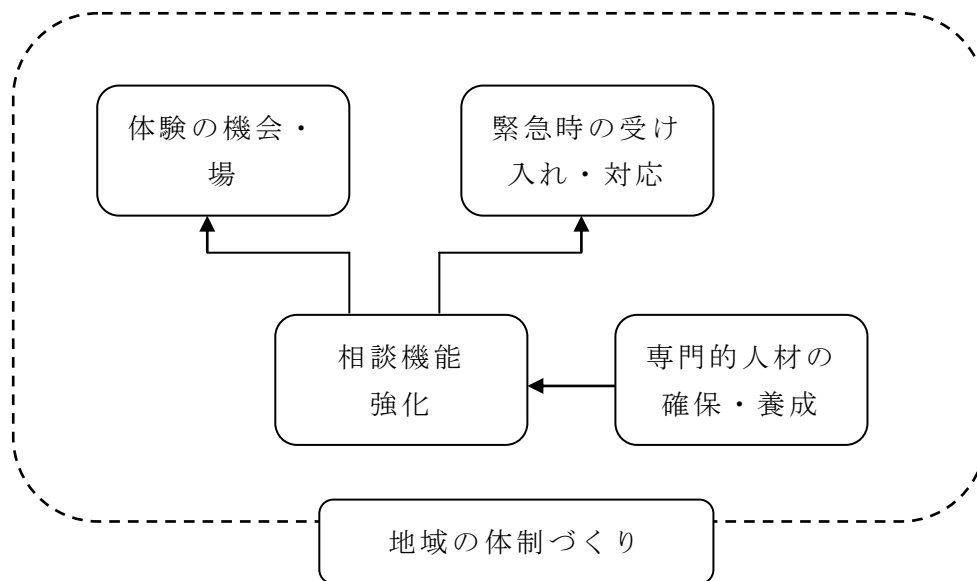
## 1. 課題の設定

国は「地域生活支援拠点等整備推進モデル事業」の実施要綱のなかで、障害者の地域生活を推進していくために必要とされている機能として、①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受け入れ・対応、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの5点を挙げています。その必要は宇部市においても同様ですが、これら5つの機能は並列的に議論できるものではないというのが準備委員会における協議の出発点です。

そこで、この5つの機能を以下のように整理します。

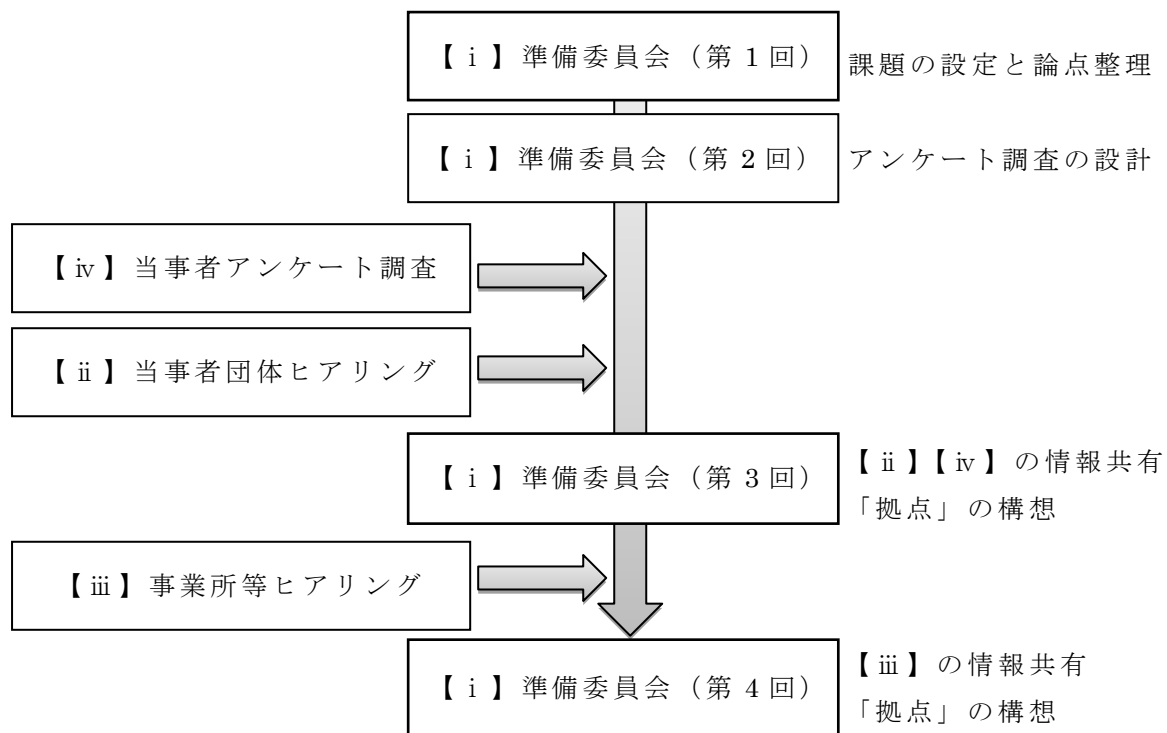
取り組むべき課題として、「体験の機会・場」、「緊急時の受け入れ・対応」を設定し、それを解決するために必要な機能として「相談」を位置づけます。さらに、その相談機能を強化するための「専門的人材の確保・養成」を検討します。

そのことが、「地域の体制づくり」につながるということです。このように考えると、「相談機能の強化」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」の内容は限定的になってしまいますが、今回のモデル事業としては、より実現可能性の高い提案を行うため、やむを得ないとしています。



## 2. 事業の推進体制

本事業を単純化すれば、上記の課題に関する論点を整理し、それを踏まえた「拠点」の構想を示すという、非常にシンプルな流れになります。論点整理のための手段として、【i】準備委員会での議論、【ii】当事者団体へのヒアリング、【iii】事業所等へのヒアリング、【iv】障害当事者及び家族（主な介護者）へのアンケート調査を行いました。



### 3. 事業の主な内容

#### 1) 障害者等の実態とニーズに関するアンケート調査

(実施期間)

平成 28 年 1 月 4 日 (配布) ~ 平成 28 年 2 月 12 日 (回答締切)

(調査対象)

障害者手帳所持者のうち下表に示す校区に居住する者 (ただし、70 歳以上は除く)  
および同居している介護者

(調査票配布数、回収数、回収率)

エリア	校区名	配布数 (人)	回答数 (人)	回答率 (%)
宇部市東部	川上	267	136	50.9
	東岐波	407	198	48.6
宇部市西部	厚南	258	91	35.3
	西宇部	242	85	35.1
宇部市北部	小野	37	18	48.6
	吉部	18	5	27.8
	厚東	49	21	42.9
	二俣瀬	32	13	40.6
	船木	133	46	34.6
	万倉	36	12	33.3
合計		1,479	625	42.3

2) 障害当事者等団体との意見交換会

(実施日時/場所)

平成 28 年 2 月 8 日 13:00~15:00 宇部市役所 第 2 会議室

(参加団体)

宇部市視覚障害者福祉協会	宇部市聴覚障害者福祉協会
宇部市腎友会	ひまわり会 (宇部ダウン症親の会)
南風荘後援会	特定非営利活動法人おひさま生活塾
在宅障害児・者と家族を支援する会	以上 7 団体 9 名 順不同

3) 障害福祉サービス事業所等との意見交換会 (研修会を含む)

(実施日時/場所)

平成 28 年 3 月 6 日 11:30~12:30 宇部市文化会館 2 階 第 1 研修室

(参加事業所)

生活支援センターふなき	ハイツふなき
特定非営利活動法人ときわ	特定非営利活動法人むつみ会
ろしゅうケアセンター集いの家	なごみヘルパーステーション
日の山のぞみ苑	セルプ南風
山口県立こころの医療センター	医療法人和同会片倉病院
	以上 10 施設 12 名 順不同

オブザーバー：厚生労働省社会 障害福祉課長補佐

# 必要な機能の具体的な実施内容

## 1. 対象とする障害者像の設定

「障害者」と一言と言っても、障害種別や程度、年齢、家族構成や就労の状況等によって「拠点」に求める機能は大きく異なるため、拠点を利用する対象は限定しないものの、実態を把握するための調査は事業の趣旨にそって、対象を絞り込みました。

年齢については、「障害者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据えて」という本事業の実施要綱に則り、既に高齢期にある者を除き、かつ介護保険への移行期を考慮して「70歳未満」としました。また体験的要素を重視して、18歳未満の児童も対象としました。

「障害者の範囲」としては、障害者手帳（身体・療育・精神）の所持者とします。障害福祉サービスの受給者とする意見も出されましたが、「現にサービスの利用をしていない」ということも含めて分析するためにも、手帳の所持者としました。なお、精神障害については自立支援医療（精神通院）受給者を対象とする意見もありましたが、より多くの状態像が含まれるため、今回の対象からは外します。

## 2. 「地域生活支援拠点」の構想

### 1) 3つの機能を併せもつ「拠点」という考え方

多機能型グループホーム（通称：おたすけ処ちょこサポ）は、「体験の機会・場」「緊急時の受け入れ・対応」という課題に対応して、3つの機能を併せもちます。つまり、①体験に特化した「ぷれグループホーム」、②夜間・休日を問わず、電話での相談に応じる「とりあえず相談窓口」、③急な預かりに対応する「おたすけショートステイ」です。これらの機能は、委員会やヒアリングでの議論で明らかになったニーズであり、いわば現状の支援体制の隙間です。これらの機能を既存の施設・事業所に付加するのではなく、新たな拠点として整備を検討します。それは、3つの機能を1つの「拠点」として併せ持つことで、効率的な運営が可能になると考えるためです。

### 2) ぷれグループホーム

#### (1) 基本的なイメージ

拠点の核となる事業は、「体験」に特化したグループホームです。これは、「グループホームってどんなところだろう」「地域のなかで親と離れて暮らすってどういうことだろう」という漠然とした不安を解消し、具体的なイメージを持つための体験の場です。現状のグループホームにも体験利用の制度がありますが、その後の利用を前提としているため、どうしても敷居が高くなりがちで、「気軽に体験したい」というニーズには馴染みにくいため、「体験」に特化することで、より多様な「体験」のニーズを受け入れます。また、本来の利用の「空き」を考慮することなく、「体験」を計画的に実施できるというメリットもあります。

名称の「ぷれ」はぷれジョブに由来します。ぷれジョブとは、障害のある子どもたちの

職場体験プログラムのことです。それは単に子どもたちが職業について理解することだけでなく、生まれた地域にそれぞれの役割を持ち、それぞれのいのちがよくなることを目指す活動であり、また地域に住む人々が、その立場をこえて、つながりを再構築していく活動<sup>1</sup>であると言われていています。ふれジョブは就職を前提とした職場実習とは異なり、あくまで体験することに重きを置いています。ふれグループホームも同様に、体験することを大切にしており、そのことで生まれた地域で暮らすということを目指す、さらには保護者を含めた周囲の人たちが新たな暮らしのあり方を再構築していく機会となることを目指す事業です。ふれグループホームで地域生活についての興味・関心が高まり、実際にそこでの暮らしを目指したいと思った時には、実際に利用予定しているグループホーム等での体験的利用につなげる、そのステップ段階です。いきなり一人で泊まることに戸惑いがある場合には、親と一緒に泊まるなどのスモールステップも可能です。利用期間も個々の事情やニーズに応じて、短期（1泊2日）から長期（最長30日）まで可能とします。利用回数について上限は設けず、個別の事情に応じて、段階的に実施できることとします。

利用対象として想定されるのは、現在、自宅で家族と同居している者、あるいは病院や施設に入院・入所している者です。イメージを持つことを目的としているため、通常のグループホームの利用年齢より少し前段階である義務教育終了段階<sup>2</sup>を想定しています。高校・高等部に在籍している場合には、卒業後の進路指導の一環としても利用可能です。平日は、通学、通勤といった通常の生活パターンで過ごすこととなります。

## （２）事業運営に関する事項

「体験」では想定外のことも起こりうるため、24時間の支援体制が必要です。運営の試算としては、グループホーム（6：1）の人員配置基準を想定し、実際の利用定員は4人とします。残り2枠は「おたすけショートステイ」に充てます。具体的には、介護サービス包括型の共同生活援助の体制をとり、管理者、サービス管理責任者、生活支援員、世話人を配置します。障害福祉サービス事業収入は、「共同生活援助サービス費（Ⅳ）体験利用」により算定します。

利用があった場合は、本人から「共同生活援助サービス費（Ⅳ）体験利用」の1割負担及び、食費・光熱水費・家賃等の実費を徴収します。なお、家族と一緒に利用する等の場合に家族等に係る費用は実費徴収とします。

## 3）「とりあえず」相談窓口

準備委員会での議論で出された、「駆けつける」ほどの必要はない、しかし「とりあえず相談したい」程度のトラブルやハプニングに対応する相談窓口です。ふれグループホームの24時間支援体制を有効に活用し、主に夜間や土日・祝日など、他の相談窓口が開いていない時間（日中も対応は可能）に、「とりあえず困りごとを聴く」役割を担う。「いつでもつながる」という安心感を担保することを目的としています。

ただし、全ての障害分野の、あらゆる内容の相談に応じられるだけの人材を確保するこ

---

<sup>1</sup> 全国ふれジョブ連絡協議会HPより引用

<sup>2</sup> 原則的には15歳に到達後の最初の年度初め以降とする



とは難しいため、この窓口では「とりあえず」話を聞くこと、そして内容に応じて、専門相談窓口や地域の相談窓口につなぐ等の「振り分け機能」を担います。

相談は電話等で対応し、原則的には直接会って行う支援は行わず。他の相談窓口につなぐ際には、相談者に窓口の情報を伝えるという方法だけでなく、相談者の了解を得たうえで相談機関に情報を伝え、相談機関から相談者へアプローチしてもらうように依頼します。

#### 4) 「おたすけ」ショートステイ

##### (1) 基本的なイメージ

本来の目的は、「とりあえず一晩を乗り越えたい」というニーズに対応するサービスであり、準備委員会の議論やヒアリング、アンケート調査でも多かった「すぐに預けられる」ことを最優先としています。この場合「すぐに」は、「今夜」のことで、諸手続きを経て利用する制度上のショートステイとの最大の違いです。「家庭以外で安全に過ごせる場所を一時的に提供する」というコンセプトであるため、快適性や居心地の良い環境の提供までは至らないにしても、最低限の安全は担保されます。

「緊急」の内容を問わないことも制度上のサービスとの違いで、当人や家族が「緊急」と感じている事態であれば、原則的には預かります。受給者証の有無も問いません。制度外であるが故のフレキシビリティを生かして、家庭の事情等、「ちょっと一晩を支えてほしい」というニーズにも対応します。

利用対象も、原則として障害者手帳所持者としていますが、現に手帳を所持していない人であっても、障害福祉の観点から支援が必要だと判断された人は預かります。そのことによって、準備委員会でも議論になった、現にサービスを利用していない（しかし何らかの支援が必要な）潜在的利用者の把握につながることも想定しています。

こうした使い勝手の良いサービスの場合、想定を上回る利用希望が生じることがあります。その点も踏まえ、原則として1泊2日の利用とします。あくまでも「ちょっと一晩」であることがこのサービスの特徴のため、引き続きショートステイが必要な場合には、翌朝に障害福祉課等の専門相談窓口につなぎ、受け入れ先の調整を依頼します。

##### (2) 事業運営に関する事項

3つの事業を一体的に運営することのメリットを重視し、ふれグループホームの空きである2名分を充てます。常に利用が見込まれるわけではないですが、緊急時に備えて常時受け入れ枠を確保する必要があるという経営上の難しさがあります。そこで、常時受け入れ可能な体制を整えることを条件に、2名分のサービス報酬(福祉型短期入所サービス費)を固定経費として(つまり利用があってもなくても)市から支弁してもらう手法を検討します。利用があった場合には、本人から「福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)」の1割負担及び、食費・光熱水費等の実費を徴収します。

### 5) 「おたすけ処ちょこサポ」の運営イメージ

3事業を1つの拠点で行うことで、運営面でどのような効率性があるのかを検討するため、職員配置について試案を作成しています。日中の「とりあえず相談」は専従のコーディネーターを配置し、それ以外の職員は「ふれグループホーム」を中心に配置します。

「ふれグループホーム」は体験に特化していることで、従来のグループホームの運営とは異なる部分も多く、事業経営だけを考えると、ふれグループホームが常に定員4名分が稼働していることが望ましいですが、どれだけの需要があるかは未知数です。また、利用者の障害の程度や経験の度合いによって支援の必要度が異なるため、4名が同時に利用することが難しい場合もあります。利用の希望が、時期や曜日によって大きく変動することも予測されます。こうした事情に応じて職員を配置しなくてはならないという難しさもありますが、計画的にスケジュールを組むことができるため、調整は可能と考えられます。

運営上で難しいのは、緊急時の受け入れ・対応を担う「とりあえず相談」や「おたすけショート」の夜間対応です。「ふれグループホーム」の利用者がいる場合といない場合で運営が大きく異なり、利用者がいる場合には夜間も2名体制となるため対応が可能です。しかし、「ふれグループホーム」の利用者がいない場合には1名体制となります。その場合には「おたすけ」ショートに対応できる待機者を確保しておく必要があり、バックアップ施設との協力体制が必須となります。

(参考) 「おたすけ処ちょこサポ」職員配置のイメージ

時間	ふれグループホーム				とりあえず 相談窓口
	管理者 兼 サービス管理責任者	生活支援員	生活支援員	世話人	コーディネーター
0:00			(16:00~)		
1:00					
2:00					
3:00					
4:00					
5:00				5:00~	
6:00				↓	
7:00				↓	
8:00	8:30~	8:30~	~9:00	~8:30	8:30~
9:00					
10:00					
11:00					
12:00					
13:00					
14:00					
15:00	↓	↓			↓
16:00	~17:00	~17:00	16:00~	16:00~	~17:00
17:00				↓	
18:00					
19:00				~20:00	
20:00					
21:00					
22:00			↓		
23:00			(~9:00)		

# 事業実施の結果及び今後の課題・方針（予定）

## 1. 受け入れ体制上の限界

準備委員会で最も多く議論されたのは、「誰でも」利用可能なのかという点です。たとえば受給者証などによって対象を限定すれば、従来のサービスとの違いがあいまいになります。制度の隙間にあるニーズへの対応という本来の趣旨に則れば対象はできるだけ限定しない方が望ましいですが、一定の枠を設けることなく「誰でも」とすれば、高齢者や児童など対象が拡大していく可能性があります。利用する側にとって使い勝手が良いサービスであればあるほど、想定を超えた利用に結びつきます。

持続可能な制度であるためには、一定の制限は必要のため、原則的には障害者手帳の保有者、もしくは障害福祉サービスの受給者証を交付された者とします。あくまで原則であり、障害福祉という枠で支援することが相応しいかの判断は、現場で対応にあたった職員に委ねざるを得ないため、職員にはその対応のスキルが求められます。

障害者（児）であれば「誰でも」受け入れ可能なのかという議論も多く出されましたが、その一つがいわゆる重度者への対応です。重度の行動障害がある者や医療的ケアが必要な者をどこまで受け入れ可能なかは、対応する職員の経験、事業所の主な利用対象などによって異なります。現状では「誰でも」受け入れることは困難と思われれます。

また受け入れた者が真に満足できるサービスを提供することは難しく、特に相談やショートステイといった緊急に関する事業は「とりあえず」「一時しのぎ」に留まります。即応性と専門性との折り合いをつけながら対応するため、そうした経験を積むことで対象を拡大していく、と言うのが現実的な選択肢と考えられます。

もう一つが、「その人でなくては」というニーズへの対応です。たとえば精神障害のある人の相談、特別な配慮が必要な人のショートステイ、専門的な情報保障（高度な手話通訳）など、様々なケースが該当します。現実的にはこれらのニーズを拠点だけで対応することは困難であるため、拠点で提供できるのは「つなぎ」の支援です。他の相談窓口につなぐ、翌朝に専門的なショートステイにつなぐため、「つなぎ」だけでは対応できないニーズには応えることはできないという限界があります。3つの事業を一体的に運営することのメリットを生かし、たとえば「ふれグループホーム」を利用してもらうことで、職員と馴染みの関係をつくるということも想定されます。

そのほかに緊急時の対応に関する議論で出された意見は、拠点までの移送手段がない場合の対応です。この点は「おたすけ処ちょこサポ」構想だけでは対応が難しく、また拠点に「預ける」のではなく、自宅に「出向く」ことを希望する意見もありました。これは、「とりあえず」相談が想定している、「駆けつける」ほどの必要はない程度のトラブルやハプニングという枠を超えています。相談でもなく、預けるでもない、「駆けつけてほしい」緊急時にどう対応するかは、残された課題です。

## 2. 事業運営上の課題

本モデル事業は、住み慣れた地域での生活をめざすには、生活に密着したエリアを設定し、拠点および面的整備を進めることが望ましいという出発点でしたが、矛盾点も議論されました。

第1に、財源の問題として制度の持続可能性を考えると、市が独自に支弁する費用が増大すること、あるいは事業所の収益が確保されないことは避けなければならないため、ふれグループホームについては、計画的に定員枠を充足することが望ましいですが、そのためには市内に1か所ないし数か所でなくては成り立ちません。

第2に、利用する側の利便性の問題です。「とりあえず」相談窓口は、そもそも「どこに相談したらいいかわからない」といういわゆる相談迷子という課題から出発しています。つまり、「とりあえず」困った時に掛ける電話番号は1つであることが望ましいという原点に立ち返れば、1か所にまとめることの方がニーズに沿っています。

また、「おたすけ」ショートステイは移送の問題も含め、身近な地域にあることが利用し易さにつながります。身近な地域であれば、「駆けつける」が可能な場合もあります。

このように考えると、エリアごとに「拠点」を設けるという発想は、ある点では理に適っていますが、ある点では矛盾を孕んでいます。それは、3つの機能を併せ持つ「拠点」であることの必然性と限界でもあります。3つの機能を併せ持つことは、空き部屋の利用や人員配置など効率的に運営できるだけでなく、相談してきた人を緊急避難的に預かったり、グループホームの体験を経ることで緊急時にスムーズに受け入れられるといったメリットもあります。しかし、必ずしも3つの機能を併せ持った「拠点」である必要はない、というのが、準備委員会での結論であるため、まずは市内に1か所の拠点を整備しつつ、身近な地域に必要な機能は分散させて地域の施設・事業所等が担う、つまり面的整備のなかにこれらの機能を付加するという選択肢を想定します。

## 3. 面的整備の充実に向けて

準備委員会の議論では、「拠点」整備に多くの時間を費やしましたが、面的整備の必要についてもいくつかの指摘がありました。

第1に、体験や「一時しのぎ」の緊急に特化したグループホームやショートステイの整備と並行して、従来のグループホームやショートステイの整備が行われない限り、地域生活への移行にはつながらないということです。ふれグループホームはあくまでイメージを掴むためのステップに過ぎず、現に利用可能なグループホームが量的にも質的にも整備されない限り、親亡き後を見越した地域生活像を描くことができず、とりあえず一晩を乗り越えたとしても、翌日以降も預けられる場所が確保できないと問題の先送りとなります。

第2に、相談窓口やサービス事業所の体制整備とネットワークの強化です。「とりあえず」相談窓口の「振り分け」機能を十分に発揮するには、それぞれの機関の機能が明確になり、分担できる体制が前提です。そして、ネットワークが強化されることが面的整備の本来目指すところです。

# 地域生活支援拠点等整備推進モデル事業



大分市

## 目 次

○大分市の概要	3
○障がい福祉の状況等について	4～9
○事業目的及び事業実施主体	10
○事業の概要	10～13
○大分市地域支援拠点等の整備の種類	14
○事業の内容	15～20
○大分市地域生活支援拠点等の整備に当たって 求められる5つの機能について	21～24
○事業実施の結果及び今後の課題・方針(予定)	25、26

## 大分市の概要

### 【歴史】

大分という地名の由来は、豊後国風土記において、広々とした美田、碩田と名付けられ、後に「大分」と書かれるようになったのが始めともされており、古代から現代まで、大分市は政治、経済、文化の中心的な役割を果たしてきています。

中世・戦国時代には、大友宗麟の下に隆盛を極め、最盛期には北部九州の大半を支配下に治めて、世界にも知られた全国有数の貿易都市豊後府内が形成されました。これに伴い、医術、音楽、演劇など日本で最初の西洋文化が大きく花開きました。

その後、大友氏は島津氏や龍造寺氏などとの対外戦争に敗れ、内部抗争もあって次第に衰退し、江戸時代には小藩分立の中、独特の地域づくりが展開されました。

明治時代に入ると、近隣の町村との合併が繰り返され、明治44年（1911年）4月には市制が施行されました。

激動の昭和時代にあって、太平洋戦争による戦災と混乱、そして復興を経て、高度経済成長期には、新産業都市として、鉄鋼、石油化学、銅の精錬など重化学工業を中心に発展を遂げ、近年ではIT関連企業が進出するなど様々な産業が集積しています。

交通では、日豊、久大、豊肥の鉄道3線や高速道路など県内外からの主要幹線道が合流しており、また、豊後水道を經由して内外に通じる海上交通が発達し、東九州における経済活動の一大拠点を担っています。

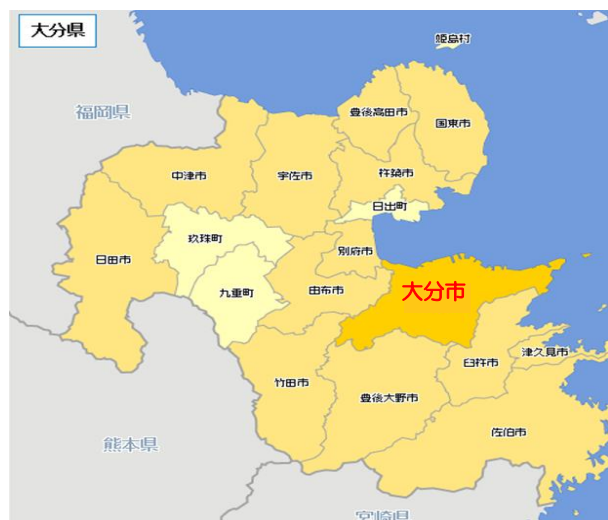
平成23年（2011年）4月には「市制施行100周年」を迎え、ますますの飛躍が期待されているところです。

### 【自然】

大分市は、九州の東端、瀬戸内海の西端に位置し、周辺部を高崎山、九六位山、霊山、鎧ヶ岳、縦木山などの山々が連なり、市域の半分を森林が占めるなど豊かな緑に恵まれています。これらの山々を縫うように県下の二大河川である大野川と大分川が南北に貫流しながら別府湾に注いでいます。その下流部には大分平野を形成しており、海岸部においては、北部沿岸海域は水深が深く、東部海岸は豊予海峡に面したリアス式海岸で天然の良港となっています。

市域は東西50.8キロメートル、南北24.4キロメートル、面積502.39平方キロメートルと九州でも有数の広い市（107市中15番目、県庁所在地では、宮崎市、鹿児島市に次いで3番目）となっています。

また、気象は瀬戸内海気候に属し、温暖で、自然条件に恵まれた地域です。



人口・世帯数（H28.4月末現在）	
総人口	478,805人
男性	229,928人
女性	248,877人
世帯数	215,655世帯

## 障がい福祉の状況等について

身体障害者手帳の所持者数

(単位：人)

年度 区分	平成 25 年 4 月 1 日			平成 26 年 4 月 1 日			平成 27 年 4 月 1 日		
	18 歳 未満	18～ 64 歳	65 歳 以上	18 歳 未満	18～ 64 歳	65 歳 以上	18 歳 未満	18～ 64 歳	65 歳 以上
1 級	186	1,412	2,904	185	1,372	3,016	199	1,327	3,098
2 級	103	1,108	2,378	100	1,055	2,407	93	1,041	2,389
3 級	65	1,262	3,863	60	1,212	3,908	59	1,144	3,901
4 級	14	1,218	3,363	13	1,150	3,547	14	1,104	3,612
5 級	13	637	1,119	9	632	1,189	10	599	1,267
6 級	26	329	878	24	321	906	26	299	924
小計	407	5,966	14,505	391	5,742	14,973	401	5,514	15,191
合計	20,878			21,106			21,106		

療育手帳の所持者数

(単位：人)

年度 区分	平成 25 年 3 月 31 日			平成 26 年 3 月 31 日			平成 27 年 3 月 31 日		
	18 歳 未満	18～ 64 歳	65 歳 以上	18 歳 未満	18～ 64 歳	65 歳 以上	18 歳 未満	18～ 64 歳	65 歳 以上
A1 (最重度)	122	343	26	128	348	30	137	357	32
A2 (重 度)	152	380	68	163	378	74	188	380	77
B1 (中 度)	205	470	78	222	488	86	227	492	96
B2 (軽 度)	343	873	54	381	910	62	420	961	73
小計	822	2,066	226	894	2,124	252	972	2,190	278
合計	3,114			3,270			3,440		

精神障害者保健福祉手帳保持者

(単位：人)

年度 区分	平成 25 年 3 月 31 日			平成 26 年 3 月 31 日			平成 27 年 3 月 31 日		
	18 歳 未満	18～ 64 歳	65 歳 以上	18 歳 未満	18～ 64 歳	65 歳 以上	18 歳 未満	18～ 64 歳	65 歳 以上
1 級	0	80	95	0	65	96	0	86	92
2 級	37	1,498	183	42	1,659	251	63	1,784	296
3 級	8	516	47	11	566	42	11	644	54
小計	45	2,094	325	53	2,290	389	74	2,514	442
合計	2,464			2,732			3,030		



## 手帳所持者数の推移（各年度 4 月 1 日現在）

（単位：人）

区 分	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
身体障害者手帳	19,981	20,478	21,028	21,386	20,697	20,878	21,106	21,106
療育手帳	2,615	2,737	2,832	2,853	2,962	3,114	3,270	3,440
精神障害者保健福祉手帳	1,539	1,698	1,933	2,137	2,204	2,464	2,732	3,030
合 計	24,135	24,913	25,793	26,376	25,863	26,456	27,108	27,576

## 難病患者（大分県特定疾患治療研究事業に基づく受給者数）（各年度末）

（単位：人）

年度	平 23 年度	平 24 年度	平 25 年度	平 26 年度
受給者数	3,202	3,379	3,537	3,809(※1)

※1 平成 26 年 12 月 31 日時点。

## 障害福祉サービス支給決定者数の推移（各年度末）

（単位：人）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
身体障がい者	923	986	1,054	1,029	1,005
知的障がい者	1,335	1,430	1,511	1,525	1,549
精神障がい者	485	592	721	815	930
難 病				3	0
障がい児			630	666	695
合計	2,743	3,008	3,916	4,038	4,179

## 大分市の障害福祉サービス事業所等の事業所（施設）数

平成 27 年 11 月 1 日現在

区 分	居宅 介護	重度 訪問 介護	行動 援護	同行 援護	生活 介護	生活 訓練	宿泊型 自立 訓練	就労 移行	就労 A型	就労 B型	施設 入所 支援	計画 相談 支援	地域 移行 支援	合計
事業所数	111	103	18	65	24	7	1	17	24	45	5	38	9	467

## 大分市の障害児通所支援事業等の事業所（施設）数

平成 27 年 11 月 1 日現在

区 分	児童発達支援	放課後等デイ サービス	保育所等訪問	障害児 入所施設	障害児 相談支援	合 計
事業所数	14	33	6	1	20	74

## 大分市のグループホームの状況

平成 27 年 11 月 1 日現在

区 分	共同生活住居区分			定員	利用者数	空き状況
	身体	知的	精神			
事業所数・人数	9ヶ所	66ヶ所	38ヶ所	591人	540人	51人

## 大分市の短期入所の状況

※平成 27 年 11 月 1 日現在

事業所名称	種別	定員	本体施設 (空床型)	本体施 設定員	福祉型 医療型
博愛会地域総合支援センター短期入所事業所（併設型）	空床・併設型	1	宿泊型自立訓練	17	福祉型
ホーム「しのめ」	空床型	—	共同生活援助	20	福祉型
うえの園	併設型	2	—	—	福祉型
清明あけぼの学園	併設型	2	—	—	福祉型
庄の原苑ショートステイサービスセンター	併設・空床型	8	特別養護老人ホーム	70	福祉型
短期入所事業所燦シャイン	併設型	1	—	—	福祉型
短期入所事業所ラ・ソレ	併設型	1	—	—	福祉型
緑風苑指定短期入所生活介護施設	併設型	20	—	—	福祉型
大分こども発達支援センター医療型特定短期入所サービスやすらぎ	単独型	4	—	—	医療型
短期入所事業 ファミール	併設型	4	—	—	福祉型
医療法人ライフサポート明和記念病院	空床型	—	病院	120	医療型
大分豊寿苑短期入所生活介護事業所	空床型	—	介護老人保健施設	10	医療型
指定短期入所生活介護事業所白水長久苑	併設・空床型	14	介護老人福祉施設	45	福祉型
短期入所 スペアミント	併設型	1	—	—	福祉型
清流苑ショートステイ事業所	併設型	33	—	—	福祉型
ショートステイハーモニーの森	併設型	3	—	—	福祉型
第二博愛寮併設型短期入所事業所	併設型	4	—	—	福祉型
多機能型事業所「おおいた」短期入所事業	併設型	2	—	—	福祉型
ひまわり園	併設型	4	—	—	福祉型
グループホームひまわり辻	併設型	3	—	—	福祉型
短期入所事業所きすな	併設型	1	—	—	福祉型
アルメイダメモリアルホーム ショートステイサービス	空床型	—	特別養護老人ホーム	70	福祉型
特別養護老人ホームそうだ藤の森	併設型	16	—	—	福祉型
短期入所施設こころハウス	併設型	2	—	—	福祉型
創生の里短期介護宿泊施設	空床・併設型	18	介護老人福祉施設	70	福祉型
第一博愛寮短期入所事業所	空床・併設型	8	障害者支援施設	80	福祉型
百華苑身体障害者短期入所事業	併設型	3	—	—	福祉型
ケアホームすぎのき短期入所事業	空床型	—	共同生活援助	6	福祉型
	合計	155			

大分市委託相談支援事業 月間報告書（平成 27 年 10 月分）

4箇所の委託相談事業の総合計

- ・大分市障がい者生活支援センター「さざんか」（対象者：主に身体障がい者）
- ・大分市障がい者生活支援センター「コーラス」（対象者：主に知的障がい者）
- ・大分市障がい者生活支援センター「チューリップ畑」（対象者：主に精神障がい者）
- ・地域生活支援センター「きぼう21」（対象者：主に精神障がい者）

①活動内容・時間帯別の件数

活 動 項 目		早 朝	午 前	午 後	夜 間	合 計
		～8：30	8：30～	12：00～	17：15～	
会 議	自立支援協議会	0	0	1	0	1
	個別調整会議	0	1	4	0	5
	その他の会議	0	0	2	0	2
訪問相談	単 独	1	19	21	0	41
	合 同	0	4	23	0	27
来所相談	単 独	0	21	30	1	52
	合 同	0	1	1	0	2
電話相談	利 用 者	2	119	232	32	385
	行政機関	0	3	5	2	10
	関係機関	0	23	25	1	49
メール相談	利 用 者	0	1	2	1	4
	行政機関	0	0	0	0	0
	関係機関	0	0	0	0	0
連絡調整	利 用 者	5	26	36	1	68
	行政機関	0	30	36	2	68
	関係機関	0	61	98	2	161
資料等の作成	相談記録	1	193	295	34	523
	調整会議等資料作成	0	0	0	0	0
	そ の 他	0	0	0	0	0
合計		9	502	811	76	1398

大分市委託相談支援事業 月間報告書（平成 27 年 10 月分）

4箇所 の委託相談事業の総合計

- ・大分市障がい者生活支援センター「さざんか」（対象者：主に身体障がい者）
- ・大分市障がい者生活支援センター「コーラス」（対象者：主に知的障がい者）
- ・大分市障がい者生活支援センター「チューリップ畑」（対象者：主に精神障がい者）
- ・地域生活支援センター「きぼう21」（対象者：主に精神障がい者）

②障害別相談件数

相談内容	障害区分							合計
	身体障害	知的障害	精神障害	重症心身障害	発達障害	難病	その他	
手帳、医療費の申請等に関する相談支援	10	6	6	3	0	1	5	31
介護に関わる相談	7	3	11	2	0	4	0	27
日常生活支援相談	12	16	56	1	10	5	3	103
住む場所についての相談	11	6	31	0	6	5	2	61
年金等収入に関する相談	2	4	5	0	0	0	0	11
移動（屋内・屋外）	5	4	5	0	20	3	1	38
ストレス等に関する相談	1	4	187	0	2	0	5	199
コミュニケーション支援	0	0	21	0	7	0	0	28
健康管理・服薬管理相談	4	8	59	0	7	5	0	83
家族（人間）関係に関する相談	1	11	71	0	26	0	5	114
総合支援法利用支援	16	10	12	3	2	1	7	51
福祉用具に関する相談	4	1	1	0	0	1	1	8
住宅環境・改造に関する相談	2	0	0	0	0	1	0	3
社会参加に関する相談	3	6	16	0	6	0	0	31
就労に関わる相談	3	5	34	0	17	0	1	60
教育に関わる相談	0	0	2	0	0	0	0	2
危機管理に関わる相談	0	0	4	0	2	0	0	6
財産・金銭管理に関わる相談	4	3	24	0	0	0	1	32
サービス苦情に関する相談	1	0	5	0	6	1	0	13
ボランティア等に関する相談	0	0	0	0	1	0	0	1
療育に関する相談	0	1	0	0	0	0	0	1
医療機関との連絡調整	3	4	0	1	0	2	1	11
虐待ケース等への対応	1	0	0	0	0	0	0	1
利用者家族に関する相談	1	0	2	0	1	0	0	4
公的機関等への同行支援	0	0	1	0	0	0	0	1
社会資源等の情報提供	2	3	8	0	1	0	1	15
その他	8	8	23	0	14	1	1	55
合計	101	103	584	10	128	30	34	990
合計の実人員	36	49	61	6	18	6	19	195

平成26年度大分市障害者虐待防止センター対応状況（3月末まで）

1. 通報件数

年度	26年度	25年度	24年度（H24.10～）
件数	26（内虐待対象で調査した件数 24件 対象外 2件）	32（内虐待対象で調査した件数 25件 対象外 7件）	28（内虐待対象で調査した件数 21件 対象外 7件）

2. 虐待の通報者

相談者・通報者	本人	家族親族	施設事業所	行政	病院	近隣知人	匿名	その他	計
件数	10	1	1	8	4	2	0	0	26

3. 虐待の種類

種類	養護者による虐待	施設従事者による虐待	使用者による虐待	計
調査件数	17	6	1	24
内虐待と認められたもの	5	0	0	5

4. 虐待の類型別件数（重複あり）及び被虐待者の年齢別件数

分類別 年齢階層	分類別					合計（調査件数）
	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	
18～39	2	0	2	0	1	5
40～49	1	0	0	1	0	2
50～59	0	0	0	0	0	0
60歳以上	1	0	0	0	0	1
その他（不詳）	0	0	0	0	0	0
計	4	0	2	1	1	8(5)

5. 虐待の類型別及び虐待者別の件数（重複あり）

虐待分類	虐待者								合計 （調査件数）
	母	父	夫・妻	息子・娘	兄弟姉妹	その他 （父母）	施設 従事者	使用者	
身体的虐待	1	2	1	0	1	0	0	0	5
ネグレクト	0	0	0	0	0	0	0	0	0
心理的虐待	1	1	0	0	1	0	0	0	3
性的虐待	0	1	0	0	0	0	0	0	1
経済的虐待	0	1	0	0	0	0	0	0	1
計（調査件数）	2	5	1	0	2	0	0	0	10(5)

## **事業目的**

障害者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障害児者の地域生活支援を推進する観点から、障がい児者とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、市内の状況に応じた、本市の地域生活支援のための拠点、地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制づくり等を推進することを目的とする。

障害者総合支援法第88条に基づき策定した第4期大分市障害福祉計画において、国の基本指針に即し、「平成29年度末までに地域生活支援拠点等を市内に1箇所整備するよう努める。」こととしており、平成27年度については、障がい児者等の生活を地域全体で支えるサービス体制の構築を図るため、関係機関で構成する協議会等を設置し、地域の現状分析や必要な機能の整理、地域生活支援拠点等の整備方針等について、具体的な検討を行う。

## **事業実施主体**

大分市

## **事業参画法人**

- 社会福祉協議会
- 学識経験者
- 障害福祉サービス事業者等
- 地域の関係団体

## **事業の概要**

市と市内の障害福祉関係者等との協働で、本市における地域生活支援拠点等の整備についての具体的な検討を行うため、市障害福祉課を事務局とする準備委員会等を設置・開催した。

### **①事業者への説明会の開催**

社会福祉法人等に対し、地域生活支援拠点等の整備に係る説明会を開催し、事業の周知を図るとともに準備委員会等への参画を募った。

### **②協議会等の開催**

#### **• 大分市地域生活支援拠点等整備推進協議会の開催**

当該モデル事業の実施にあたり、社会福祉協議会、学識経験者、障害福祉サービス事業者、地域の関係団体等を構成員とする「大分市地域生活支援拠点等整備推進協議会」を設置し、市内の現状に応じて、どのような機能をどれだけ整備していくか等について

検討し、地域生活支援拠点等の整備の基本方針及び事業内容に係る意見を取りまとめ、市長へ報告することを目的とした。

なお、市長への報告の時期については、平成28年度中を予定しており、それを受けた市が拠点等の整備内容等について最終的な判断を行うこととしており、平成27年度の当該モデル事業のみならず、平成28年度も引き続き協議を進めていく。

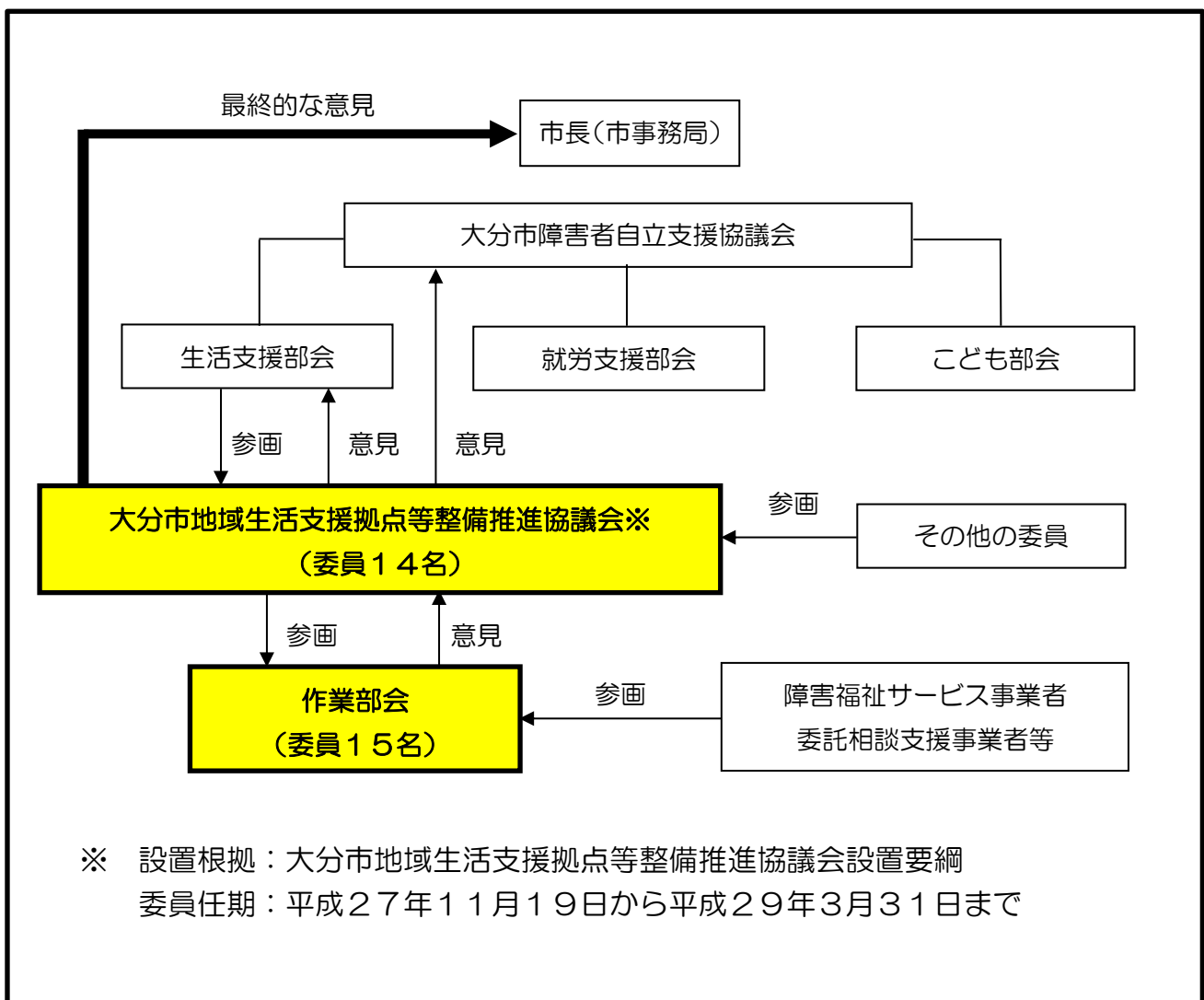
・作業部会の開催

協議会に「作業部会」を設け、地域生活支援拠点等の整備についての具体的な検討、調査等を実施した。

③大分市障害者自立支援協議会等への意見聴取

本市の実情に応じた体制の整備について協議を行う重要な役割を担うものとして、大分市障害者自立支援協議会等への意見聴取を実施した。

大分市地域生活支援拠点等整備推進協議会の位置付けについて



※ 設置根拠：大分市地域生活支援拠点等整備推進協議会設置要綱  
委員任期：平成27年11月19日から平成29年3月31日まで

## 大分市地域生活支援拠点等整備推進協議会委員名簿

任期 平成27年11月19日から平成29年3月31日まで

(委員数14名)

職 名	氏 名	
社会福祉法人大分市社会福祉協議会常務理事	阿部 俊作	会長
国立大学法人大分大学教育福祉学部講師	廣野 俊輔	副会長
大分市身体障害者福祉協議会連合会理事	田原 智彦	
大分市民生委員児童委員協議会障がい者福祉部会部会長	岡本 康子	
大分市地域包括在宅介護支援センター協議会滝尾包括支援センターセンター長	五阿弥 雄次	
大分市障害者生活支援センター「さざんか」相談支援専門員	上村 加代	
相談支援事業所「チューリップ畑」管理者	金澤 康隆	
社会福祉法人幸福会統括施設長	花宮 良治	
社会福祉法人シンフォニー理事長	村上 和子	
博愛会地域総合支援センター施設長	赤嶺 光徳	
社会福祉法人大分すみれ会理事長	福島 益夫	
大分こども発達支援センターつばさ学園副園長	菊池 朋子	
大分市福祉保健部次長	淵 万壽	
大分市保健所次長兼保健予防課長	藤田 庄司	



## 大分市地域生活支援拠点等整備推進協議会作業部会名簿

(担当者数 15 名)

所 属	氏 名	
社会福祉法人幸福会 ソレイユ	花宮 良治	会長
社会福祉法人シンフォニー 大分市障害者生活支援センターコーラス	村上 和子	副会長
社会福祉法人幸福会 やまびこフレンド	佐藤 公子	
社会福祉法人シンフォニー 大分市障害者生活支援センターコーラス	古川 聖子	
社会福祉法人大分市社会福祉協議会 大分市障害者生活支援センター「さざんか」	上村 加代	
社会福祉法人大分市社会福祉協議会 あんしんサポートセンター大分	加藤 初音	
社会福祉法人博愛会 博愛会地域総合支援センター	熊沢 正芳	
社会福祉法人博愛会 第一博愛寮	大塚 康裕	
社会福祉法人大分市福祉会 多機能型事業所「おおいた」	飯倉 三佳子	
社会福祉法人大分すみれ会 地域生活支援センター「きぼう21」	福島 益夫	
社会福祉法人杉の木会 杉の木園	佐嶋 圭司	
社会福祉法人新友会 ひまわり畑	羽矢 一弘	
社会福祉法人新友会 ひまわりの家	小塩 桂史	
医療法人謙誠会 相談支援事業所「チューリップ畑」	武本 智慧光	
医療法人謙誠会 グループホーム「こころハウス」	佐藤 彰倫	

# 大分市地域生活支援拠点等の整備の類型

24時間 365 日対応の相談窓口を構築し、緊急時の受け入れ、体験の場等の提供については、市内にある障害福祉サービス事業所等の社会資源を活用する。

## ⇒ 「面的整備型」

(整備手法に関する主な意見)

- 身体、知的、精神の障害児者等に対する総合的な支援が必要となるため、それぞれの特色を持った法人が連携して支援する体制が望ましい。
- 大分市の障害者がどこの法人のサービスを利用しても、或いは、利用していなくても、誰でも気兼ねなく相談（通報）できたり、駆け込んだりすることができるといった、法人の垣根を取り払った相談窓口の体制を整備するためにも、面的整備型が望ましい。
- 多機能拠点整備型では、一つの法人の財政面や人的な負担が非常に大きくなるものと考えられるため、整備の実施は困難である。
- 大分市内には500ヶ所以上の事業所があり、連携して市内全体を支援していくといったときにも十分な事業所数があると考えられるため、面的整備型が望ましい。
- 多機能拠点整備型という手法においては、障害者支援施設の整備という手法があるが、これは、「障害者支援施設の整備は、市内の入所者総数が増加しない範囲で行われることが必要。」とされており、既存の施設が定員を減員して整備するということであり、現在の大分市の状況では、そのようなことは困難であり、一法人で手をあげる法人はないと考えられる。
- 多機能拠点整備型のデメリットの中「建設する土地の用途が立っていないと間に合わない」点については、行政としては何より厳しいと考える。

# 大分市地域生活支援拠点等の整備イメージ（平成28年3月30日時点）



## 事業の内容

### 協議会等の開催実績等について

【開催状況】大分市地域生活支援拠点等整備推進協議会 3回  
作業部会 8回

年 月 日	内 容
平成27年 7月 1日	国から事業の内示
9月 3日	モデル事業の法人説明会開催通知 市内の34法人へ通知（社福33+医法1）
9月24日	協議会設置要綱制定 法人説明会（拠点等の概要・24時間体制の職員対応等） ⇒ 17法人が出席（社福16+医法1）
10月 9日	モデル事業参画法人を集約 ⇒ 9法人が参画（社福 8+医法1）
10月29日	協議会委員推薦依頼書発送
11月 9日	協議会委員委嘱決定
11月19日	大分市地域生活支援拠点等整備推進協議会委員委嘱状交付式 大分市地域生活支援拠点等整備推進協議会 第1回会議
11月27日	第1回作業部会（9:30～12:00）2.5H
12月10日	第2回作業部会（9:30～12:00）2.5H
12月25日	第3回作業部会（9:30～12:00）2.5H
平成28年 1月18日	第4回作業部会（9:30～12:00）2.5H
1月27日	国への中間報告
2月 3日	第5回作業部会（9:30～12:00）2.5H
2月16日	大分市地域生活支援拠点等整備推進協議会 第2回会議
2月23日	大分市障害者自立支援協議会への意見聴取
2月29日	第6回作業部会（9:30～12:00）2.5H
3月11日	委託相談支援事業所（4箇所）との協議
3月15日	第7回作業部会（10:00～12:00）2H
3月23日	相談支援専門員連絡会への意見聴取
3月25日	第8回作業部会（10:00～12:00）2H
3月30日	大分市地域生活支援拠点等整備推進協議会 第3回会議

平成28年4月 ～ 平成29年3月	平成28年度大分市地域生活支援拠点等整備推進協議会 （大分市障害者自立支援協議会 生活支援部会 参画）
-------------------------	--

平成29年4月～	平成29年度大分市地域生活支援拠点等の整備・運営 （大分市障害者自立支援協議会 生活支援部会）
----------	--

## 協議の成果等について

①社会福祉法人等に対し、地域生活支援拠点等の整備に係る説明会を開催し、事業の周知を図るとともに協議会等への参画を募った。

⇒ 9法人（社会福祉法人8＋医療法人1）から参画希望があり、大分市地域生活支援拠点等整備推進協議会又は作業部会に参画することとなった。

②地域生活支援拠点等の整備に当たり、最初に基本方針（整備方法）について検討を行った。

### 【検討の結果】

下記の理由等により、本市における整備手法は「面的整備型」が望ましいといった意見でまとまる。

- ・本市の障害者がどこの法人のサービスを利用しても、あるいは、利用していなくとも、誰でも気兼ねなく相談（通報）できたり、駆け込んだりすることができるといった、法人の垣根を取り払った相談窓口の体制を整備するためにも、面的整備型が望ましい。
- ・市内には500ヶ所以上の事業所があり、連携して市内全体を支援していくといったときにも十分な事業所数があると考えられるため、面的整備型が望ましい。等

③協議会等において、「親亡き後」の問題は現時点でも起き始めている課題であり、障がい者等の日常生活を24時間途切れのない相談体制で支援し、地域での身近な支援拠点等となるよう、24時間365日対応の相談窓口の構築が望まれるといった意見があった。

また、市障害福祉課が所管する建物（旧ホルト園）のうち、十分に活用されていない建物があり、市独自の施設運営が可能である。

### 【検討の結果】

市の所管する建物（旧ホルト園）に、24時間365日対応の相談機能の拠点として「（仮称）大分市障がい福祉安心コールセンター」を創設する。

（旧ホルト園の写真）





- ④他都市の当該モデル事業の中間報告において、事前登録制を採用しているところがあったので、有効性等について検討を行った。

(事前登録制の検討の必要性・考察)

○栃木市の調査を踏まえたこと（当該モデル事業の中間報告により）。

⇒ 受け入れる事業所がある程度余裕をもって対応ができる。

- ・短期入所事業所等で受け入れの際は、障がい者の疾病や服薬の種類、方法等の医療面の情報、アレルギーや食事形態等の食事についての情報も最低限必要となる。
- ・言語的コミュニケーションがとれない場合には、どのようなサインやしぐさ等の意思疎通方法があるのかという情報も事前に必要となる。
- ・それらの情報が得られた場合には、実際の緊急時での利用する場合でも、事業所としても余裕をもって支援が提供できると考えられる。

○緊急時の対応において、緊急対応支援員に必要な情報提供ができるようになるなどして、迅速かつ適切な支援に繋がる。

- ・当日の電話対応のみで、必要な最低限の情報が聞き出せないことも考えられる。
- ・事前情報が少ない中での支援は、職員の負担が非常に大きい。
- ・電話対応における聞き取りを大幅に省くことができ、迅速な対応が可能となる。
- ・事前情報により、対応方法が変わってくるのがよくあるので、適切な支援、またトラブルを回避する観点からも、事前情報は必要である。

○事前登録制度にした場合、制度の趣旨を説明する機会を作ることができる。

- ・精神科医療の対応等の支援の在り方について説明することができ、制度の周知を図ることができる。
- ・それでも医療機関の受診等を希望する精神障がい者から連絡があった場合、支援のお断りの電話対応が行いやすい。

○事前登録制に一定の基準を設けるかどうかと申請方法について検討が必要である。

- ・「独居」、「長期入所患者の退院支援」、「高齢者と2人暮らし」等の突発的な支援が必要となる可能性が高い障がい者のみ支援対象とするのかどうか検討が必要である。  
(申請書の必要事項を記載すれば、登録ができるかどうか)
- ・⑤のとおり、一定の基準に満たさない障がい者の支援をどうするのか。

○事前登録の申請が無い障がい者の支援についてどうするのか。

- ・登録外の障がい者等について、支援の対象外とした場合は、本当に緊急支援が必要なときに対応してもらえずに困ったという声が出てくるのが予想される。
- ・事前登録制を「原則」とした場合、事前登録申請が無い障がい者からの電話相談は結局受けることとなるため、職員の負担は大きくなる。

### 【検討の結果】

- コーディネーターや緊急対応支援員、短期入所事業所等の受け入れ先の障害福祉サービス事業所等の負担の軽減を図ることと、迅速かつ適切な支援を可能にするためにも事前登録制を導入することが望ましい。
- 障がい者の事前登録制の導入に当たっては、登録外の障がい者の支援が対象外となってしまうことを懸念して、事前登録を「原則」とし、登録外の障がい者についても必要な支援を行う。

⑤大分市障害者自立支援協議会の意見聴取等において、現在行っている「大分県精神科救急電話相談センター」において、精神障がい者の救急相談を受けているが、知的障がい者等の相談内容とは質が大きく異なるため、これを地域生活支援拠点等で行うと、おそらく相談支援専門員は疲弊してしまうといった意見を多く受ける。

#### （現在の状況）

- 「大分県精神科救急電話相談センター」は、平日（土を含む。）17時から21時まで、日・祝日9時から21時まで精神障がい者の相談を受けている。また、相談員のみで判断が困難な場合は、オンコールで当番医師に必要な助言及び支援を受けることができる。
- 上記以外に、救急、警察、主治医等が精神障がい者の緊急時の対応をしている。
- 夜間・早朝帯において、措置入院以外の入院・受診の見込みは非常に低い。
- 警察からの23条通報は、大分市保健所が24時間受け付けている。

### 【検討の結果】

福祉的支援を基本とし、精神症状に起因する医療機関の連絡等は、支援の対象としない。精神疾患に起因する医療機関への入院・受診を必要とする精神障がい者の支援については、21時までは「大分県精神科救急電話相談センター」の役割とし、21時以降については、以下の理由により、支援対象としない。（※ただし、明らかに救急救命が必要な場合に、本人自ら救急に連絡が取れない場合などは、必要に応じて救急（119）等へ連絡をする。）

#### （福祉的支援を基本とする理由）

- 現在のところ、措置入院以外において、精神障がい者を受け入れる医療機関の見込みが非常に低いこと。
- 拠点の機能において、現在の警察などが対応していること以上の支援が見込めないこと。
- コーディネーターは、主に福祉の専門職員による配置となり、医療面の判断が難しく、対応する職員の負担が大きいこと。
- 運営開始後、今後の社会資源（医療機関等）の状況を踏まえながら、医療に係る支援の具体的な検討を行うことが望ましい。

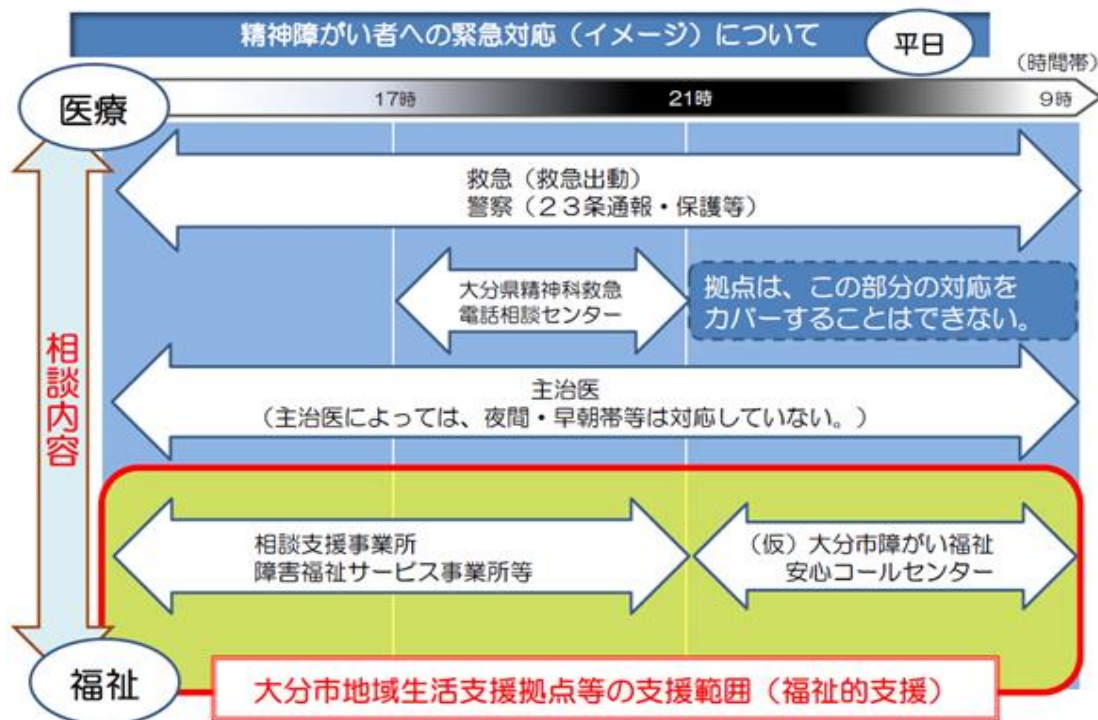
また、コールセンターの名称の検討を行った。

- 「大分県精神科救急電話相談センター」は、医療機関等への紹介を主な業務の一つとしているため、名称として「精神科救急」を前面に出した名称となっている。
- 大分市地域生活支援拠点等の緊急対応については、救急等に連絡をすることがあっても、実際に支援できることは基本的に「福祉」の部分となるため、それが分かるような名称が望まれる。
- 「医療型短期入所」等の医療的ケアが必要な障がい者の支援も考えないといけないが、これは指定障害福祉サービス事業所の指定を受けた事業所となるため、あくまでも障害福祉サービス事業所の形態の1つとして考える。よって、医療型短期入所といった受け入れ体制を整え、その事業所への照会等の相談については、対応する必要があると考える。
- 名称に「緊急」を入れておくと、かえって精神障がい者からの医療機関への対応の要請の電話がかかってくることも考えられる。

(当初の名称案)「(仮称)大分市障がい者緊急コールセンター」



(上記を踏まえた名称案)「(仮称)大分市障がい福祉安心コールセンター」





## 大分市地域生活支援拠点等の整備に当たって求められる5つの機能について

機 能	整 備 内 容
相 談	<p><b><u>(1) 24時間365日対応の相談窓口の構築</u></b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日中：(仮) 9時～21時(年末年始を除く) <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒ 既存の大分市委託相談支援事業所(4箇所)が対応。(時間延長)</li> </ul> </li> <li>・夜間・早朝帯：(仮) 21時～9時(年末年始は24時間) <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒ (仮称)大分市障がい福祉安心コールセンター(新設)</li> </ul> </li> </ul> <p><b><u>(2) 夜間・早朝帯における相談支援の強化(新たな相談窓口の創設)</u></b></p> <p>市が所管する建物内に、「大分市障がい福祉安心コールセンター」を創設し、夜間・早朝帯でも緊急事態の相談を受ける体制を構築する。</p> <p>コーディネーター(相談支援専門員以上)を配置し、緊急事態の相談を電話で受け付け、相談内容に対し、適切な助言等を行い、必要に応じて、障害福祉サービス事業者、緊急対応支援員の出動要請や救急、警察等の各関係機関への連絡を行い、対応状況の確認等を行う。</p> <p>協力法人からの出向により、運営を行う予定である。また、説明会等を通じて、人員配置の協力が可能な法人を増やしていく。</p> <p><b><u>(3) 市内に居住する障害児者やその家族等を支援対象</u></b></p> <p>65歳以上の障がい者から相談があっても、地域包括支援センターとの連携等により必要に応じて対応する。また、事前登録制を導入する場合、事前登録外の障害者に対しても支援する。基本的に福祉的支援に係る相談を受け、精神症状に起因する医療機関の連絡等の相談支援は行わない。</p> <p><b><u>【主な検討・課題事項】</u></b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営面の試算(既存の委託相談支援事業の委託費の見直し等を含む。)</li> <li>・夜間・早朝帯の具体的な勤務形態(シフト表)及び夜勤の人員確保。</li> <li>・年末年始の24時間対応における人員確保。</li> <li>・対応マニュアルの作成。</li> <li>・事前登録制の具体的な運用方法の決定。(申請・情報管理の方法、特定相談支援事業所との連携等)</li> </ul>
体験の機会・場	<p><b><u>(1) 一人暮らし・グループホーム等の体験利用ができる支援体制の構築</u></b></p> <p>グループホーム、短期入所の支給決定者を対象とした、又は市の独自の事業を活用することにより、将来の地域生活を想定した体験的な利用支援を実施する。(親元・家からの自立、地域移行)</p>

<p>体験の機会・場</p>	<p>①将来的な入居を前提としたグループホームの体験利用の運用を検討中。 （専門部屋確保） <u>【利用期間（目安）：2週間程度】</u></p> <p>②短期入所による体験利用。 <u>【利用期間（目安）：1週間程度】</u></p> <p>③市の独自の事業「知的障害者自立生活促進事業（アパート等による宿泊訓練等）」におけるアパート等の居室での体験利用の実施。障害種別の専門性を考慮しながら、事業を行う法人を増やし、適切な居室の数を確保する。 <u>【利用期間（目安）：1～3泊】</u></p> <p><b><u>（2）障害特性に配慮した支援体制の構築</u></b>      重度障がい者、医療的ケアが必要な障がい者の受け入れができるグループホーム、短期入所等について、施設整備により優先的に整備を行う。</p> <p><b><u>【主な検討・課題事項】</u></b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・グループホームの体験利用の具体的な運用方法の決定。</li> <li>・「知的障害者自立生活促進事業」の受け入れ先の拡大に向けて、契約する法人を増やすため、障害種別の専門性及び設備等を考慮し、法人の選定等を行う。</li> </ul>
<p>緊急時の受け入れ・対応</p>	<p><b><u>（1）24時間365日の緊急対応の支援体制の構築（福祉的支援に限る。）</u></b>      夜間・早朝帯の緊急事態の相談窓口（（仮称）大分市障がい福祉安心コールセンター）を創設し、日中の委託相談支援事業所の緊急対応も含めて、24時間365日の緊急対応を行う。直接支援は、福祉的支援を基本とし、精神症状に起因する医療機関への連絡等は支援の対象としない。</p> <p><b><u>（2）短期入所など緊急時の受け入れができる事業所の確保</u></b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内全域の短期入所事業所 （介護保険施設も含めて、短期入所として提供できる居室を増やすため、短期入所の指定申請に向けて、今後、法人に働きかける。）</li> <li>・その他一時的な保護の施設 市の独自の事業「知的障害者自立生活促進事業（アパート等による宿泊訓練等）」におけるアパート等の居室を利用する。 （実施要綱を改正するなどして、支援対象者の拡大を図る。）</li> </ul> <p><b><u>（3）一時待機（見守り）する場の確保</u></b>      夜間・早朝帯で、どうしても短期入所事業所等の受け入れ先が見つからない場合の一時待機（見守り）をする場として、「（仮称）大分市障がい福</p>

<p>緊急時の受け入れ ・対応</p>	<p>社安心コールセンター」を検討している。（緊急対応支援員が見守りのもと、コールセンター内の休憩室を利用する。）</p> <p><b><u>(4) 緊急対応支援員の対応</u></b></p> <p>緊急時の短期入所事業所等までの送迎や付き添い、障がい者の自宅等の現場確認、虐待案件につき保護要請があった場合の本人の安全確保等の直接支援を行う。基本的に自宅等で待機しており、コーディネーターからの直接支援の要請があった場合に、障がい者の自宅等へ出動する。</p> <p>協力法人の当番制により対応が可能かどうか検討中である。</p> <p><b><u>(5) 地域包括支援センター等との連携</u></b></p> <p>65歳以上の障がい者からの緊急事態の相談についても、対応せざるを得ないと考えており、介護保険制度の対象者に対する対応については、地域包括支援センターに連絡をすることとなるため、地域包括支援センター連絡会議や一般のケアマネージャーの対象とした居宅支援事業所の会議等により、当該事業の趣旨等を説明し、制度の周知を図り、緊急時に備えて連携を強化しておく。</p> <p><b><u>【主な検討・課題事項】</u></b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急対応支援員について、協力法人の当番制により対応が可能かどうかを検討。</li> <li>・実際に動く緊急対応支援員の専門性以外の事案のときの支援の在り方。</li> <li>・コーディネーターから緊急対応支援員への情報伝達の方法について、具体的に検討。</li> <li>・介護保険施設も含めて、短期入所事業所として提供できる居室を増やすため、短期入所の指定申請に向けての法人への働きかけ。</li> <li>・短期入所事業所等の居室の空床状況の情報を収集する方法を検討。</li> <li>・医療的ケアが必要な障がい者のための支援体制の構築（医療型短期入所事業所等の整備）。</li> </ul>
<p>専門的 人材の確保・養成</p>	<p><b><u>(1) コーディネーター（相談支援専門員相当の者）の確保</u></b></p> <p>24時間365日の相談窓口の運営に当たって、様々な相談に対する電話対応や緊急時の対応における適切な判断を行うためのコーディネーターの人員配置については、参画法人（9法人）からの出向により確保する。今後は、参画していない法人を対象とした説明会・研修会等を開催し、人員配置の協力が可能な法人を増やしていく。</p> <p><b><u>(2) 相談支援専門員、緊急対応支援員等の支援の向上</u></b></p> <p>実際の支援を通じた支援スタッフのOJT、相談支援専門員連絡会等を活用し、緊急時の対応事例に基づいた各法人向けの研修会等を定期的に関</p>

<p>専門的 人材の確保・養成</p>	<p>催し、相談支援専門員、緊急対応支援員等の支援の向上を図る。</p> <p><b>【主な検討・課題事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「(仮称)大分市障がい福祉安心コールセンター」に勤務する職員の人員確保。</li> <li>・医療的ケアができる看護師等のスタッフの確保や強度行動障害支援者の養成について具体的な方法を検討。</li> <li>・精神障がい者の対応を見据えた精神保健福祉士の確保。</li> </ul>
<p>地域の体制 づくり</p>	<p><b>(1) 地域生活支援拠点の設置、コーディネーターの配置</b></p> <p>「(仮称)大分市障がい福祉安心コールセンター」を創設し、相談支援の新たな拠点の設置、コーディネーターの配置により、24時間365日対応の相談窓口の創設、緊急対応の支援体制の構築。</p> <p><b>(2) 「面的整備型」における障害福祉サービス事業者等との連絡体制の構築</b></p> <p>体験利用の場・緊急時の受け入れ先としてのグループホーム、短期入所等の空床状況の定期的確認や緊急対応時の受け入れ要請の第一報を入れるための市内の障害福祉サービス事業者等との連絡体制を構築する。</p> <p><b>(3) 障害特性に配慮した支援体制の構築</b></p> <p>重度障がい者、医療的ケアが必要な障がい者等の受け入れができるグループホーム、短期入所等について、施設整備により優先的に整備を行う。</p> <p><b>(4) 各関係機関との連携体制</b></p> <p>事業開始に当たっての各関係機関への事前説明、定期的な連絡会を開催する。「(仮称)大分市障がい福祉安心コールセンター」の役割等について、消防、保健所、県、市町村、警察、地域包括支援センター、医療機関、学校、自治委員、民生委員等に対し周知を図り、地域生活支援拠点等の認知度を高めるとともに、緊急の対応時における連携を強化する。</p> <p><b>【主な検討・課題事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の社会資源において対応ができないケースについて検討。 精神障がい者の措置入院には至らないが治療が必要な場合の支援方法。 (運営開始後、社会資源(医療機関等)の状況を踏まえ、検討する。)</li> <li>・夜間等の医療的ケアが必要な場合の医療機関との連携体制の構築。</li> <li>・短期入所事業所等の居室の空床状況の情報を収集する方法を検討。</li> <li>・各関係機関との連絡会の具体的な開催方法。</li> </ul>

## 事業実施の結果及び今後の課題・方針（予定）

### 事業実施の結果

大分市地域生活支援拠点等整備推進協議会及び作業部会を設置・開催し、協議に参画することとなった9法人を中心に、本市における地域生活支援拠点等の整備について協議を行った。

今回は、拠点等の運営を担う一法人中心に協議したのではなく、市と複数法人による官・民の協働で検討してきたため、拠点等の整備内容を決めるにも、予想以上に時間が掛かってしまい、具体的な人員配置等の決定まで至ることができなかった。

その協議の大部分で、「法人間の協力関係の中で、24時間365日対応の相談窓口の運営」という考えのもと、様々な検討を行ってきたが、夜間・早朝帯の人員配置の方法や、夜間・早朝帯の精神障がい者への対応は十分な専門性が無いと職員の負担が大きいという課題などの解決策を考えることに苦慮した。

検討結果としては、夜間・早朝帯の人員配置は、当初は「宿直」を想定していたが、大分労働基準監督署から、当初から許可することはできない旨を伝えられたため、警備会社への委託も考えつつ、最終的には「夜勤」で対応することとした。シフト表(案)や参画法人がどの程度人員協力するかなど具体的な部分は今後の検討事項として残った。

また、精神障がい者への対応は、市内の社会資源を踏まえて、精神症状に起因する医療機関への連絡等の対応は、現在の障害福祉サービス事業者等で担うことは困難と判断し、支援対象を基本的に福祉的支援のみとした。

### 今後の課題・方針（予定）

本市の地域生活支援拠点等の基本機能である「(仮称)大分市障がい福祉安心コールセンター」については、地域生活支援を推進するため、24時間365日途切れなく地域で暮らす障がいのある人とその家族(介護者)に寄り添えるしくみを地域につくる。そして、複数法人による地域連携型で各事業所が有するサービスをコーディネートすることを業務とし、法人の垣根を越えた、公立・中立性を保持するため、法人のサービス提供の場と分離するとともに援護も併せて実施する、だれもが安心して相談ができるコールセンターとすることを目的に設置するものである。

しかしながら、24時間365日の相談窓口の運営は理想ではあるが、現状は参画法人の職員数の余裕がそれほどあるわけではなく、運営開始時に人員確保の確証が現時点では無いことから、無理なく持続可能な地域生活支援体制を構築するという観点も重要となってくる。そのことを念頭に、今後も法人と具体的な協議を行っていく予定である。

その他の課題事項として、経営面の試算(既存の委託相談支援事業の委託費の見直し等を含む)、参画法人以外への周知・協力依頼、職員の質の確保等があり、運営開始するまでに対応しなければいけない事項が多数ある。また、運営を開始してからも、実際の支援を通じて、様々な問題が生じてくることが予想されるため、中・長期的な視点に立って、PDCAサイクル(Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Act(改善))による段階的に課題対応・見直しを行っていくことも大切と考える。

大分市地域生活支援拠点等整備推進協議会は、拠点等の整備の基本方針及び事業内容に係る意見を取りまとめ、市長へ報告することを目的としており、市長への報告は、平成28年度中を予定しており、それを受けた市が最終的に整備内容等を判断を行う。

そのようなことから、平成27年度の当該モデル事業に限らず、平成28年度の引き続き協議を進めていく予定であり、今後、整備内容等が変わってくることも考えられるが、市内の障害児者やその家族にとって、安心して地域生活を送ることができるような市全域の支援体制を構築していきたい。